

令和5年度（2023年度）
包括外部監査報告書

「市民協働推進及び地域福祉に関する
財務事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 谷川 淳

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を四捨五入、比率の表示単位未満について四捨五入により表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(主に合规性に関する事項)に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

目次

| | |
|-------------------------|-----------|
| 第1 外部監査の概要 | 6 |
| 1 外部監査の種類 | 6 |
| 2 選定した特定の事件（監査テーマ） | 6 |
| 3 外部監査対象期間 | 6 |
| 4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由 | 6 |
| 5 監査の方法 | 7 |
| 6 外部監査の実施期間 | 8 |
| 7 監査従事者 | 8 |
| 8 利害関係 | 9 |
| 第2 監査対象の概要 | 10 |
| 1 市民協働推進及び地域福祉に関する施策の概要 | 10 |
| 2 市民協働推進課 | 14 |
| 3 福祉総務課 | 20 |
| 4 指導監査課 | 25 |
| 5 生活援護課 | 28 |
| 6 障がい福祉課 | 31 |
| 第3 監査の総括 | 36 |
| 1 総論 | 36 |
| 2 外部監査の結果及び意見の一覧 | 41 |
| 第4 監査の結果及び意見 | 47 |
| 1 市民協働推進課 | 47 |
| （1）共創プラットフォーム推進事業 | 47 |
| （2）町内会・自治会支援事業 | 50 |
| 2 福祉総務課 | 54 |
| （1）更生保護団体支援事業 | 54 |
| （2）木曾福祉サービスセンター管理事務事業 | 59 |
| （3）福祉サービス総合支援事業 | 64 |
| （4）低所得者・離職者対策事業 | 67 |

| | |
|------------------------------|------------|
| (5) 避難行動要支援者避難支援体制整備事業 | 80 |
| (6) 成年後見制度利用支援事業 | 83 |
| (7) せりがや会館管理事務 | 88 |
| (8) 社会福祉協議会支援事業 | 91 |
| (9) 福祉のまちづくり推進事業 | 95 |
| (10) 福祉輸送サービス事業 | 99 |
| (11) 地域ホットプラン推進事業 | 105 |
| (12) わたしの地区の未来ビジョン推進事業 | 109 |
| (13) 民生委員児童委員協議会事務 | 113 |
| 3 指導監査課 | 117 |
| (1) 指導監査事業 | 117 |
| 4 生活援護課 | 123 |
| (1) 健全育成・自立促進事業 | 123 |
| (2) 生活困窮者自立支援事業 | 132 |
| 5 障がい福祉課 | 137 |
| (1) 通所施設管理事務 | 137 |
| (2) ダリア園事業 | 141 |
| (3) ひかり療育園運営継続支援事業 | 152 |
| (4) 障がい者日中活動系サービス推進事業 | 158 |
| (5) 障がい者相談支援事業 | 165 |
| (6) 身体障がい者施設保護事業 | 171 |
| (7) 身体障がい者短期入所事業 | 176 |
| (8) 身体障がい者総合援護事業 | 179 |
| (9) 身体障がい者訪問入浴事業 | 182 |
| (10) 手話奉仕員養成事業 | 185 |
| (11) 精神障がい者援護事業 | 188 |
| (12) 心身障がい者余暇活動事業 | 194 |
| (13) 小規模作業所等支援事業 | 199 |
| (14) 障がい者就労生活支援事業 | 203 |
| (15) 重度障がい児者医療連携支援事業 | 207 |
| (16) 障がい者レスパイト事業 | 211 |
| (17) 障がい者虐待防止事業 | 215 |

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

「市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について」

3 外部監査対象期間

原則として2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
ただし、必要に応じて2022年度以前及び2023年度の執行分を含む。

4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

国は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援を行うべく、2020年に社会福祉法を一部改正するなど、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めている。

町田市も、2022年3月に「町田市地域ホッとプラン」を策定し、「地域でさえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を基本理念に、人と人とがつながり、多様な価値を尊重し合うことで、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる地域共生社会の実現を目指している。

このような中、近年、人口減少に伴う人口構造の変化や新型コロナウイルス感染症の影響による行動様式の変化、地域コミュニティの希薄化などの社会環境の変化により、地域課題の発見や解決に向けて、これまで以上に地域共生社会の実現を目指す必要性が高まっていると考える。

そこで、町田市の市民協働推進及び地域福祉に関する取組が、社会環境の変化に的確に対応し、機能しているか、有効性・経済性等の観点から検証することは、

時宜にかなない、有意義であると考えた。したがって、今後の町田市の市政運営にとって有用であると判断し、「市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について」を監査テーマに選定した。

5 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・ 市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ・ 市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 市民協働推進及び地域福祉に関する事業の概要をヒアリングにより把握し、課題等を分析する。
- ・ 関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・ 関連施設等の現場視察を実施する。

(3) 監査の対象

① 監査の対象部署

市民部（市民協働推進課）

地域福祉部（福祉総務課、指導監査課、生活援護課、障がい福祉課）

② 視察施設

- ・ 町田市男女平等推進センター
- ・ 社会福祉法人町田市社会福祉協議会
- ・ せりがや会館
- ・ 地域活動支援センター「まちプラ」（社会福祉法人まちなのひ）
- ・ 町田市障がい者就労・生活支援センター「レッツ」
(社会福祉法人まちなのひ)
- ・ 町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」
(社会福祉法人つるかわ学園)
- ・ 町田ゆめ工房（社会福祉法人つばみの家）
- ・ ひかり療育園（社会福祉法人まちだ育成会）
- ・ 忠生地域障がい者支援センター（社会福祉法人まちだ育成会）
- ・ 町田薬師池公園四季彩の杜ダリア園（社会福祉法人まちだ育成会）

6 外部監査の実施期間

2023年5月29日から2024年1月29日まで

7 監査従事者

| | | |
|---------|-----------|-------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 谷川 淳 |
| 監査補助者 | 公認会計士・税理士 | 横塚 大介 |
| | 公認会計士 | 山崎 愛子 |
| | 公認会計士 | 嶋田 有吾 |
| | 公認会計士・税理士 | 石川 亮 |

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 市民協働推進及び地域福祉に関する施策の概要

(1) まちだ未来づくりビジョン 2040 における位置づけ

市民協働推進及び地域福祉に関する施策は、2022年3月に策定された町田市基本構想・基本計画「町田未来づくりビジョン 2040」における「まちづくり基本目標」の政策6「つながりを力にするまちになる」及び政策7「ありのまま自分を表現できるまちになる」、「経営基本方針」の基本方針1「共創で新たな価値を創造する」に主に位置づけられている。

市民協働推進及び地域福祉に関する政策体系は、以下のとおりである。

「まちづくり基本目標」

政策6 つながりを力にするまちになる

施策6-1 つながり、支え合える基盤をつくる

- 施策推進の方向
- ① コミュニティ活動の支援
 - ② 多様な主体による地域課題の解決
 - ③ 地域での見守り・支え合い

政策7 ありのまま自分を表現できるまちになる

施策7-1 一人ひとりの個性を大切にする地域をつくる

- 施策推進の方向
- ① 人権擁護・差別解消の推進
 - ② 障がいに応じた配慮や支援
 - ③ 権利擁護支援の充実

「経営基本方針」

基本方針1 共創で新たな価値を創造する

- 改革項目
- ① 情報の双方向性を高める
 - ② 行政サービスのデジタル化を推進する
 - ③ 多様な主体との協力体制を強化する

(2) 町田市5ヵ年計画 22-26 における重点事業

「まちだ未来づくりビジョン 2040」で示した目標（政策や施策、基本方針）を達成するための5ヵ年の実行計画である「町田市5ヵ年計画 22-26」では、市民協働推進及び地域福祉に関する重点事業として、以下を掲げている。

政策6 つながりをつなげるまちになる

施策6-1 つながり、支え合える基盤をつくる

重点事業1 地域活動団体支援

重点事業3 地域における福祉の困りごと相談支援体制の強化

政策7 ありのまま自分を表現できるまちになる

施策7-1 一人ひとりの個性を大切にできる地域をつくる

重点事業1 性の多様性への理解の促進

重点事業2 障がい者差別解消推進

重点事業3 成年後見制度の利用支援

(3) 町田市地域ホッとプラン

市は、人と人がつながり、多様な価値を尊重し合うことで、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会の実現を目指すため、協働による地域社会づくりを推進するために策定した「町田市地域経営ビジョン 2030」と地域や個人への支援の方向性を定めた「第3次町田市地域福祉計画」の各後継計画を統合した「町田市地域ホッとプラン」を2022年3月に策定した。

「町田市地域ホッとプラン」で目指す基本理念及び基本目標は、以下のとおりである。

基本理念

地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ

基本目標

- I 今を生きる自分に合ったつながりをつくる
- II つながりによって地域の活力を生み出す
- III 必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる

この基本目標を実現するために、7つの基本施策を掲げており、各種取組を行う計画となっている。「町田市地域ホッとプラン」の施策体系は、以下のとおりである。

図1 町田市地域ホットプランの施策体系

| 基本目標 | 基本施策 | 取組施策 |
|-------------------------------------|-----------------------------|---|
| I 今を生きる 自分に合った つながりをつくる | 1 地域への意識・関心が高まる | (1) 地域活動に関する情報発信 (2) コミュニケーションが生まれるきっかけづくり |
| | 2 「やりたいこと」と地域ニーズをマッチングする | (1) 「やりたいこと」と地域ニーズのマッチング (2) 地域活動の継続と新たな活動の創出に向けた支援 |
| II つながりで 地域の活力を 生み出す | 1 多様な主体のつながりが活性化される | (1) 持続可能なプラットフォームの構築 (2) 多様な主体がつながるネットワークの充実 |
| | 2 地域でイノベーションを起こす | (1) 新たなプラットフォームから生まれた取組の推進 (2) 地域課題の解決や魅力向上に向けた取組の推進 |
| III 必要な人に 必要な支援が 届く仕組みをつくる | 1 支援の輪につながる、つなげる | (1) 当事者や家族等の気づきと周囲の人の理解の促進 |
| | | (2) 地域における見守り・支え合い活動の充実 |
| | | (3) 当事者や家族等が相談しやすい体制づくり |
| | 2 支援が必要な人に寄り添い、支える | (1) 社会とのつながりに向けた支援 |
| | | (2) 生活困窮者等への支援 |
| | | (3) 住宅確保要配慮者*への支援 |
| | | (4) 自殺対策の推進 |
| | | (5) 暴力・虐待の防止 |
| | | (6) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画） |
| 3 支援の質を確保する | (7) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画） | |
| | (8) 災害時に備えた支援体制の構築 | |
| | (9) ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進 | |
| 3 支援の質を確保する | (1) 福祉サービスの質の向上 | |
| | (2) 福祉専門人材の育成・確保 | |
| | (3) 地域福祉の包括的支援機能の構築 | |

(出典：町田市地域ホットプラン)

また、施策体系とは別に、地域コミュニティの希薄化と個人や家族の暮らしの困りごとを一体的に解決していくという観点から、特に重要な取組を横断的に関連付け、相乗的な効果の発揮を目指した2つのリーディングプロジェクトを以下のとおり設定している。

リーディングプロジェクト

- | |
|---------------------------|
| 1 地域の「やりたい」をかなえつづけるプロジェクト |
| 2 困りごとをなくそうプロジェクト |

「1 地域の「やりたい」をかなえつづけるプロジェクト」は、「寄り合い-The YORIAI-」（地域課題を自分ごととして共感した人が話し合い行動につなげる場）を実施することで、地域づくりの輪を広げ、持続可能な地域づくりを目指すものである。

「2 困りごとをなくそうプロジェクト」は、高齢者、障がい者、子ども、保健・医療等の各分野に関する相談を横断的に受け止めるとともに、各機関の連携を強化することに加え、市民、NPO法人等の地域活動団体、地域の事業者と連携しながら支援を行う等、包括的な相談支援体制の構築を目指すものである。

2 市民協働推進課

市民協働推進課は、次のような取組を行うこととなっている。

市ホームページより抜粋

- ・地域、企業、行政といった多様な主体が対話を重ね、アイデアを出し合い実現することで、行政だけでは成し得ない新たな価値を共に創り出し、持続可能な地域社会づくりに寄与します。
- ・町内会・自治会やNPOなどの団体が、ひと・もの・かね・場・情報などの地域資源を活用することで、コミュニティ活動が活性化し、より魅力あるまちになることを目指します。
- ・性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分発揮できる男女平等参画社会の実現を目指します。
- ・消費者被害を未然に防ぐため、また、よりよい消費生活を送るための啓発・情報提供を行います。

このための市民協働推進課、町田市男女平等推進センター及び町田市消費生活センターの主な業務内容は、表1から表3のとおりである。

表1 市民協働推進課の主な業務内容

| 主な業務内容 |
|---|
| 市民協働推進施策に係る総合的な企画・調整 |
| 地域活動の支援・相談、団体交流の促進 |
| 地域活動参加へのきっかけづくり、活動の活性化のための各種情報提供 |
| 町内会・自治会等の運営に関する総合窓口、集会施設整備への支援、認可地縁団体の認可・相談 |
| 町内会・自治会等との懇談会開催（市政懇談会・市民生活連絡会・市長と語る会など） |

（出典：市ホームページ）

表2 男女平等推進センターの主な業務内容

| 主な業務内容 |
|--|
| 「町田市男女平等推進計画」の推進 |
| 男女平等推進に関する情報の収集・提供 |
| 情報紙などの発行 |
| 「女性悩みごと相談」・「性自認及び性的指向に関する相談（LGBT 電話相談）」の実施 |
| 男女平等に関する各種講座・講演会の開催 |
| 男女平等に関する活動を行う団体・グループへの支援 |
| 仕事と家庭の両立推進企業・事務所の表彰 |

(出典：市ホームページ)

表3 消費生活センターの主な業務内容

| 主な業務内容 |
|--------------------------------------|
| 契約上のトラブル、生活知識など消費生活に関する相談 |
| 市民と協働しての消費生活に関する学習会及びテスト教室の開催・情報紙の発行 |
| 暮らしに役立つ資料の収集・図書やDVDの貸し出し |

(出典：市ホームページ)

市民協働推進課の所掌事務は、表4のとおりである。

表4 市民協働推進課の所掌事務

| No. | 所掌事務 |
|-----|-----------------------------------|
| 1 | 市民との協働推進に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 |
| 2 | 市民活動の支援に関すること。 |
| 3 | 町内会及び自治会に関すること。 |
| 4 | 認可地縁による団体に関すること。 |
| 5 | 集会施設に関すること。 |
| 6 | 各地域のコミュニティ活動の促進及び支援に関すること。 |
| 7 | 男女平等推進センター及び消費生活センターとの連絡調整に関すること。 |
| 8 | 町田市地域活動サポートオフィスとの連絡調整に関すること。 |

(出典：町田市組織規則)

市民協働推進課の出先機関である男女平等推進センターは、男女平等社会の形成の促進に関する施策の推進を図り、男女平等推進に関する市民の自主的活動を支援するため、町田市男女平等推進センター条例第1条の規定により設置されている。所掌事務は、表5のとおりである。

表5 町田市男女平等推進センターの所掌事務

| No. | 所掌事務 |
|-----|---------------------------------------|
| 1 | 男女平等参画社会の形成促進のための総合的な計画の策定及び推進に関すること。 |
| 2 | 男女平等推進計画に基づく施策の進行管理及び調整に関すること。 |
| 3 | センターの管理運営に関すること。 |
| 4 | 男女平等推進に関する活動をする団体・グループの育成及び支援に関すること。 |

(出典：町田市組織規則)

同じく、市民協働推進課の出先機関である町田市消費生活センターは、消費者の利益を守り、消費生活に関する必要な知識の普及及び情報提供と自主的活動を促進するため、町田市消費生活センター条例第1条の規定により設置されている。所掌事務は、表6のとおりである。

表6 町田市消費生活センターの所掌事務

| No. | 所掌事務 |
|-----|-------------------------|
| 1 | 消費者対策の企画、調整及び推進に関すること。 |
| 2 | 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。 |
| 3 | 消費生活に係る資料の収集及び展示に関すること。 |
| 4 | 消費者教育に関すること。 |
| 5 | 消費生活に係る簡易なテストに関すること。 |
| 6 | 計量器の検査に関すること。 |
| 7 | センターの管理運営に関すること。 |
| 8 | 消費者団体の自主的活動の支援に関すること。 |
| 9 | 家庭用品品質表示法に関すること。 |
| 10 | 消費生活用製品安全法に関すること。 |

| No. | 所掌事務 |
|-----|-----------------------------------|
| 11 | 電気用品安全法に関すること。 |
| 12 | ガス事業法に関すること。 |
| 13 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。 |
| 14 | その他消費生活に関すること。 |

(出典：町田市組織規則)

上記の所掌事務に基づき、市民協働推進課が2022年度に実施した事業は、表7のとおりである。

表7 市民協働推進課の実施事業

(単位：千円)

| No. | 事業名 | 2022年度決算額 |
|-----|-----------------|-----------|
| 1 | 市民協働推進課管理事務 | 2,755 |
| 2 | 市民協働推進事業 | 560 |
| 3 | 地域活動団体支援事業 | 26,245 |
| 4 | 共創プラットフォーム推進事業 | 8,547 |
| 5 | 町内会・自治会支援事業 | 30,712 |
| 6 | 集会施設管理事務 | 26,458 |
| 7 | 男女平等推進事業 | 520 |
| 8 | 男女平等意識普及事業 | 1,772 |
| 9 | 女性問題相談事業 | 7,786 |
| 10 | 性の多様性への理解促進事業 | 218 |
| 11 | 消費生活センター管理事務 | 620 |
| 12 | 消費生活センター運営協議会事務 | 516 |
| 13 | 消費生活教育事業 | 1,272 |
| 14 | 消費生活相談事業 | 586 |
| 15 | 消費者行政活性化事業 | 743 |

上記の事業のうち、「町田市地域ホットプラン」に関連している事業は、表8のとおりである。

なお、実施している事業が、町田市地域ホットプランにおいて複数の取組施策に該当する場合には、該当する取組施策を併記している。

表8 町田市地域ホッとプラン関連事業（市民協働推進課）

| No. | 中事業名 | | | |
|-----|-------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
| | 町田市地域ホッとプラン | | | |
| | 基本 目標 | 基本 施策 | 取組施策 | |
| 2 | 市民協働推進事業 | | | |
| | I | 2 | (1)「やりたいこと」と地域ニーズのマッチング | |
| 3 | 地域活動団体支援事業 | | | |
| | I | 1 | (1)地域活動に関する情報発信 | |
| | I | 1 | (2)コミュニケーションが生まれるきっかけづくり | |
| | I | 2 | (1)「やりたいこと」と地域ニーズのマッチング | |
| 4 | 4 | I | 2 | (2)地域活動の継続と新たな活動の創出に向けた支援 |
| | | 共創プラットフォーム推進事業 | | |
| | | I | 1 | (1)地域活動に関する情報発信 |
| | | I | 1 | (2)コミュニケーションが生まれるきっかけづくり |
| | | I | 2 | (2)地域活動の継続と新たな活動の創出に向けた支援 |
| | | II | 1 | (1)持続可能なプラットフォームの構築 |
| | | II | 1 | (2)多様な主体がつながるネットワークの充実 |
| II | 2 | (1)新たなプラットフォームから生まれた取組の推進 | | |
| 5 | 5 | II | 2 | (2)地域課題の解決や魅力向上に向けた取組の推進 |
| | | 町内会・自治会支援事業 | | |
| 5 | 5 | I | 1 | (1)地域活動に関する情報発信 |
| | | I | 2 | (2)地域活動の継続と新たな活動の創出に向けた支援 |
| 8 | 8 | 男女平等意識普及事業 | | |
| | | III | 1 | (1)当事者や家族等の気づきと周囲の人の理解の促進 |
| 8 | 8 | III | 2 | (5)暴力・虐待の防止 |
| | | 女性問題相談事業 | | |
| 9 | 9 | III | 2 | (5)暴力・虐待の防止 |
| 10 | 10 | 性の多様性への理解促進事業 | | |
| | | III | 1 | (1)当事者や家族等の気づきと周囲の人の理解の促進 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

上記のうち、表9の事業を包括外部監査の監査対象事業とした。

表9 監査対象とした事業（市民協働推進課）

（単位：千円）

| 事業名 | 2022年度決算額 |
|----------------|-----------|
| 市民協働推進課管理事務 | 2,755 |
| 市民協働推進事業 | 560 |
| 地域活動団体支援事業 | 26,245 |
| 共創プラットフォーム推進事業 | 8,547 |
| 町内会・自治会支援事業 | 30,712 |
| 集会施設管理事務 | 26,458 |
| 男女平等推進事業 | 520 |
| 男女平等意識普及事業 | 1,772 |
| 女性問題相談事業 | 7,786 |
| 性の多様性への理解促進事業 | 218 |

3 福祉総務課

福祉総務課は、次のような取組を行うこととなっている。

市ホームページより抜粋

- ・地域が地域の課題を解決するための仕組みを構築できるように支援します。
- ・支援者が災害時における避難行動要支援者を支援するための仕組みを構築します。
- ・地域で誰もが安全で快適に暮らし続けることができるよう、ハード・ソフト両面から都市環境の整備を行うように働きかけていきます。
- ・誰もが暮らしやすい都市環境の整備が、市民のニーズを取り入れながら継続的に推進及び改善されていく仕組みを構築します。
- ・判断力が不十分な方に対して、成年後見制度の利用による権利擁護と安心できる生活を提供します。
- ・市民への成年後見制度の周知やPRをします。
- ・福祉に関する悩みをお持ちの市民に対して、民生委員・児童委員が相談・援助・行政への連絡等を行い、その活動が円滑に進むように事務局としてサポートします。

このための福祉総務課の主な業務内容は、表10のとおりである。

表10 福祉総務課の主な業務内容

| 主な業務内容 |
|----------------------|
| 総務係 |
| 地域福祉計画の推進 |
| 福祉のまちづくりの推進 |
| 人権の啓発 |
| 福祉目的の寄付の受付 |
| 町田市社会福祉協議会の窓口 |
| 地域福祉計画の推進 |
| 事業係 |
| 成年後見制度の推進 |
| 民生委員・児童委員の事務局 |
| 戦傷病者・戦没者遺族・原爆被爆者等の支援 |
| 更生保護活動の支援 |

| 主な業務内容 |
|-------------|
| 日本赤十字社の窓口 |
| 避難行動要支援者の支援 |

(出典：市ホームページ)

福祉総務課の所掌事務は、表 11 のとおりである。

表 11 福祉総務課の所掌事務

| No. | 所掌事務 |
|-----|------------------------------------|
| 1 | 町田市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 |
| 2 | 他課に属しない社会福祉団体に関する事。 |
| 3 | 福祉のまちづくりの推進に関する事。 |
| 4 | 人権の啓発に関する事。 |
| 5 | 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。 |
| 6 | 原子爆弾被爆者の援護に関する事。 |
| 7 | 日本赤十字社の地区・分区事務に関する事。 |
| 8 | 赤十字奉仕団に関する事。 |
| 9 | 献血事業及び骨髄ドナー登録の推進に関する事。 |
| 10 | 災害弔慰金の支給に関する事。 |
| 11 | 社会を明るくする運動に関する事。 |
| 12 | 戦没者追悼式に関する事。 |
| 13 | 民生委員、児童委員、民生・児童委員協力員及び社会福祉委員に関する事。 |
| 14 | 地域福祉計画の推進に関する事。 |
| 15 | 福祉有償運送運営協議会の運営に関する事。 |
| 16 | 成年後見制度利用支援事業に関する事。 |
| 17 | 福祉サービス総合支援事業に関する事。 |
| 18 | 部内の事務事業の執行計画の調整に関する事。 |
| 19 | 部内の事務事業の進行管理に関する事。 |
| 20 | 部内の連絡調整に関する事。 |
| 21 | 部内の事務改善に関する事。 |
| 22 | 部の予算及び決算に関する事。 |
| 23 | 部内の組織及び人事に関する事。 |
| 24 | 部内の文書に関する事。 |

| No. | 所掌事務 |
|-----|-----------------------|
| 25 | 部長の特命事項の調査及び処理に関すること。 |
| 26 | その他部内の庶務に関すること。 |
| 27 | 部内の他の課に属しない事務に関すること。 |

(出典：町田市組織規則)

上記の所掌事務に基づき、福祉総務課が2022年度に実施した事業は、表12のとおりである。

表12 福祉総務課の実施事業

(単位：千円)

| No. | 事業名 | 2022年度決算額 |
|-----|--------------------|-----------|
| 1 | 福祉総務課管理事務 | 6,881 |
| 2 | 人権施策推進事業 | 115 |
| 3 | 社会を明るくする運動支援事業 | 313 |
| 4 | 更生保護団体支援事業 | 3,007 |
| 5 | 木曽福祉サービスセンター管理事務 | 3,224 |
| 6 | 福祉サービス総合支援事業 | 10,391 |
| 7 | 低所得者・離職者対策事業 | 11,500 |
| 8 | 避難行動要支援者避難支援体制整備事業 | 4,989 |
| 9 | ひかり療育園施設整備補助金積立事業 | 25,000 |
| 10 | 戦没者追悼事業 | 3,545 |
| 11 | 戦没者遺族支援事業 | 173 |
| 12 | 成年後見制度利用支援事業 | 64,064 |
| 13 | せりがや会館管理事務 | 400 |
| 14 | 社会福祉協議会支援事業 | 175,462 |
| 15 | 原子爆弾被爆者援護事業 | 260 |
| 16 | 福祉のまちづくり推進事業 | 12,853 |
| 17 | 福祉輸送サービス事業 | 45,316 |
| 18 | 地域ホッとプラン推進事業 | 12,825 |
| 19 | わたしの地区の未来ビジョン推進事業 | 6,186 |
| 20 | 民生委員推薦会事務 | 588 |
| 21 | 民生委員児童委員協議会事務 | 24,163 |
| 22 | 社会福祉委員事務 | 26,231 |

上記の事業のうち、「町田市地域ホッとプラン」に関連している事業は、表 13 のとおりである。

なお、実施している事業が、町田市地域ホッとプランにおいて複数の取組施策に該当する場合には、該当する取組施策を併記している。

表 13 町田市地域ホッとプラン関連事業（福祉総務課）

| No. | 中事業名 | | |
|-----|--------------------|----------|-----------------------------|
| | 基本 目標 | 基本 施策 | 取組施策 |
| | 町田市地域ホッとプラン | | |
| 2 | 人権施策推進事業 | | |
| | Ⅲ | 1 | (1) 当事者や家族等の気づきと周囲の人の理解の促進 |
| 3 | 社会を明るくする運動支援事業 | | |
| | Ⅲ | 2 | (7) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画） |
| 4 | 更生保護団体支援事業 | | |
| | Ⅲ | 2 | (7) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画） |
| 6 | 福祉サービス総合支援事業 | | |
| | Ⅲ | 2 | (6) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画） |
| | Ⅲ | 3 | (1) 福祉サービスの質の向上 |
| 8 | 避難行動要支援者避難支援体制整備事業 | | |
| | Ⅲ | 2 | (8) 災害時に備えた支援体制の構築 |
| 12 | 成年後見制度利用支援事業 | | |
| | Ⅲ | 1 | (1) 当事者や家族等の気づきと周囲の人の理解の促進 |
| | Ⅲ | 2 | (6) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画） |
| 16 | 福祉のまちづくり推進事業 | | |
| | Ⅲ | 1 | (1) 当事者や家族等の気づきと周囲の人の理解の促進 |
| | Ⅲ | 2 | (9) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 |
| 18 | 地域ホッとプラン推進事業 | | |
| | Ⅱ | 1 | (2) 多様な主体がつながるネットワークの充実 |
| | Ⅲ | 1 | (3) 当事者や家族等が相談しやすい体制づくり |
| | Ⅲ | 2 | (1) 社会とのつながりに向けた支援 |
| 19 | わたしの地区の未来ビジョン推進事業 | | |
| | Ⅱ | 1 | (2) 多様な主体がつながるネットワークの充実 |
| | Ⅱ | 2 | (2) 地域課題の解決や魅力向上に向けた取組の推進 |

| No. | 中事業名 | | |
|-----|---------------|----------|------------------------|
| | 町田市地域ホッとプラン | | |
| | 基本 目標 | 基本 施策 | 取組施策 |
| 21 | 民生委員児童委員協議会事務 | | |
| | Ⅲ | 1 | (2)地域における見守り・支え合い活動の充実 |
| | Ⅲ | 1 | (3)当事者や家族等が相談しやすい体制づくり |
| | Ⅲ | 2 | (2)生活困窮者等への支援 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

上記のうち、表14の事業を包括外部監査の監査対象事業とした。

表14 監査対象とした事業（福祉総務課）

(単位：千円)

| 事業名 | 2022年度決算額 |
|--------------------|-----------|
| 福祉総務課管理事務 | 6,881 |
| 更生保護団体支援事業 | 3,007 |
| 木曾福祉サービスセンター管理事務 | 3,224 |
| 福祉サービス総合支援事業 | 10,391 |
| 低所得者・離職者対策事業 | 11,500 |
| 避難行動要支援者避難支援体制整備事業 | 4,989 |
| ひかり療育園施設整備補助金積立事業 | 25,000 |
| 戦没者追悼事業 | 3,545 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 64,064 |
| 社会福祉協議会支援事業 | 175,462 |
| 福祉のまちづくり推進事業 | 12,853 |
| 福祉輸送サービス事業 | 45,316 |
| 地域ホッとプラン推進事業 | 12,825 |
| わたしの地区の未来ビジョン推進事業 | 6,186 |
| 民生委員推薦会事務 | 588 |
| 民生委員児童委員協議会事務 | 24,163 |
| 社会福祉委員事務 | 26,231 |

4 指導監査課

指導監査課は、次のような取組を行うこととなっている。

市ホームページより抜粋

- ・介護、障がい、保育の各福祉分野の制度に基づき、福祉サービス事業所に対して、適正な事業所運営が確保できるよう指導や助言を行い、利用者が必要なサービスを安心して受けられるようにします。
- ・社会福祉法人制度、社会福祉連携推進法人制度に基づき、社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及びその設立希望者に対して、適正な法人運営が確保できるよう指導や助言を行い、地域における福祉サービス水準の向上が図れるようにします。

このための指導監査課の主な業務内容は、表 15 のとおりである。

表 15 指導監査課の主な業務内容

| 主な業務内容 |
|------------------------------|
| 福祉サービス事業所に対する指導等 |
| 指定介護サービス事業者等に対する指導等を行うこと。 |
| 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導等を行うこと。 |
| 特定教育・保育施設設置者等に対する指導等を行うこと。 |
| 社会福祉法人の認可・指導等 |
| 社会福祉法人の設立や解散、定款変更の認可等に関する事。 |
| 社会福祉法人に対する指導等を行うこと。 |
| 社会福祉連携推進法人の認定・指導等 |
| 社会福祉連携推進法人の認定、定款変更の認可等に関する事。 |
| 社会福祉連携推進法人に対する指導等を行うこと。 |

(出典：市ホームページ)

指導監査課の所掌事務は、表 16 のとおりである。

表 16 指導監査課の所掌事務

| No. | 所掌事務 |
|-----|-----------------------------|
| 1 | 社会福祉法人の認可等及び指導監査に関すること。 |
| 2 | 社会福祉連携推進法人の認定等及び指導監査に関すること。 |
| 3 | 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。 |
| 4 | 指定介護サービス事業者等の指導監査に関すること。 |
| 5 | 特定教育・保育施設等の設置者等の指導監査に関すること。 |

(出典：町田市組織規則)

上記の所掌事務に基づき、指導監査課が2022年度に実施した事業は、表17のとおりである。

表 17 指導監査課の実施事業

(単位：千円)

| No. | 事業名 | 2022年度決算額 |
|-----|-------------------|-----------|
| 1 | 指導監査課管理事務 | 157 |
| 2 | 指導監査事業 | 2,141 |
| 3 | 介護給付等適正化事業（指導監査課） | 2,345 |

上記の事業のうち、「町田市地域ホッとプラン」に関連している事業は、表18のとおりである。

表 18 町田市地域ホッとプラン関連事業（指導監査課）

| No. | 中事業名 | | |
|-----|-------------------|----------|----------------|
| | 町田市地域ホッとプラン | | |
| | 基本 目標 | 基本 施策 | 取組施策 |
| 2 | 指導監査事業 | | |
| | Ⅲ | 3 | (1)福祉サービスの質の向上 |
| 3 | 介護給付等適正化事業（指導監査課） | | |
| | Ⅲ | 3 | (1)福祉サービスの質の向上 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

上記のうち、表19の事業を包括外部監査の監査対象事業とした。

表19 監査対象とした事業（指導監査課）

(単位：千円)

| 事業名 | 2022年度決算額 |
|--------|-----------|
| 指導監査事業 | 2,141 |

5 生活援護課

生活援護課は、次のような取組を行うこととなっている。

市ホームページより抜粋

- ・生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じ必要な保護等を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。

このための生活援護課の主な業務内容は、表 20 のとおりである。

表 20 生活援護課の主な業務内容

| 主な業務内容 |
|---|
| 生活保護等に係る経理に関すること。 |
| 生活保護法による保護に関すること。 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援に関すること。 |
| 生活資金の貸付に関すること。 |
| 生活困窮者自立支援法による支援に関すること。 |

(出典：市ホームページ)

生活援護課の所掌事務は、表 21 のとおりである。

表 21 生活援護課の所掌事務

| No. | 所掌事務 |
|-----|--|
| 1 | 被保護者の自立の支援に関すること。 |
| 2 | 生活保護法に定める返還金及び徴収金の徴収に関すること。 |
| 3 | 生活保護世帯の児童に係る法外援護に関すること。 |
| 4 | 中国残留邦人等及び特定配偶者に係る地域生活支援プログラムの支援に関すること。 |
| 5 | 生活資金の貸付けに関すること。 |
| 6 | 緊急援護費の支給に関すること。 |
| 7 | 生活困窮者の自立の支援に関すること。 |
| 8 | 住所不定者等への移送費の支給に関すること。 |
| 9 | 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 |

(出典：町田市組織規則)

上記の所掌事務に基づき、生活援護課が2022年度に実施した事業は、表22のとおりである。

表22 生活援護課の実施事業

(単位：千円)

| No. | 事業名 | 2022年度決算額 |
|-----|---------------------------|------------|
| 1 | 生活援護課管理事務 | 575,130 |
| 2 | 生活援護事業 | 1,825 |
| 3 | 健全育成・自立促進事業 | 21,231 |
| 4 | 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業 | 41,980 |
| 5 | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業 | 2,227,593 |
| 6 | 生活保護管理事務 | 113,652 |
| 7 | 生活保護事業 | 14,089,879 |
| 8 | 中国残留邦人等支援事業 | 55,806 |
| 9 | 生活困窮者自立支援事業 | 88,200 |

上記の事業のうち、「町田市地域ホッとプラン」に関連している事業は表23のとおりである。

なお、実施している事業が、町田市地域ホッとプランにおいて複数の取組施策に該当する場合には、該当する取組施策を併記している。

表23 町田市ホッとプラン関連事業（生活援護課）

| No. | 中事業名 | | |
|-----|-------------|----------|-------------------|
| | 町田市ホッとプラン | | |
| | 基本 目標 | 基本 施策 | 取組施策 |
| 3 | 健全育成・自立促進事業 | | |
| | Ⅲ | 2 | (1)社会とのつながりに向けた支援 |
| 9 | 生活困窮者自立支援事業 | | |
| | Ⅲ | 2 | (1)社会とのつながりに向けた支援 |
| | Ⅲ | 2 | (2)生活困窮者等への支援 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

上記のうち、表24の事業を包括外部監査の監査対象事業とした。

表24 監査対象とした事業（生活援護課）

（単位：千円）

| 事業名 | 2022年度決算額 |
|-------------|-----------|
| 健全育成・自立促進事業 | 21,231 |
| 生活困窮者自立支援事業 | 88,200 |

6 障がい福祉課

障がい福祉課は、次のような取組を行うこととなっている。

市ホームページより抜粋

適切な情報および公平なサービスを提供し、関係者間の調整をはかるとともに社会との接点を確保することによって、地域で暮らす障がい者の生活の質の向上を目指します。

このための障がい福祉課の主な業務内容は、表 25 のとおりである。

表 25 障がい福祉課の主な業務内容

| 主な業務内容 |
|----------------------|
| 障害者総合支援法による障がい者の生活支援 |
| 障がい者の各種手当、医療費助成、手帳申請 |

(出典：市ホームページ)

障がい福祉課の所掌事務は、表 26 のとおりである。

表 26 障がい福祉課の所掌事務

| No. | 所掌事務 |
|-----|--|
| 1 | 障がい者に関する基本的な計画の策定及び調整に関すること。 |
| 2 | 心身障がい者、精神障がい者、難病患者等の医療費の助成に関すること。 |
| 3 | 心身障害者福祉手当に関すること。 |
| 4 | 特別障害者手当等に関すること。 |
| 5 | 重度心身障害者手当に関すること。 |
| 6 | 特別児童扶養手当に関すること。 |
| 7 | 心身障害者扶養年金に関すること。 |
| 8 | 障がい者福祉施設等の補助金(障がい児に関するものを除く。)に関する こと。 |
| 9 | 障がい者福祉施設等の整備に関すること。 |
| 10 | 障がい者福祉施設等の施設の維持に関すること。 |
| 11 | 障がい福祉施設及び障がい福祉団体との連絡調整に関すること。 |
| 12 | 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 |

| No. | 所掌事務 |
|-----|--|
| 13 | 高次脳機能障がい者の相談支援に関すること。 |
| 14 | 障がい者の福祉サービスに関すること。 |
| 15 | 精神保健福祉推進会に関すること。 |
| 16 | 精神科医療保護入院の同意に関すること。 |
| 17 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関すること。 |
| 18 | 町田市大賀藕絲館に関すること。 |
| 19 | 町田市わさびだ療育園に関すること。 |
| 20 | 町田市授産センターに関すること。 |
| 21 | 障がい者の災害時要援護対策に関すること。 |
| 22 | 東京都障害者扶養共済の進達等に関すること。 |
| 23 | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に関すること。 |
| 24 | 町田市障がい者支援センターに関すること。 |
| 25 | 児童福祉法の障害児通所支援に関すること。 |

(出典：町田市組織規則)

上記の所掌事務に基づき、障がい福祉課が2022年度に実施した事業は、表27のとおりである。

表27 障がい福祉課の実施事業

(単位：千円)

| No. | 事業名 | 2022年度決算額 |
|-----|----------------------|-----------|
| 1 | 障がい福祉課管理事務 | 658,178 |
| 2 | 障がい者計画調整事務 | 2,594 |
| 3 | 障がい者情報提供事業 | 434 |
| 4 | 障がい者計画・障がい福祉事業計画策定事業 | 292 |
| 5 | 障がい者差別解消推進事業 | 33 |
| 6 | 身体障がい者施設保護事業 | 5,796 |
| 7 | 身体障がい者短期入所事業 | 12,081 |
| 8 | 身体障がい者総合援護事業 | 123,241 |
| 9 | 身体障がい者訪問入浴事業 | 7,057 |
| 10 | 聴覚障がい者援護事業 | 7,581 |
| 11 | 手話奉仕員養成事業 | 7,563 |

| No. | 事業名 | 2022 年度決算額 |
|-----|--------------------------|------------|
| 12 | 知的障がい者施設保護事業 | 384 |
| 13 | 知的障がい者短期入所事業 | 4,445 |
| 14 | 精神障がい者援護管理事務 | 197 |
| 15 | 精神障がい者援護事業 | 19,636 |
| 16 | 精神障がい者福祉事業団体支援事業 | 1,005 |
| 17 | 心身障がい者援護事業 | 142,441 |
| 18 | 心身障がい者余暇活動事業 | 3,807 |
| 19 | 小規模作業所等支援事業 | 9,458 |
| 20 | 心身障がい者福祉事業団体支援事業 | 1,208 |
| 21 | 障がい者就労生活支援事業 | 54,994 |
| 22 | 重度障がい児者医療連携支援事業 | 2,667 |
| 23 | 障がい者レスパイト事業 | 4,610 |
| 24 | 障がい者虐待防止事業 | 3,576 |
| 25 | 心身障害者福祉手当事業 | 760,678 |
| 26 | 在宅重度障害者福祉手当事業 | 308,838 |
| 27 | 民設障がい者福祉施設整備補助事業 | 960 |
| 28 | 薬師池公園四季彩の杜リス園・ダリア園安全維持事業 | 999 |
| 29 | 通所施設管理事務 | 8,596 |
| 30 | こころみ事業 | 1,279 |
| 31 | 大賀藕絲館事業 | 128,792 |
| 32 | ダリア園事業 | 20,529 |
| 33 | リス園事業 | 1,795 |
| 34 | 重度重複障がい者療育事業 | 27,360 |
| 35 | わさびだ療育園事業 | 148,157 |
| 36 | ひかり療育園運営継続支援事業 | 69,102 |
| 37 | 障がい者サービス給付管理事務 | 18,728 |
| 38 | 障がい者サービス給付事業 | 12,808,299 |
| 39 | 障がい者サービス利用援護事業 | 513,135 |
| 40 | 障がい者日中活動系サービス推進事業 | 416,200 |
| 41 | 障がい者相談支援事業 | 142,067 |
| 42 | 障がい福祉課システム管理事務 | 1,267 |
| 43 | 美術工芸館事業 | 128,327 |
| 44 | 障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業 | 63,960 |

上記の事業のうち、「町田市地域ホッとプラン」に関連している事業は表28のとおりである。

なお、実施している事業が、町田市地域ホッとプランにおいて複数の取組施策に該当する場合には、該当する取組施策を併記している。

表28 町田市地域ホッとプラン関連事業（障がい福祉課）

| No. | 中事業名 | | |
|-----|-------------------|----------|----------------------------|
| | 町田市地域ホッとプラン | | |
| | 基本 目標 | 基本 施策 | 取組施策 |
| 2 | 障がい者計画調整事務 | | |
| | Ⅲ | 1 | (3) 当事者や家族等が相談しやすい体制づくり |
| 5 | 障がい者差別解消推進事業 | | |
| | Ⅲ | 1 | (1) 当事者や家族等の気づきと周囲の人の理解の促進 |
| 40 | 障がい者日中活動系サービス推進事業 | | |
| | Ⅲ | 3 | (1) 福祉サービスの質の向上 |
| 41 | 障がい者相談支援事業 | | |
| | Ⅲ | 1 | (3) 当事者や家族等が相談しやすい体制づくり |

(出典：市提供資料より監査人作成)

上記のうち、表29の事業を包括外部監査の監査対象事業とした。

表29 監査対象とした事業（障がい福祉課）

(単位：千円)

| 事業名 | 2022年度決算額 |
|--------------|-----------|
| 障がい福祉課管理事務 | 658,178 |
| 障がい者計画調整事務 | 2,594 |
| 障がい者差別解消推進事業 | 33 |
| 身体障がい者施設保護事業 | 5,796 |
| 身体障がい者短期入所事業 | 12,081 |
| 身体障がい者総合援護事業 | 123,241 |
| 身体障がい者訪問入浴事業 | 7,057 |
| 聴覚障がい者援護事業 | 7,581 |
| 手話奉仕員養成事業 | 7,563 |
| 知的障がい者短期入所事業 | 4,445 |

| 事業名 | 2022 年度決算額 |
|-------------------|------------|
| 精神障がい者援護事業 | 19,636 |
| 心身障がい者援護事業 | 142,441 |
| 心身障がい者余暇活動事業 | 3,807 |
| 小規模作業所等支援事業 | 9,458 |
| 障がい者就労生活支援事業 | 54,994 |
| 重度障がい児者医療連携支援事業 | 2,667 |
| 障がい者レスパイト事業 | 4,610 |
| 障がい者虐待防止事業 | 3,576 |
| 通所施設管理事務 | 8,596 |
| ダリア園事業 | 20,529 |
| 重度重複障がい者療育事業 | 27,360 |
| ひかり療育園運営継続支援事業 | 69,102 |
| 障がい者サービス給付管理事務 | 18,728 |
| 障がい者日中活動系サービス推進事業 | 416,200 |
| 障がい者相談支援事業 | 142,067 |

第3 監査の総括

1 総論

(1) 社会環境の変化に伴う役割分担の見直しについて

少子高齢化、核家族化の進展、障がい者の自立と社会参加の進展などにより、社会福祉へのニーズの拡大・多様化に対応するために、戦後から続いてきた日本の社会福祉の共通基盤制度としての基本的枠組みが大幅に見直された2000年の社会福祉基礎構造改革により、行政主導の「措置」による福祉サービス供給の仕組みから、利用者本位の「契約」によるサービス供給の仕組みである支援費制度へ転換された。このことにより、福祉サービスの供給体制が多様化した。具体的には、これまで行政機関や社会福祉法人、社会福祉協議会が中心であった供給体制から、民間企業や非営利団体、市民団体等の様々な供給体制が併存する体制へと変化してきた。

図2は、厚生労働省の「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」における資料であり、2017年10月1日現在の社会福祉施設等における経営主体の参入の状況を示したものである。図2のとおり、障害分野においては、経営主体が社会福祉法人である割合は29.3%、行政及び社会福祉協議会と合わせても35.5%であり、特定非営利活動法人や営利法人を含むその他の経営主体の割合64.5%よりも低い割合となっている。

図2 社会福祉施設等における経営主体の参入の状況

| 区分 | 保育所等 | 障害分野 | 介護分野 |
|-----------|-----------------|------------------|------------------|
| 総計 | 27,137 (100.0%) | 140,283 (100.0%) | 149,078 (100.0%) |
| 行政 | 8,716 (32.1%) | 2,518 (1.8%) | 1,914 (1.3%) |
| 社会福祉協議会 | — | 6,126 (4.4%) | 4,861 (3.3%) |
| 社会福祉法人 | 14,493 (53.4%) | 41,137 (29.3%) | 38,805 (26.0%) |
| その他 | 3,928 (14.5%) | 90,502 (64.5%) | 103,498 (69.4%) |
| (医療法人) | 15 (0.1%) | 4,076 (2.9%) | 25,885 (17.4%) |
| (公益法人・日赤) | 56 (0.2%) | 508 (0.4%) | 846 (0.6%) |
| (営利法人) | 1,686 (6.2%) | 59,631 (42.5%) | 67,866 (45.5%) |
| (その他) | 2,171 (8.0%) | 26,287 (18.7%) | 8,901 (6.0%) |

※ 保育所等・障害分野：平成29年社会福祉施設等調査（平成29年10月1日現在）より抽出
 介護分野：平成29年介護サービス施設・事業所調査（平成29年10月1日現在）より抽出

(出典：厚生労働省 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（第1回）資料)

このように、全国的に福祉サービスの供給体制が多様化しているが、町田市においても同様であると思われる。例えば、「町田市ひかり療育園あり方検討会検討結果報告書」（2018年11月）において、「開所当時のひかり療育園は、市内唯一といってもよい施設であったが、各種法制度が施行され、「生活介護」のサービス形態に移行した今、町田市内の同種施設は、実に28施設へと増加したところであり、市内の障がい者を巡る環境の大きな変化を如実に表している。」との記載もあるとおり、開設当初の1980年代から40年近くが経過し、町田市の福祉サービスを取り巻く社会環境も大きく変化しているところである。

このような中、市は、「ひかり療育園」について、専門性・柔軟性を活かしたサービス向上を目指し、生活介護事業を民営化するなど、社会環境の変化に対応した事業体制（役割分担）の見直しを行っている。

一方、ひかり療育園と同様に開設から40年近く経過している町田ダリア園については、特段、事業体制（役割分担）の見直しは行っていない。町田ダリア園は、社会福祉法人が運営しており、市は同法人に対して各種支援を行っている。具体的には、同法人に対して事業用地や施設を無償で使用させるなど、手厚い支援を行っている。このような手厚い支援は、町田ダリア園の開設当時においては、障がい者へ就労の場を提供するためには必要な支援だったかもしれない。しかし、就労支援事業を行う団体や障がい者の就労の場が増加しているといった社会環境の変化を踏まえると、現在では、市が特定の団体への手厚い支援を継続することは、その必要性のほか、他の就労支援事業を行う団体との公平性の観点においても、見直す必要があるのではないかと考える。

補助金についても、交付要綱制定当時の社会環境の変化に対応しているか、見直す必要があると思われる。例えば、「社会福祉法人に対する補助金交付要綱」では、補助対象者を町田市社会福祉協議会に限定しているが、補助対象事業としているボランティアの活動を推進する事業や地域福祉活動を支援する事業については、町田市社会福祉協議会に限らず、他の社会福祉法人や特定非営利活動法人なども行っている状況である。また、「町田市社会福祉法人等に対する施設整備費等補助金交付要綱」では、補助対象者を社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人に限定しているが、施設整備は、一般財団法人や民間企業等も行っている状況である。このように、福祉サービスの供給主体が多様化している状況において、補助金交付要綱が現在の社会環境に適合しているかどうか、見直す必要があるのではないかと考える。

先に述べたとおり、福祉サービスについては、これまで行政機関や社会福祉法人、社会福祉協議会が中心であった供給体制から、民間企業や非営利団体、市民団体等の様々な供給体制が併存する体制へと変化し、多様化している現状であ

る。したがって、このような時代の変遷や社会環境の変化に伴い、現在の町田市
の福祉サービスの最適な担い手（役割分担）のあり方や補助対象等について、見
直されたい。

（2）地域共生社会の実現に向けた連携強化について

市は、人と人がつながり、多様な価値を尊重し合うことで、誰もが自分の役
割や活躍の機会を得られる地域共生社会の実現を目指している。地域共生社会
とは、厚生労働省「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」にお
いて、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超え
て、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資
源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと
生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義づけられている。つまり、地域
共生社会を実現するためには、「他人事」になりがちな地域づくりを「我が事」
として主体的に取り組む仕組みを構築することが重要であり、そのためには制
度・分野といった「縦割り」を超える必要がある。

この点、「町田市地域ホッとプラン」には、156の取組の方向性が担当部署と
ともに掲載されているが、複数の部署が担当となっている取組は少ない。例えば、
今回の監査対象部署である市民協働推進課と地域福祉部各課が連名で掲載され
ているのは、地区別の懇談会の充実に関する取組や「わたしの地区の未来ビジ
ョン」実現の支援に関する取組など4つのみであった。これでは、各課の守備
範囲（制度・分野といった「縦割り」）を超えることは難しいと考える。計画実
現には、庁外との連携はもちろんであるが、庁内の連携も重要である。したがっ
て、他部署の取組に関しても地域づくりの担い手としての「我が事」意識をもち、
地域共生社会の実現に向けて取り組まれない。

また、施設の現場視察を通じて感じたところであるが、施設のある地域におい
ては、地域住民との協働が進んでいるところがあった。例えば、ひかり療育園で
は、8月に「センターまつり」を開催し、地域の住民や他施設の利用者等との交
流を図っているし、町田ゆめ工房では、任意団体「ウェルカム to 相原」に加盟
し、地域の商店を繋ぐスタンプラリープロジェクトなど相原地区の活性化のた
めの活動を行ったり、施設スペースで地域住民による写真展の開催を行って
いたりしている。町田ダリア園に併設している生活介護及び就労継続支援 B 型施
設のかがやきでは、地域清掃活動や自治会からの要望による樹木剪定を行うな
どして地域交流を図っている。

このような取組は、社会福祉法により地域における公益的な取組の実施が社

会福祉法人の責務とされていることや、就労継続支援 B 型において利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組が地域協働加算として算定されるようになったことなどが背景にあると考えられるものの、地域協働が進んでいることに違いはない。

このように、各施設で既に地域協働が進んでいる状況を鑑みると、新たに地域協働の仕組みを構築するよりも、既存の地域協働の輪を広げていくことの方が効果的・効率的ではないかと考える。上記の事例は各施設が自発的に行っており、市は直接的に関与していないが、今後は、市も地域の一員として、既存の地域協働に参加することで、各施設周辺の輪が、地区の輪、さらには市域全体の輪へと広がっていくよう取り組まれない。

(3) 補助金等に係る実績報告書等の確認の徹底について

今回の監査において、補助事業者及び業務受託者（以下、「補助事業者等」という。）から提出される実績報告書等の審査及び調査確認が不十分なまま、補助金及び委託料（以下、「補助金等」という。）の額を確定していた事例が見受けられた。具体的には、実績報告書の関係書類として提出を求めている収支決算書を入手しないまま、又は入手していてもその中身を確認しないまま補助金等の額を確定していた。

収支決算書の提出を求めている理由は、補助金等が対象事業及び対象経費に使用されているかなど、補助金等の交付の決定の内容等に適合するものであるかどうかを確認するためである。そのため、収支決算書を入手しないまま補助金等の額を確定することは当然あってはならないし、収支決算書を入手はしていても、その中身を確認しないまま補助金等の額を確定している状況は、形式的に書類を整えているにすぎず、実質的には、収支決算書を入手しないまま補助金等の額を確定することと変わりはない。したがって、補助金等の額を確定するに当たっては、収支決算書を確実に入手するとともに、その内容が補助金等の交付の決定の内容等に適合するものであるかどうか、厳格に審査及び調査確認を行う必要がある。

また、実績報告書等は年度末までに提出しなければならないが、事業年度が3月末までの補助事業者等においては、法人としての正式な決算書は通常5月～6月に確定するため、実績報告に当たり提出する収支決算書等は仮の決算書ということになる。そのため、実績報告に当たり提出された収支決算書等が、確定した正式な決算書と整合しているかどうかについても、補助金等が公金である以上、事後的に追加確認を行わなければならないものとする。

今回、監査人が、実績報告に当たり提出された収支決算書等と後日確定した正

式な決算書との整合性について確認したところ、整合していなかった事例が2件あった。そのうち1件は結果的に補助金等の額に影響はなかったが、もう1件は補助金等の額が過大であったことが判明したため、市は補助事業者等に対し、過大となった額について市に返還させなければならないこととなった。さらに、当該補助金等は都の補助金を財源としていたため、過大となった額について市から都への返還を行う必要も生じた。

今回の監査で発見された事例や、昨今、国や他の地方自治体において補助金等の不正受給が少なからず発生している状況等を踏まえると、これまで以上に、補助金等に係る実績報告書等の確認を徹底する必要がある。なお、今回の監査対象となっていない補助金等についても、同一の事象が存在することが見込まれることから、補助金を所管する全ての部署において、実績報告書等の確認を徹底されたい。

2 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、表30のとおりである。指摘が35項目、意見が38項目あり、合わせて73項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

表30 外部監査の結果及び意見の一覧

| 事業名 | | 監査の指摘または意見 | | | 頁 |
|-----------|--------------------|------------|---|----------------------------|----|
| 1 市民協働推進課 | | | | | |
| (1) | 共創プラットフォーム推進事業 | 意見 1-1 | ア | 「まちだをつなげる30人」事業の成果の周知について | 48 |
| (2) | 町内会・自治会支援事業 | 意見 1-2 | ア | 町内会・自治会連合会補助金の会長研修会の報告について | 53 |
| 2 福祉総務課 | | | | | |
| (1) | 更生保護団体支援事業 | 指摘 2-1 | ア | 負担金の交付に関する協定書及び覚書の未締結について | 56 |
| | | 指摘 2-2 | イ | 負担金の使途のモニタリングの未実施について | 57 |
| | | 指摘 2-3 | ウ | 監事の署名入りの監査報告書の入手の徹底について | 58 |
| (2) | 木曾福祉サービスセンター管理事務事業 | 意見 2-1 | ア | 少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について | 61 |
| | | 意見 2-2 | イ | 特命随意契約チェックリストの活用について | 63 |
| (3) | 福祉サービス総合支援事業 | 意見 2-3 | ア | 特命随意契約チェックリストの活用について | 65 |
| (4) | 低所得者・離職者対策事業 | 意見 2-4 | ア | 特命随意契約チェックリストの活用について | 71 |
| | | 指摘 2-4 | イ | 見積書の妥当性の検証の徹底について | 72 |
| | | 指摘 2-5 | ウ | 実績報告の妥当性の検証の徹底について | 74 |

| 事業名 | | 監査の指摘または意見 | | | 頁 |
|------|--------------------|------------|---|-----------------------------|-----|
| (4) | 低所得者・離職者対策事業 | 意見 2-5 | エ | 見積書と実績報告のフォーマットの統一について | 77 |
| | | 指摘 2-6 | オ | 委託料の返還請求について | 77 |
| | | 指摘 2-7 | カ | 東京都から交付された補助金の返還について | 79 |
| (5) | 避難行動要支援者避難支援体制整備事業 | 意見 2-6 | ア | プロポーザル方式の評価項目の見直しについて | 81 |
| (6) | 成年後見制度利用支援事業 | 意見 2-7 | ア | 特命随意契約チェックリストの活用について | 85 |
| | | 意見 2-8 | イ | 補助対象経費の範囲の明確化について | 86 |
| (7) | せりがや会館管理事務 | 意見 2-9 | ア | 少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について | 89 |
| (8) | 社会福祉協議会支援事業 | 指摘 2-8 | ア | 補助金、負担金の使途のモニタリングの未実施について | 92 |
| | | 意見 2-10 | イ | 補助対象経費の範囲の明確化について | 93 |
| (9) | 福祉のまちづくり推進事業 | 意見 2-11 | ア | 特命随意契約チェックリストの活用について | 96 |
| | | 指摘 2-9 | イ | 入手した見積書において消費税等の記載がないことについて | 97 |
| | | 意見 2-12 | ウ | 補助対象経費の範囲の明確化について | 98 |
| (10) | 福祉輸送サービス事業 | 指摘 2-10 | ア | 見積書及び実績報告の検証の徹底について | 101 |
| | | 指摘 2-11 | イ | 補助対象経費の配分方法の変更について | 103 |
| | | 意見 2-13 | ウ | 補助金の交付先の業者の評価の充実について | 104 |
| (11) | 地域ホットプラン推進事業 | 意見 2-14 | ア | 特命随意契約チェックリストの活用について | 107 |

| 事業名 | | 監査の指摘または意見 | | | 頁 |
|----------|---------------------------|------------|---|---------------------------------|-----|
| (12) | わたしの地区 の未来ビジョ ン推進事業 | 意見 2-15 | ア | 特命随意契約チェックリストの活用 について | 112 |
| (13) | 民生委員児童 委員協議会事 務 | 意見 2-16 | ア | 少額随契に関する2者以上の見積も りの未徴取について | 115 |
| | | 指摘 2-12 | イ | 請書の手書き修正について | 116 |
| 3 指導監査課 | | | | | |
| (1) | 指導監査事業 | 指摘 3-1 | ア | 同一条件での実地指導の実施について | 120 |
| 4 生活援護課 | | | | | |
| (1) | 健全育成・自立 促進事業 | 意見 4-1 | ア | 大学等進学支援費の利用実績の低迷 について | 130 |
| (2) | 生活困窮者自 立支援事業 | 意見 4-2 | ア | プロポーザル方式の評価項目の見直 しについて | 135 |
| 5 障がい福祉課 | | | | | |
| (1) | 通所施設管理 事務 | 指摘 5-1 | ア | 予算の適切な執行について | 139 |
| | | 指摘 5-2 | イ | 分割発注の合理性の検討について | 139 |
| (2) | ダリア園事業 | 指摘 5-3 | ア | 草花栽培管理業務委託の法的根拠の 明確化について | 147 |
| | | 意見 5-1 | イ | 障がい福祉団体に対する支援の公平 性の確保について | 148 |
| | | 指摘 5-4 | ウ | 行政財産目的外使用許可申請の徹底 について | 149 |
| | | 指摘 5-5 | エ | 草花栽培管理業務委託の広報費につ いて | 149 |
| | | 意見 5-2 | オ | 草花栽培管理業務委託に係る実績報 告事項の見直しについて | 151 |

| 事業名 | | 監査の指摘または意見 | | | 頁 |
|-----|---------------------------|------------|---|----------------------|-----|
| (3) | ひかり療育園 運営継続支援 事業 | 指摘 5-6 | ア | 見積金額の妥当性の検証の徹底について | 155 |
| | | 意見 5-3 | イ | 特命随意契約チェックリストの活用について | 157 |
| (4) | 障がい者日中 活動系サービ ス推進事業 | 意見 5-4 | ア | 事業計画書の内容確認について | 159 |
| | | 意見 5-5 | イ | 事業実施報告書の内容確認について | 161 |
| | | 指摘 5-7 | ウ | 収支決算書等の入手の徹底について | 162 |
| | | 指摘 5-8 | エ | 補助対象経費に係る実支出額の把握について | 162 |
| | | 指摘 5-9 | オ | 補助対象経費の正確性の確認について | 163 |
| | | 指摘 5-10 | カ | 障がい者等の雇用状況の確認について | 163 |
| | | 意見 5-6 | キ | 借上費補助金の貸借料の範囲の明示について | 164 |
| (5) | 障がい者相談 支援事業 | 指摘 5-11 | ア | 見積書の記載項目の確認の徹底について | 167 |
| | | 指摘 5-12 | イ | 人件費見積額の妥当性の検証の徹底について | 168 |
| (6) | 身体障がい者 施設保護事業 | 意見 5-7 | ア | 補助金交付額の見直しについて | 173 |
| | | 意見 5-8 | イ | 収支決算書の確認について | 175 |
| (7) | 身体障がい者 短期入所事業 | 意見 5-9 | ア | 実施要領と随意契約理由の不整合について | 177 |
| (8) | 身体障がい者 総合援護事業 | 指摘 5-13 | ア | 必要書類の提出の徹底について | 181 |

| 事業名 | | 監査の指摘または意見 | | | 頁 |
|------|-------------------------|------------|---|----------------------------|-----|
| (9) | 身体障がい者 訪問入浴事業 | 指摘 5-14 | ア | 訪問入浴サービスに係る職員配置の 確認について | 183 |
| | | 意見 5-10 | イ | 委託先選定に係る競争性の確保につ いて | 183 |
| (10) | 手話奉仕員養 成事業 | 意見 5-11 | ア | 受講対象者の要件緩和について | 186 |
| (11) | 精神障がい者 援護事業 | 指摘 5-15 | ア | 契約金額の妥当性の検証の徹底につ いて | 190 |
| | | 意見 5-12 | イ | 補助対象経費の範囲の明確化について | 190 |
| | | 指摘 5-16 | ウ | 補助金交付額の算定方法の明確化につ いて | 191 |
| | | 意見 5-13 | エ | 法人本部会計への繰入金の取扱いにつ いて | 192 |
| (12) | 心身障がい者 余暇活動事業 | 指摘 5-17 | ア | 契約義務の履行確認の徹底について | 196 |
| | | 意見 5-14 | イ | 類似の契約の統合について | 197 |
| | | 指摘 5-18 | ウ | 仕様書内容の見直しについて | 197 |
| (13) | 小規模作業所 等支援事業 | 意見 5-15 | ア | 補助対象経費の範囲の明確化について | 200 |
| | | 意見 5-16 | イ | 補助金交付の公平性への配慮について | 201 |
| (14) | 障がい者就労 生活支援事業 | 指摘 5-19 | ア | 補助対象事業の要件確認の徹底につ いて | 205 |
| (15) | 重度障がい児 者医療連携支 援事業 | 意見 5-17 | ア | 補助対象経費の範囲の明確化について | 208 |
| | | 意見 5-18 | イ | 補助事業の見直しについて | 209 |

| 事業名 | | 監査の指摘または意見 | | | 頁 |
|------|-----------------|------------|---|-------------------------|-----|
| (16) | 障がい者レス パイト事業 | 指摘 5-20 | ア | 補助事業決算の内容確認の徹底につ いて | 213 |
| | | 指摘 5-21 | イ | 補助対象経費の確認の徹底について | 214 |
| (17) | 障がい者虐待 防止事業 | 指摘 5-22 | ア | 実施要領と随意契約理由の不整合に ついて | 216 |

第4 監査の結果及び意見

1 市民協働推進課

(1) 共創プラットフォーム推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

共創プラットフォーム推進事業は、市民活動・地域活動の活性化を図るため、地域の課題解決に取り組む団体への支援を行うとともに、住民相互の親睦や相互扶助の向上を図るため、地区協議会に対して支援を行う事業である。また、多様な主体が地域に関わるとともに、相互のつながりを広げていくための土台となるプラットフォームの構築を進める事業である。

主な事業は、地区協議会における活動経費に対する補助金の交付及び地域、企業、行政等が参加する課題解決のためのプロジェクトである「まちだをつなげる30人」事業である。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 11,274 | 11,286 | 12,532 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 11,274 | 11,286 | 12,532 |
| 決算額 | 6,896 | 7,612 | 8,547 |

2020年度及び2021年度は共創プラットフォーム推進事業ではなく別事業である「市民協働・地区協議会支援事業」として行われていた。3か年比較の便宜上、上表に含めている。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-------------|---------------|-------------------------------|
| 需用費 | 187 | 印刷製本費 187千円 |
| 委託料 | 975 | 「まちだをつなげる30人」 実施業務委託 975千円 |
| 使用料及び賃借料 | 957 | システム使用料 957千円 |
| 負担金補助金及び交付金 | 6,428 | 地区協議会補助金 6,428千円 |
| 合計 | 8,547 | |

委託料は「まちだをつなげる30人」プロジェクトのコーディネーターを担う Slow Innovation 株式会社に対するものである。

システム使用料は、デジタル町内会「いちのいち」利用に関するものである。

地区協議会補助金は、町田市地区協議会事業等補助金交付要綱に基づき、町内会・自治会地区連合会（後述の（2）町内会・自治会支援事業①事業の概要オ 町内会・自治会、町内会・自治会地区連合会及び町内会・自治会連合会（イ）町内会・自治会地区連合会を参照）を基礎とし、それに町田市青少年健全育成地区委員会、町田市民生委員児童委員協議会の代表者のほか、学校、社会福祉法人、社会福祉協議会、消防団などの団体が参加・協力して構成される地区協議会に対して、市民による魅力ある地域社会づくりの実現のために地区協議会事業等に要する経費の一部を補助するものである。

② 監査の結果

ア 「まちだをつなげる30人」事業の成果の周知について（意見1-1）

「まちだをつなげる30人」事業は、背景の異なる多様な人々が集まって、お互いのつながりを深めながら周囲の関係者を招き入れ、約半年間かけて地域課題の解決を行うまちづくりプロジェクトとして実施されている。2020年度から始められた事業であり、2022年度で3度目の開催である。当事業はファシリテーター的な役割を外部の事業者へ委託をして行っており、これまでの3年間の活動により協働の担い手が誕生し、一定程度の事業目標を達成していると考えられる。

市は、この事業活動の内容及び結果について、市ホームページに情報を掲載してはいるものの、一般市民が当事業の内容を把握できるような体裁にはなっていないように思われる。例えば、「まちだをつなげる30人」という事業名であれば、「その30人はだれなのか」という素朴な疑問に対する明確な情報が掲載されていない。また、ホームページ上では「2022年度参加団体」という見出しで参加団体が掲載されているが29団体しかない。市にヒアリングしたところ、多様な背景を持つ人々が集まるということに意義があって、必ずしも30人という数字に拘っているわけではないとのことであった。そうであるならば、その点についての説明を加えた方が、ホームページ閲覧者にはわかりやすい情報になると考えられる。

また、当事業では毎年アクション宣言が発表されており、これからのプロジェクトについての説明がなされている。しかし、そのアクション宣言についての資料がホームページに掲載されておらず、アクション宣言発表会の動画が掲載されているのみとなっている。その動画は約1時間半の長編動画となっており、情報へのアウトリーチの観点から見直しをした方がよいと考えられる。

したがって、当事業の成果を効果的、効率的に周知・報告するためにも、ホームページに掲載する情報のあり方について検討されたい。

(2) 町内会・自治会支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

町内会・自治会支援事業は、地域住民の共同活動を育成し、住民相互の親睦と相互扶助の向上を図ることを目的として、町内会・自治会の活動経費の一部を補助する事業である。当該事業においては、① 町内会・自治会補助金、② 町内会・自治会連合会補助金、及び③ 町内会・自治会地区連合会交流事業補助金の3つの補助金がある。

① 町内会・自治会補助金とは、各町内会・自治会における共同活動に要する経費に対する補助金である。市は、地域住民の共同活動を育成し、住民相互の親睦と相互扶助の向上を図ることを目的として交付している。

② 町内会・自治会連合会補助金とは、町内会・自治会連合会（下記オ参照）が実施する事業に要する経費の一部に対する補助金である。市は、地域住民の共同活動の振興を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的として交付している。

③ 町内会・自治会地区連合会交流事業補助金とは、町内会・自治会連合会に対し、その地区連合会（下記オ参照）において実施する交流事業（当該地区連合会の地区内における市民の交流を促進するために自主的に実施する事業）に要する経費の一部に対する補助金である。市は、地域内の連携を深め、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的として交付している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 34,919 | 32,193 | 32,403 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | 3,407 | 2,500 | 2,500 |
| 一般財源 | 31,512 | 29,693 | 29,903 |
| 決算額 | 29,036 | 29,748 | 30,712 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|---|
| 需用費 | 848 | 消耗品費 715千円 印刷製本費 134千円 |
| 委託料 | 564 | 事務処理等業務委託 564千円 |
| 備品購入費 | 1,519 | パソコン等購入費 1,519千円 |
| 負担金補助及び 交付金 | 27,781 | 町内会・自治会補助金等 23,381千円 町内会・自治会連合会補助金 2,400千円 町内会・自治会地区連合会交流事業補助金 2,000千円 |
| 合計 | 30,712 | |

事務処理等業務委託は、掲示物を各町内会・自治会へ発送するための封入封かん業務を公益社団法人町田市シルバー人材センターへ委託しているものである。

エ 事業収入（歳入）の状況

財源内訳のその他は、一般財団法人自治総合センターからの助成金である。これを財源に、備品購入費として町内会・自治会が利用するパソコンや発電機（町内会・自治会が実施するイベント時に使用）を購入している。

オ 町内会・自治会、町内会・自治会地区連合会及び町内会・自治会連合会

(ア) 町内会・自治会

町内会・自治会は、地域の課題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な任意団体である。

町内会・自治会の直近3か年の団体数は、表31のとおりである。

表31 直近3か年町内会・自治会数の推移（4月1日時点）

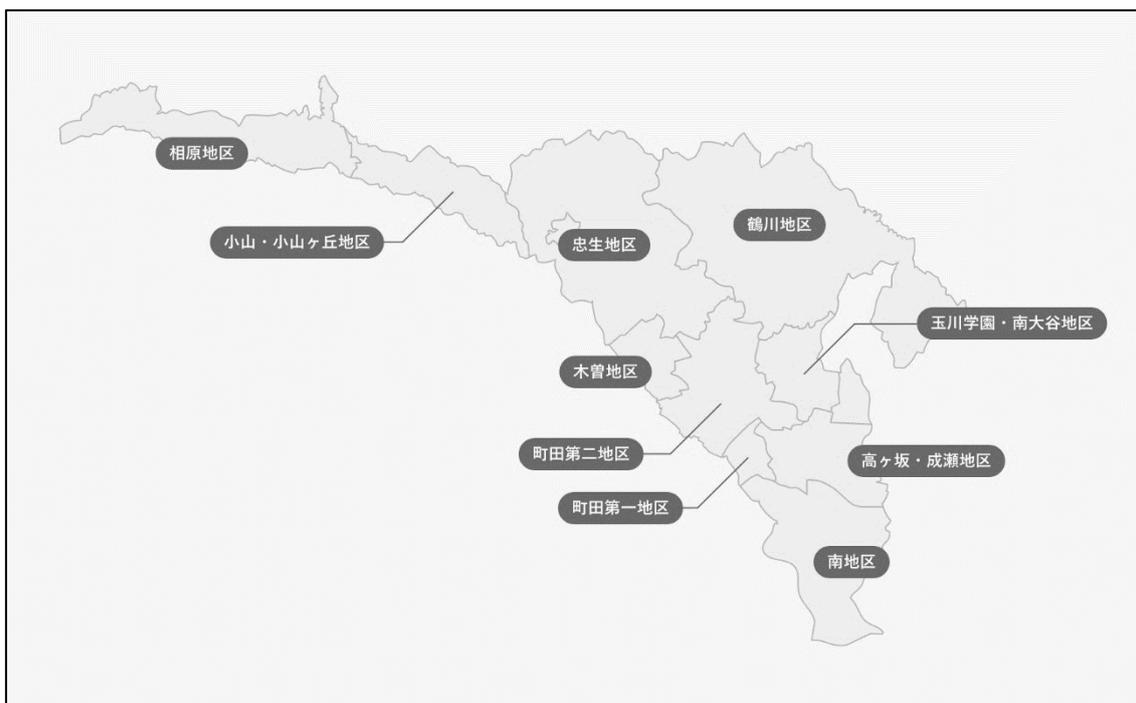
| 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------|--------|--------|
| 309団体 | 310団体 | 310団体 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

(イ) 町内会・自治会地区連合会

町内会・自治会には区域があり、近隣の町内会・自治会がまとまって地区連合会を組織している。図3のとおり10の区域に分けられており、その構成区域は、表32のとおりである。

図3 各町内会・自治会地区連合会



(出典：町田市町内会・自治会連合会ホームページ)

表32 各地区連合会を構成する区域

| 地区連合会 | 構成区域 |
|------------|--|
| 南地区 | 小川、金森、金森東、つくし野、鶴間、成瀬が丘、南つくし野、南町田 |
| 高ヶ坂・成瀬地区 | 高ヶ坂、成瀬、成瀬台、西成瀬、南成瀬 |
| 町田第一地区 | 原町田 |
| 町田第二地区 | 旭町、中町、本町田、森野、藤の台 |
| 玉川学園・南大谷地区 | 玉川学園、東玉川学園、南大谷 |
| 木曽地区 | 木曽西、木曽東、木曽町 |
| 忠生地区 | 小山田桜台、上小山田町、下小山田町、函師町、忠生、常盤町、根岸、根岸町、矢部町、山崎、山崎町 |

| 地区連合会 | 構成区域 |
|-----------|---|
| 鶴川地区 | 大蔵町、小野路町、金井、金井ヶ丘、金井町、真光寺、真光寺町、鶴川、能ヶ谷、野津田町、広袴、広袴町、三輪町、三輪緑山、薬師台 |
| 小山・小山ヶ丘地区 | 小山ヶ丘、小山町 |
| 相原地区 | 相原町 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

(ウ) 町内会・自治会連合会

10の地区連合会から構成されるのが町内会・自治会連合会である。

② 監査の結果

ア 町内会・自治会連合会補助金の会長研修会の報告について（意見 1-2）

町内会・自治会連合会補助金を財源として、地区連合会会長の研修会が実施されている。2022年度は1泊2日で福島県震災復興視察の研修会であった。この補助金の実績報告において当研修会についても記載されているが、1～2行程度のコメントの記載で終わっており、研修報告として十分な内容とはいえない状況であった。

市に質問したところ、研修報告書という形式ではないが、「連合会だより」を通じて研修報告がなされており、それをもって確認しているとのことであった。連合会だよりを閲覧したところ、確かに補助金実績報告よりは詳細に記載はされているが、個人の感想が記載されているという点は否めず、当該研修を今後の町内会・自治会運営にどのように役立てるのかについての記載は見られなかった。

研修会と称するのであれば、町内会・自治会運営の改善につながる内容の報告を求めることを検討されたい。

2 福祉総務課

(1) 更生保護団体支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

更生保護団体支援事業は、町田保護区の保護司活動へ支援を図ることを目的とし、町田地区保護司会への補助金の交付、及び南多摩保護観察協会への負担金の交付を行っている。

なお、町田地区保護司会への補助金については、同会の収支決算における繰越金が一定額あることから2022年度の補助金の支給実績はない。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 3,000 | 3,001 | 3,007 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 3,000 | 3,001 | 3,007 |
| 決算額 | 3,000 | 3,000 | 3,007 |

ウ 事業費の内訳

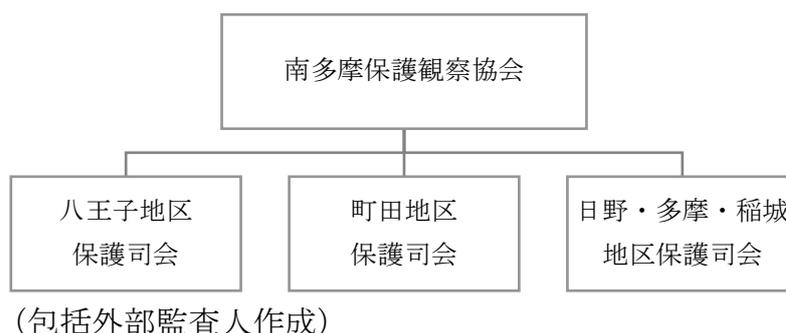
(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|----------------|
| 負担金補助及び 交付金 | 3,007 | 南多摩保護観察協会への負担金 |
| 合計 | 3,007 | |

エ 南多摩保護観察協会

南多摩保護観察協会は、八王子保護区、町田保護区、日野・多摩・稲城保護区（日野市・多摩市・稲城市）の地域内における保護司活動の支援を行うことを目的として設立された団体であり、「オ 町田地区保護司会について」に記載の、町田地区保護司会の上位団体となっている。

図4 南多摩保護観察協会の構成団体



南多摩保護観察協会の役員名簿は表33のとおりであり、町田市長が顧問、町田市地域福祉部福祉総務課長が理事に就任している。

表33 南多摩保護観察協会 役員名簿（2023年4月1～2024年3月31日）

| 役職名 | 所 属 |
|-----------|------------------------|
| 顧 問 | 八王子市長 |
| 顧 問 | 町田市長 |
| 顧 問 | 日野市長 |
| 顧 問 | 多摩市長 |
| 顧 問 | 稲城市長 |
| 来 賓 | 東京保護観察所 立川支部長 |
| 来 賓 | 東京保護観察所 立川支部 統括保護観察官 |
| 会 長 | 町田地区保護司会長 |
| 副会長 | 日野・多摩・稲城地区保護司会長 |
| 副会長 | 八王子地区保護司会長 |
| 常務理事・会計担当 | 日野・多摩稲城地区保護司会サポートセンター長 |
| 常務理事・書記担当 | 町田地区保護司会 総務副部長 |
| 理 事 | 八王子市 生活安全部 防犯課長 |
| 理 事 | 町田市 地域福祉部 福祉総務課長 |

| 役職名 | 所 属 |
|-----|--------------------------|
| 理 事 | 日野市 総務部長 |
| 理 事 | 多摩市 健康福祉部長 |
| 理 事 | 稲城市 福祉部生活 福祉課長 |
| 理 事 | 八王子地区保護司会 副会長 |
| 理 事 | 町田地区保護司会 副会長 |
| 理 事 | 町田地区保護司会 副会長 |
| 理 事 | 町田地区保護司会 副会長 |
| 理 事 | 日野・多摩・稲城地区保護司会 副会長（日野区分） |
| 理 事 | 日野・多摩・稲城地区保護司会 副会長（多摩区分） |
| 理 事 | 日野・多摩・稲城地区保護司会 副会長（稲城区分） |
| 監 事 | 八王子市 生活安全部長 |
| 監 事 | 八王子地区保護司会 総務部副部長 |

（出典：南多摩保護観察協会 令和5年度定期総会資料）

オ 町田地区保護司会

町田地区保護司会は、町田地区内で活動する保護司の団体である。保護司とは、犯罪や非行をした人の改善や更生を支援したり、犯罪や非行の防止に努めたりするボランティアの役割を担う人をいう。

② 監査の結果

ア 負担金の交付に関する協定書及び覚書の未締結について（指摘 2-1）

市は、2022年度に、南多摩保護観察協会へ前年度4月1日現在の人口1人当たり7円、合計3,007千円の負担金を交付している。

交付については、保護司法第17条に基づく「地方自治体の協力」を根拠としているが、交付に関する具体的な取り決めをした協定書及び覚書（以下、「協定書等」という。）が締結されていない。

保護司法より抜粋

(地方公共団体の協力)

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力を行うことができる。

このように、南多摩保護観察協会との間に負担金の交付に関する協定書等を締結していない状況は、負担金の算定方法や支払時期、支払い方法等負担金の支払いについて南多摩保護観察協会との間で紛争が生じる可能性がある。

そのようなリスクを事前に防止し、負担金の交付を円滑に遂行するためには、例えば、表34に記載した事項を取り決めた協定書等を南多摩保護観察協会との間で取り交わすべく関係市との調整を行う必要がある。

表34 協定書等への記載項目（例示）

| 記載項目 |
|---------------------------------|
| 協定書等の趣旨や目的に関する事項 |
| 負担金の使途や目的、算定方法、支払時期及び支払方法に関する事項 |
| 負担金の使途や効果に関する報告義務や市からの確認に関する事項 |
| 協定書等の変更、解除、更新に関する事項 |
| 協定書等に関する相談・協議・調整に関する事項 |
| その他の事項 |

イ 負担金の使途のモニタリングの未実施について（指摘2-2）

現状、市は、南多摩保護観察協会へ交付した負担金について、その使途や効果について、市として特別なモニタリングは実施しておらず、南多摩保護観察協会及び町田地区保護司会の定期総会資料を入手するにとどまっている。

市としては、交付した負担金が適切に使用されているのか、また、負担金の効果はどのようなものなのかについてモニタリングを実施し、負担金の使途の適切性と、負担金交付の効果を確認する必要がある。

また、負担金は、市から南多摩保護観察協会へ3,007千円交付された後、南多摩保護観察協会が一部事務手数料を控除した残額2,992千円を、町田地区保護司会へ援助費として交付している。

したがって、市が交付した負担金の実際の使用先は町田地区保護司会となるので、負担金の使途のモニタリングは、町田地区保護司会に対しても実施する必要がある。

モニタリングの方法としては、会計報告や事業報告の含まれた定期総会資料の入手、同資料の分析、会計数値の異常値に関する質問の実施、事業報告による事業の実施内容の確認と当初計画との差異についての質問の実施、交付先への訪問による現場視察及び帳簿閲覧の実施等が考えられる。

この点に関しては、「ア 負担金の交付に関する協定書及び覚書の未締結について」で記載したとおり、協定書等を締結することで、その協定書等の中で、市が入手すべき資料や、市によるモニタリングの実施及びそれに対する交付先の市に対する協力等を明記することが考えられる。

ウ 監事の署名入りの監査報告書の入手の徹底について（指摘 2-3）

イで記載したとおり、市は、南多摩保護観察協会及び町田地区保護司会の定期総会の資料を入手している。南多摩保護観察協会の定期総会資料については、市の関係者が理事に就任していることから、正式に定期総会へ出席し、監事の署名入りの監査報告書も併せて入手している。しかし、町田地区保護司会の定期総会資料については、来賓として定期総会へ出席を依頼され、その際に冊子状態の総会資料を入手しているのみで、監事の監査報告書に監事の署名がないものとなっている。

負担金の実質的な使用先は町田地区保護司会になるので、町田地区保護司会の定期総会資料を入手する場合にも、総会資料に対し監査を実施した監事の署名のある監査報告書が添付されたものを入手する必要がある。

(2) 木曾福祉サービスセンター管理事務事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

木曾福祉サービスセンター管理事務事業は、市の保健・福祉施設のうち、葬祭事業施設である木曾福祉サービスセンターの管理事務に関する事業である。

2023年3月現在、同サービスセンターにおける葬祭事業は2022年3月31日をもって終了しているが、同サービスセンター跡地の活用方法が決定されるまでの間、同サービスセンターの維持管理業務を行っている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 14,637 | 7,515 | 5,635 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | 6,260 | 4,904 | — |
| 一般財源 | 8,377 | 2,611 | 5,635 |
| 決算額 | 14,431 | 7,409 | 3,224 |

2020年度、2021年度の予算には祭壇使用料が見込まれているが、葬祭事業は2021年度で終了しているため、2022年度の当初予算額は減少している。また、2022年度当初予算で計上した測量業務委託1,989千円が執行されなかったため、予算と比較して決算額が減少している。

2021年度については、コロナ禍において事業の実施内容を見直し、委託料の減額を実施したことから2020年度と比較して、当初予算額が減少している。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|-------------------------------|
| 需用費 | 328 | 水道光熱費、修繕料 |
| 委託料 | 2,896 | 一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬処分業務委託 2,484千円 |
| 合計 | 3,224 | |

エ 事業収入（歳入）の内訳

2020年及び2021年度において、当該事業の財源として祭壇使用料が計上されている（2020年度：6,260千円、2021年度：4,904千円）。葬祭事業は2021年度で終了しているため、2022年度の歳入はない。

オ 特命随意契約チェックリスト

特命随意契約チェックリストは、2022年3月8日に、財務部契約課長から発出された「随意契約チェックリストの活用について（通知）」（以下、「特命随契通知」という。）により、各部署で随意契約の適正性を判断するために活用することが要請されたチェックリストである。

特命随契通知より抜粋

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されておりますが、競争性、透明性、価格の妥当性などを総合的に勘案し、当該契約が適正であるかを判断する必要があります。

また、最近の市の契約事務適正化委員会においては、随意契約案件の増加により、その審議も長時間に及ぶ傾向がみられます。

このことから、所轄部署にて随意契約による適正性を判断するため、別に添付しましたチェックリストの活用をお願い致します。

なお、チェックリストは市の契約事務適正化委員会への付議資料に併せて添付する必要はありません。

※当チェックリストは市の適正化委員会に付議する案件だけでなく、各部の適正化委員会や各課契約においてもご活用ください。

特命随意契約チェックリスト様式 抜粋

| □町田市契約事務適正化委員会 特命随意契約チェックリスト | | | |
|------------------------------|----------------|--|-------|
| 業務名 | | | |
| 担当課 | | | |
| No. | 区分 | 確認事項 | チェック欄 |
| 1 | 根拠規定 | 地方自治法施行令167条の2第1項第 号 随意契約ガイドラインに該当項目はあるか。 | |
| 2 | 業務の収集 及び標準化 | 当該業務と類似の契約を締結している他自治体や所属から情報収集を行っているか。 | |
| 3 | 業務内容及び仕様 | 業務内容及び仕様を見直すことで競争入札はできないか。 | |
| 4 | 契約相手方の選定 | 契約の相手方として、本当にその相手方しかないか（唯一性） | |
| 5 | 契約相手方の選定 | 当該契約者以外の者に履行させることが業務の性質上不可能であるか。 | |
| 6 | 見積金額 の妥当性 | 仕様の内容や類似業務の契約金額等から、見積金額はおおむね妥当性があるか。または、契約の相手方と価格交渉を重ねおおむね妥当性があるか。 | |
| 7 | 業務の見直し | 業務の分離・分割はできないか。分離・分割をすることで他に履行可能な業者はいないか。一括発注と分離・分割発注の差額は妥当か。 | |

※チェックリストで確認し、委員の方から質問された場合に説明できるよう準備してください。

② 監査の結果

ア 少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について（意見2-1）

市は、セントラル警備保障株式会社と、木曽福祉サービスセンター機械警備業務委託契約を契約金額282千円で締結しているが、2者以上の見積もりを徴取していない。

当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号に定められている随意契約のうち、第1号の少額随契に該当しており、契約伺い上

も随意契約の根拠を第1号としている。「町田市随意契約ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)によれば、少額随契による場合であっても、原則として2者以上の見積もりを徴取することを必要としているので、当該契約についても原則として2者以上の見積もりを徴取する必要がある。

ガイドラインより抜粋

Ⅲ 随意契約によることもできると思われる事例

【留意事項】

少額随契による場合であっても、競争性のあるものは契約相手の決定にあたり、原則として優先発注(市内事業者等)に配慮したうえで2者以上の見積もりを徴する必要があります。

市の見解によれば、木曾福祉サービスセンターは、過去に機械警備の設備が導入され、設備導入事業者と1年ずつ契約を締結している状況であることから、当該契約は、地方自治法施行令167条の2第1項の第2号の特命随意契約に該当するため、2者以上の見積もりを徴取していないとのことである。

ガイドラインによれば第1号(少額随契)に該当し、重ねて第2号から第9号のいずれかに該当する場合は、第1号を根拠とすることになっている。

ガイドラインより抜粋

Ⅱ 随意契約を行う場合の事務処理に関する留意事項

2. 随意契約を行う根拠が施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合は、重ねて第2号から第9号までのいずれかに該当するときは、第1号を根拠としてください。

少額な契約について事務の煩雑さを省略すること認めた「少額随契」に該当する場合は、他の理由に優先して随意契約を行う根拠とされています。ただし、少額といえども競争が確保できる案件については、できるだけ競争見積り等を行って契約の相手方を決定してください。

今回のケースのように少額随契(第1号)でありながら、特命随意契約(第2号)に該当する場合は、ガイドライン上は第1号が優先されるので、随契理由を第1号とすることは特に問題はない。ただし、単純に第1号としてしまうと、2者以上の見積もりを徴取していない理由が不明となってしまう、外観的にはガイドラインⅡ2やⅢの【留意事項】に違反しているようにみえることになる。

したがって、少額随契(第1号)でありながら、特命随意契約(第2号)に該当し、2者以上の見積もりを徴取していない場合は、契約伺い時に、随契理由に

ついて、法令根拠（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号）を記載するとともに、特命随意契約（第 2 号）である旨を随契理由欄に記載し、2 者以上の見積もりを徴取していない旨を明示することを検討されたい。

イ 特命随意契約チェックリストの活用について（意見 2-2）

市が、株式会社三凌と締結している「一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬処分業務委託」は、その業務内容の特殊性から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する特命随意契約となっている。この契約に当たり、担当者は特命随意契約チェックリストを作成している。

担当者が作成した当該チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。

特命随契通知は、当該チェックリストの活用を求めているものの、当該チェックリストは、以下の点で問題があり、改善の余地があると考ええる。

第一に、これは特命随契通知自体の問題点であるが、特命随契通知の表題が、「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているものの、実際のチェックリストが「特命随意契約チェックリスト」となっていることである。特命随契通知のタイトルと中身が一致していない現状では、チェックリストを活用する各部署が、チェックリストを活用する範囲が「随意契約」なのか「特命随意契約」なのかで混乱するおそれがあるため問題である。なお、チェックリストの内容は「特命随意契約」を意識していると思われるので、特命随契通知のタイトルも「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、特命随契通知のタイトルと中身を一致させることを検討されたい。

第二に、チェックリストの活用に関する問題点として、当該チェックリストが作成はされているものの、上長の確認や承認に関する証跡がないことである。特命随意契約の検討という重要な業務内容が、上長による確認や承認がないようにみえることは問題がある。契約事務のさらなる適正化のためにも、当該チェックリストに上長の確認欄を設けたり、当該チェックリストを契約伺いの添付書類としたりするなどし、当該チェックリストが上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。

なお、当該チェックリストを上長が確認することを前提とした場合、作成者が明記され特定されることが必要となる。現状のチェックリストの様式には、作成者の記載欄がないので、様式に作成者欄を設けることも併せて検討されたい。

(3) 福祉サービス総合支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

福祉サービス総合支援事業は、福祉サービスの利用に係る支援を総合的かつ一体的に実施することにより、市民が適切な福祉サービスを安心して選択し利用することを目的としている。

具体的な事業の内容は、表35のとおりである。

表35 福祉サービス総合支援事業の事業内容

| 事業 | 内容 |
|---------------|--|
| 利用者サポート事業 | 権利擁護相談等の、福祉サービス利用に係る専門相談 |
| 福祉サービス利用者援助事業 | 福祉サービス利用者援助、日常的金銭管理及び書類等の預かりサービス |
| 福祉サービス苦情調整事業 | 福祉サービス苦情調整第三者委員会を設置し、専門的見地及び第三者的立場から苦情に対する調査や助言の実施 |

なお、市は、当該事業について、市の外郭団体である社会福祉法人町田市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）へ業務を委託している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 10,391 | 10,391 | 10,391 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 5,196 | 5,196 | 5,196 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 5,195 | 5,195 | 5,195 |
| 決算額 | 10,391 | 10,391 | 10,391 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|-------------------------------------|
| 委託料 | 10,391 | 2022年度福祉サービス総合支援事業 業務委託 10,391千円 |
| 合計 | 10,391 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、東京都から、東京都福祉サービス総合支援事業実施要綱に基づく5,196千円の補助金収入があり、補助率は50%となっている。

オ 特命随意契約チェックリスト

「(2) 木曾福祉サービスセンター管理事務事業 ①事業の概況 オ 特命随意契約チェックリスト」参照。

② 監査の結果

ア 特命随意契約チェックリストの活用について（意見2-3）

市が、市社協と締結している「2022年度福祉サービス総合支援事業業務委託」は、委託する業務内容の専門性が高いことから、地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号に該当する特命随意契約となっている。この契約に当たり、担当者は特命随意契約チェックリストを作成している。

担当者が作成した当該チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、上長による確認や承認に関する証跡がない状態となっている。

特命随契通知は、当該チェックリストの活用を求めているものの、当該チェックリストは、以下の点で問題があり、改善の余地があると考えます。

第一に、これは特命随契通知自体の問題点であるが、特命随契通知の表題が、「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているものの、実際のチェックリストが「特命随意契約チェックリスト」となっていることである。特命随契通知のタイトルと中身が一致していない現状では、チェックリストを活用する各部署が、チェックリストを活用する範囲が「随意契約」なのか「特命随意契約」なのかで混乱するおそれがあるため問題である。なお、チェックリス

トの内容は「特命随意契約」を意識していると思われるので、特命随契通知のタイトルも「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、特命随契通知のタイトルと中身を一致させることを検討されたい。

第二に、チェックリストの活用に関する問題点として、当該チェックリストが作成はされているものの、上長の確認や承認に関する証跡がないことである。特命随意契約の検討という担当者の重要な業務内容が、上長による確認や承認がないようにみえることは問題がある。契約事務のさらなる適正化のためにも、当該チェックリストに上長の確認欄を設けたり、当該チェックリストを契約伺いの添付書類としたりするなどし、当該チェックリストが上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。

なお、当該チェックリストを上長が確認することを前提とした場合、作成者が明記され特定されることが必要となる。現状のチェックリストの様式には、作成者の記載欄がないので、様式に作成者欄を設けることも併せて検討されたい。

(4) 低所得者・離職者対策事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

低所得者・離職者対策事業は、低所得者・離職者に対して支援を行うことにより、低所得者・離職者の生活の安定を図ることを目的としている。

具体的には、市は、東京都から補助金を受け、「受験生チャレンジ支援貸付事業」を行っている。当該業務の内容は、貸付窓口の設置、受付相談員の設置、申請書類の確認や対象資格の確認等であり、実際の業務は、市社協へ委託している。なお、「受験生チャレンジ支援貸付事業」の事業内容は次のとおりである。

受験生チャレンジ支援貸付事業サイト/東京都社会福祉協議会より抜粋

受験生チャレンジ支援貸付事業は、東京都内の中学3年生・高校3年生（又はこれに準ずる方※）向けに学習塾、各種受験対策講座、通信講座等の受講料や、高校、大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ必要な資金の貸付を無利子で行っています。対象の高校・大学等に入学した場合、所定の手続きをもって返済が免除されます。

将来の自立に向けて意欲的に取り組む子供たちが高校や大学への進学を目指し、受験に挑戦することを支援する事業です。東京都の補助を受け、東京都社会福祉協議会が実施しています。

準ずる方・・・高校・大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 9,500 | 9,500 | 9,500 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 9,500 | 9,500 | 9,500 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | — | — | — |
| 決算額 | 8,500 | 8,500 | 11,500 |

市は、東京都から受給した補助金を財源として、委託先である市社協へ委託料として支出している。

なお、2022年度における、当初予算と決算額の差額の2,000千円については、後述の「オ 東京都からの補助金と市と市社協の間で締結された「合意書」について」を参照。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|---------------------------------|
| 委託料 | 11,500 | 受験生チャレンジ支援貸付受付業務委託料 11,500千円 |
| 合計 | 11,500 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、東京都からの9,500千円の補助金収入があり、補助率は100%となっている。なお、「オ 東京都からの補助金と市と市社協の間で締結された「合意書」について」において後述するとおり、追加で2,000千円の補助金収入が発生し、合計11,500千円となっている。

オ 東京都からの補助金と市と市社協の間で締結された合意書

東京都による「令和4年度受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営事業補助要綱」（以下、「受験生チャレンジ補助要綱」という。）によると補助金の交付額

は次のとおりとなっている。

【東京都要綱】受験生チャレンジ補助要綱より抜粋

第2 補助基準額

別表のとおりとする。

別表 (千円)

| 貸付件数 | 基礎 | 変動 | 合計 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 0件～100件 | 5,000 | — | 5,000 |
| 101件～200件 | 5,000 | 2,500 | 7,500 |
| 201件～300件 | 5,000 | 4,500 | 9,500 |
| 301件～400件 | 5,000 | 6,500 | 11,500 |
| 401件～500件 | 5,000 | 8,500 | 13,500 |
| (以下省略) | (以下省略) | (以下省略) | (以下省略) |

第4 補助金の交付額

この補助金の交付額は、補助基準額と補助対象経費の総額と比較して少ない額とする。(以下省略)

2022年度については、東京都が借入に関する申請要件を緩和したことに伴い、市社協の受付窓口における受付件数が当初予想の300件から、473件に増加している。この増加に対応するために、市と市社協は2022年11月に合意書を締結し、追加で2,000千円の委託料が発生している。なお、委託料の増加に伴い、市は、東京都より、追加で2,000千円の補助金を受給している。

合意書より抜粋

1. 委託料の追加請求について

- (1) 乙が甲の指定した日までに甲に提出する月次報告書の「令和4年度受験生チャレンジ支援貸付事業 実績」の申請件数の累計が、乙が甲に契約締結時に提出した事業実施計画書の「3 事業実績貸付見込み件数」の件数見込計を超過したとき、乙は甲へ委託料を追加請求できるものとする。

甲：町田市

乙：市社協

「3 事業実績貸付見込み件数」の件数見込計：300件

カ 特命随意契約チェックリスト

「(2) 木曽福祉サービスセンター管理事務事業 ①事業の概況 オ 特命随意契約チェックリスト」参照。

キ 市社協の会計区分

市社協の決算書における会計区分は、表 36 のとおりである。

表 36 市社協の会計区分

| 法人 単位 | 事業 区分 | 拠点区分 | サービス区分 |
|-------------------|----------------------------|------------|--------------------------|
| 法 人 合 計 | 社 会 福 祉 事 業 | 地域福祉推進拠点区分 | 法人運営事業 |
| | | | 事務局運営事業 |
| | | | 地域福祉活動支援事業 |
| | | | ボランティア活動推進事業 |
| | | | 身体障がい者訪問入浴事業 |
| | | | 福祉輸送サービス共同配車センター運 営事業 |
| | | | 市民外出支援サービス運営事業 |
| | | | 避難者孤立化防止事業 |
| | | | いきいきポイント制度事業 |
| | | | 受験生チャレンジ支援業務事業 |
| | | | 生活福祉資金貸付事務事業 |
| | | | 福祉サービス利用援助事業 |
| | | | 法人後見・後見監督事業 |
| | | | 福祉サービス総合支援事業 |
| | | | 成年後見制度中核機関業務事業 |
| | | | せりがや会館管理運営事業 |
| | | | 学童保育事業 |
| | | | 市民後見人活性化基金事業 |
| | | | 介護予防・日常生活支援総合事業 |
| | | | おうちでごはん事業 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | | | |
| フードバンク事業 | | | |
| 手話講習会事業 | | | |
| 安心・暮らし事業 | | | |

| 法人 単位 | 事業 区分 | 拠点区分 | サービス区分 |
|----------|------------|-----------------|-----------------|
| 法人 合計 | 社会 | 障害者総合支援事業拠点区分 | 同行援護事業 |
| | | | 障がい者グループホーム事業 |
| | 福祉 事業 | 歳末たすけあい運動事業拠点区分 | 歳末たすけあい運動事業 |
| | | | たすけあい資金貸付事業拠点区分 |
| 公益 事業 | 介護保険事業拠点区分 | 要介護認定調査業務事業 | |

② 監査の結果

ア 特命随意契約チェックリストの活用について（意見 2-4）

市が、市社協と締結している「受験生チャレンジ支援業務委託」は、その業務内容の特殊性から、地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号に該当する特命随意契約となっている。この契約に当たり、担当者は特命随意契約チェックリストを作成している。

担当者が作成した当該チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。

特命随契通知は、当該チェックリストの活用を求めているものの、当該チェックリストは、以下の点で問題があり、改善の余地があると考えます。

第一に、これは特命随契通知自体の問題点であるが、特命随契通知の表題が、「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているものの、実際のチェックリストが「特命随意契約チェックリスト」となっていることである。特命随契通知のタイトルと中身が一致していない現状では、チェックリストを活用する各部署が、チェックリストを活用する範囲が「随意契約」なのか「特命随意契約」なのかで混乱するおそれがあるため問題である。なお、チェックリストの内容は「特命随意契約」を意識していると思われるので、特命随契通知のタイトルも「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、特命随契通知のタイトルと中身を一致させることを検討されたい。

第二に、チェックリストの活用に関する問題点として、当該チェックリストが作成はされているものの、上長の確認や承認に関する証跡がないことである。特命随意契約の検討という担当者の重要な業務内容が、上長による確認や承認がないようにみえることは問題がある。契約事務のさらなる適正化のためにも、当

該チェックリストに上長の確認欄を設けたり、当該チェックリストを契約伺いの添付書類としたりするなどし、当該チェックリストが上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。

なお、当該チェックリストを上長が確認することを前提とした場合、作成者が明記され特定されることが必要となる。現状のチェックリストの様式には、作成者の記載欄がないので、様式に作成者欄を設けることも併せて検討されたい。

イ 見積書の妥当性の検証の徹底について（指摘 2-4）

市が、「受験生チャレンジ支援業務委託」を市社協に委託するに当たり、市社協から入手した見積書は表 37 のとおりである。

表 37 市社協の見積書

(単位：千円)

| 項目 | 区分 | 金額 | 説明 |
|-----|-----------|-------|------------------------|
| 人件費 | 嘱託職員給料・手当 | 4,465 | 嘱託職員 2 名分 |
| | 臨時職員給料・手当 | 1,470 | 臨時職員 1 名分 |
| | 法定福利費等 | 1,200 | 社会保険料、労働保険、健康診断費 |
| 小計 | | 7,135 | |
| 事業費 | 旅費交通費 | 7 | 東京都実施説明・研修参加の交通費 |
| | 雑費 | 11 | パソコンウィルスソフト、職員被服費 |
| | 租税公課 | 1,093 | 消費税、法人税、印紙代 |
| | 印刷製本費 | 180 | コピー機トータルサービス |
| | 通信運搬費 | 238 | 郵券、宅配便代、通話料 |
| | 賃借料 | 144 | パソコン・印刷機リース代 |
| | 消耗品 | 78 | コピー用紙、ケースファイル、文具等 |
| 小計 | | 1,751 | |
| 諸経費 | | 614 | 事業総費に対する諸経費(総事務費 6.4%) |
| 合計 | | 9,500 | |

(出典：見積書より監査人作成)

表 37 の見積書によれば、諸経費について、事業総費の 6.4%と想定しているが、市は 6.4%の根拠を確認していない。また、そもそも、どの金額に 6.4%を乗じて 614 千円となるのかも確認していない。

この点について市社協へヒアリングしたところ、諸経費の 614 千円及び 6.4%については特に根拠はなく、費用総額を委託報酬額の上限額（市が東京都から受領している補助金額 9,500 千円）とするために逆算で算出しているとのことであった。すなわち、諸経費の 614 千円及び 6.4%は、市社協が市から受託した事業を行うに当たり想定される人件費及び事業費の合計額を、委託報酬の上限金額から控除した残額と、当該残額の委託報酬の上限額に対する割合である。

諸経費及び諸経費の割合（6.4%）の算出式

$$\text{諸経費 (614 千円)} = \text{委託報酬の上限額} - (\text{人件費} + \text{事業費})$$

$$\text{諸経費の割合 (6.4\%※)} = \frac{\text{委託報酬の上限金額} - (\text{人件費} + \text{事業費})}{\text{委託報酬の上限金額}} \times 100$$

※ 小数点以下第 2 位を四捨五入している。

上記の割合（6.4%）を用いて算出された諸経費を経費として認めた場合、事業を行うに当たり発生する費用総額が委託報酬の上限額と同額となり、後述するオに記載の委託契約に定められた委託料の精算（返還金）が常に発生しない状況となる。

さらに、表 37 の見積書によれば、法定福利費を 1,200 千円と想定している。人件費に対する率に換算すると、1,200 千円 ÷ (4,465 千円 + 1,470 千円) = 20.2%となっている。一般的に、人件費に対する会社負担の法定福利費の率は 15%～17%程度であり、それと比較すると法定福利費が高く想定されていることがわかる。これに関しては、法定福利費の中に「健康診断費」といった、法定福利費と異なる福利厚生費が入っているためだと考えられる。

見積書の金額は、当該事業を実施するに当たり発生が見込まれる経費を、直接費のみならず間接費を含めて積み上げで算定すべきである。しかし、本件の「諸経費」のように、費用総額を委託報酬額の上限額とするために算出された経費は、適正な費用として認められない。また、見込まれる経費も適切に区分されるべきであり、性質の異なる経費をまとめて算定するべきではない。

したがって、積み上げではなく、費用総額を委託報酬の上限額とするよう算定した金額や、性質の異なる経費をまとめて算定した金額が含まれる見積書を、市は認めるべきではなく、市が行った見積書の検証は不十分であったと考える。

見積書の検証は、委託料の金額を決定するに当たり重要な事項となり、市は、入手した見積書の妥当性を正しく確認することが求められる。そのためには、入手した見積書に対して、例えば、表38の検証手続きを実施し、見積書記載の金額の妥当性を確認する必要がある。

表38 見積書で確認すべき事項（例示）

| 検証手続 | 確認事項 |
|---------------|--|
| 前年度の見積もりとの比較 | 項目ごとに多額な増減を把握し、増減内容が妥当であることを確認する。 |
| 前年実績との比較 | 同上 |
| 見積書内の金額の根拠の把握 | 人件費の想定人数や、想定している間接費の負担割合が妥当であることを確認する。 |
| 見積書内の金額の整合性 | 見積書内の金額に不整合がないことを確認する。 |

ウ 実績報告の妥当性の検証の徹底について（指摘2-5）

市は、市社協へ11,500千円の委託料を支出しており、委託先である市社協から入手した実績報告は、表39のとおりである。

表39 市社協の実績報告

(単位：千円)

| 経費区分 | 支出額 | 積算内容 |
|------|--------|---------------|
| 人件費 | 5,641 | 職員給与・手当 |
| | 837 | 法定福利費 |
| 小計 | 6,478 | |
| 事務費 | 834 | 消耗器具備品費 |
| | 162 | コピー機トータルサービス料 |
| | 246 | 通信運搬費 |
| | 113 | パソコンリース料 |
| | 1,229 | 租税公課 |
| | 2,438 | 諸経費 |
| 小計 | 5,022 | |
| 合計 | 11,500 | |

(出典：事業実績報告書より監査人作成)

表 39 のとおり、市社協は、受給した 11,500 千円の委託料と同額の経費が発生したと実績報告をしている。

一方で、市社協が公表している「2022 年度 決算報告書」の「地域福祉推進拠点 資金収支明細書」に記載されている事業別の資金収支明細書における「受験生チャレンジ支援業務事業」の収支は表 40 のとおりである。

表 40 市社協決算報告書による事業収支

(単位：千円)

| 勘定科目 | | 金額 |
|---------------|-------------------|--------|
| 受託金収入 | 受験生チャレンジ支援業務受託金収入 | 11,500 |
| 人件費支出 | 職員給料支出 | △308 |
| | 非常勤職員給与支出 | △5,333 |
| | 法定福利費支出 | △822 |
| 事業費支出 | 消耗器具備品費支出 | △834 |
| | 印刷製本費支出 | △162 |
| | 通信運搬費支出 | △246 |
| | 賃借料支出 | △113 |
| 事務費支出 | 福利厚生支出 | △15 |
| | 租税公課支出 | △1,046 |
| その他の支出 | 法人税、住民税及び事業税支出 | △183 |
| 事業活動支出計 | | △9,062 |
| 事業活動資金収支差額 | | 2,438 |
| サービス区分間繰入金支出※ | | △1,524 |
| 当期資金収支差額 | | 914 |
| 前期末支払資金残高 | | 916 |
| 当期末支払資金残高 | | 1,830 |

(出典：市社協決算報告書より監査人作成)

※ サービス区分間繰入金支出とは、他のサービス区分へ資金を移動させることであり、表 41 のとおり、「法人運営事業」へ資金 1,524 千円を移動していることを示している。

表 41 サービス区分間繰入金支出の内訳

(単位：千円)

| サービス区分名 | | 繰入金の財源 | 金額 |
|--------------------|--------|-----------|-------|
| 繰入元 | 繰入先 | | |
| 受験生チャレンジ支援 業務事業 | 法人運営事業 | 運営費収入 | 608 |
| 受験生チャレンジ支援 業務事業 | 法人運営事業 | 前期末支払資金残高 | 916 |
| 合計 | | | 1,524 |

(出典：市社協決算報告書／サービス区分間繰入金明細書)

「サービス区分間繰入金明細書」とは、社会福祉法人が作成する附属明細書の1つで、同一拠点区分内のサービス区分間で行われた繰入金額の内容を記載したものである。

金額の合計は1,524千円となっており、そのうち916千円は前年度の支払資金残高であり、残りの608千円は、9,500千円の補助金収入に前述した6.4%を乗じた金額となっている。

表39の実績報告によれば、交付された委託料と同額の経費が報告されていたが、表40の公表されている決算報告書によると、2,438千円の事業活動資金収支差額が計上されており、当該金額から法人運営事業へ繰入れた1,524千円を控除した914千円が当期資金収支差額として計上されている。

市は、実績報告(表39)に、諸経費2,438千円が計上されていることを把握していたが、決算報告書の送付時期が当該事業終了後であったため、実績報告に記載されている諸経費が決算書において計上されていない状況を把握することができていなかった。

上記のとおり、市は、市社協から実績報告を入手するのみで、実績報告の根拠資料となる決算書と整合性を確認する業務フローがなく、確認を実施していない。そのため入手した実績報告の内容の検証が不十分であったといえる。

実績報告の検証は、委託料の金額を確定する重要な事項となる。したがって、入手した実績報告の妥当性を検証するために、例えば、表42に記載の項目などを確認する必要がある。

なお、実績報告を検証するに当たっては、口頭や、文書による回答だけではなく、根拠となる書類や資料を確認する必要があることに留意する必要がある。

表 42 実績報告の妥当性の検証事項（例示）

| 確認・実施事項 |
|--|
| 監事監査済みの確定した決算報告書を入手すること |
| 実績報告が確定した決算報告書と整合していること |
| 計上されている金額の根拠を正確に把握すること（特に「諸経費」といった雑多なものが計上される科目については、その内容を把握する。） |
| 実績報告の各金額について、当初の見積書と比較して多額の増減がある場合は、その増減理由が妥当であること |
| 計上されている金額間に整合性があり、矛盾がないこと |

エ 見積書と実績報告のフォーマットの統一について（意見 2-5）

市は、市社協から実績報告を入手しているが、フォーマットが、当初の見積書のフォーマットと異なっている。

「ウ 実績報告の妥当性の検証の徹底について」でも記載したとおり、実績報告の検証の一環として、当初の見積書と比較検討することが考えられる。比較作業を効果的に実施するためには、当初の見積書と実績報告のフォーマットは同一であることが望ましい。

したがって、見積書と実績報告のフォーマットを統一することを検討されたい。

オ 委託料の返還請求について（指摘 2-6）

受験生チャレンジ支援業務は、市は東京都から補助金を受給し、市社協へ委託している事業となっている。

市は、市社協と業務委託契約を締結しており、契約書の一部である「受験生チャレンジ支援業務委託仕様書」によれば、委託料の精算について次の記載がある。

受験生チャレンジ支援業務委託仕様書より抜粋

10 委託料の精算金

乙は、前項 5 に定める金額に満たない費用で事業を完了したとき、甲に精算書を提出し、既に甲から支払われた金額との差額を甲へ返還するものとする。

甲：町田市 乙：市社協

前項 5 に定める金額：実施計画書に記載された、「対象経費支出予定額」に記載された金額（見積もり金額を指す）

つまり、市社協は、受験生チャレンジ支援業務の実施に当たり実際に支出した経費が、受領した委託料（11,500千円）を下回った場合、市社協は差額を市へ返還することになっている。

前述したとおり、市社協の決算報告書によれば、表40に記載のとおり、2,438千円の事業活動資金収支差額が計上され、法人運営事業への繰入1,524千円を控除して、914千円の当期資金収支差額が計上されている。

この点について市社協へヒアリングしたところ、当期資金収支差額については、業務を受託した成果であり、法人運営事業へ繰入れた1,524千円については、受験生チャレンジ支援業務を行うための間接経費であるとの回答があった。また、表41にあるとおり、年度で残った資金は翌年度に法人運営本部へ繰入れており、翌年度に受験生チャレンジ支援業務に係る間接経費として支出しているとの回答があった。なお、間接経費の配分についての計算過程を示すのは困難であるとのことである。

このような市社協からの回答について、当期資金収支差額914千円及びサービス区分間繰入金支出1,524千円が、事業を実施するための必要な経費に該当するかどうかについて検討する。

まず、市社協が「業務の成果」と説明した当期資金収支差額914千円については、「業務の成果」であるとしても事業に係る経費とは認められないため、支給した委託料が事業に係る経費を超過した額として、市は、市社協へ返還の請求をする必要がある。なお、市社協は、「業務の成果」と説明した当期資金収支差額について、翌年度の事業実施上の経費に充当すると説明しているが、委託契約は単年度の契約であり、委託料の精算に当たり、当年度の経費に翌年度に支出する予定の経費を含めることは認められない。市としても、会計年度及びその独立の原則（地方自治法第208条）により、2022年度に支出した委託料を、2023年度の経費に充てることは認めてはならない。

また、市社協が「法人運営事業へ繰入れた間接経費」と説明したサービス区分間繰入金支出1,524千円については、市社協が合理的な基準によって各事業に配分した間接経費ではなく、前年度の支払資金残高916千円と当初の委託報酬の上限額9,500千円に前述した6.4%を乗じた金額608千円の合計額であり、事業実施上の経費との関連性が見当たらない。そのため、受験生チャレンジ支援業務に係る間接経費とは認められない。したがって、受験生チャレンジ支援業務にかかる間接経費として使用していると市社協が主張するサービス区分間繰入金支出1,524千円についても、必要経費とは認められない。

したがって、市は、当期資金収支差額914千円及びサービス区分間繰入金支出1,524千円について、市社協に対し返還請求する必要がある。

カ 東京都から交付された補助金の返還について（指摘 2-7）

前述したとおり、受験生チャレンジ支援業務は、市は東京都から補助金を受給し、市社協へ委託している事業となっている。

東京都からの補助金について、受験生チャレンジ補助要綱の別紙に補助条件が記載されており、下記のとおり、補助金の返還に関する記載がある。

【東京都要綱】受験生チャレンジ補助要綱 別紙より抜粋

| |
|---|
| <p>10 補助金の返還</p> <p>知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。</p> <p>ア 交付決定の全部又は一部が取り消されたとき</p> <p>イ 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき</p> |
|---|

また、受験生チャレンジ補助要綱の第4には、補助金の交付額についての記載がある。

【東京都要綱】受験生チャレンジ補助要綱より抜粋

| |
|---|
| <p>第4 補助金の交付額</p> <p>この補助金の交付額は、補助基準額と補助対象経費の総額と比較して少ない金額とする。（以下省略）</p> |
|---|

市は、「①事業の概要 エ 事業収入（歳入）の状況」に記載したとおり、現状、補助基準額をベースに11,500千円の補助金を受給している。一方で、「オ 委託料の返還請求について」において記載したとおり、市が、市社協から一部委託料の返還を受けた場合、市社協からの返還を受けた金額分、補助対象経費の総額が受領済みの11,500千円の補助基準額もよりも少なくなり、補助対象経費の総額が補助金額として確定することになる。

したがって、市は、市社協から返還を受けた金額について、「受験生チャレンジ補助要綱 別紙10イ」に基づき、東京都へ返還する必要がある。

(5) 避難行動要支援者避難支援体制整備事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

避難行動要支援者避難支援体制整備事業は、全国的に大規模災害が頻発し、高齢者や障がい者が犠牲となっている近年の災害状況を踏まえ、発災時に避難行動要支援者の速やかな安否確認や避難支援等を実施できることを目的として、避難行動要支援者の避難体制の整備を行っている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | — | — | 5,000 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | 1,000 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | — | — | 4,000 |
| 決算額 | — | — | 4,989 |

災害対策基本法改正（2021年5月20日施行）において、市町村長による、避難行動要支援者の個別避難計画作成が努力義務化され、国の取組方針で5年以内（2026年度まで）に優先度の高い者の計画作成が示されている。当該状況に対応するため、市は、2022年度に避難行動要支援者避難支援体制整備支援業務委託料を予算計上している。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|---------------------------------|
| 委託料 | 4,989 | 避難行動要支援者避難支援体制整備支援業務委託料 4,989千円 |
| 合計 | 4,989 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、東京都からの令和4年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金収入2,494千円を計上しており、補助率は50%となっている。

② 監査の結果

ア プロポーザル方式の評価項目の見直しについて（意見2-6）

「避難行動要支援者の避難支援体制整備支援業務委託」の委託先の事業者を選定するに当たり、プロポーザル方式を採用している。

プロポーザル方式は、発注者（市）が、複数の事業者に目的や要件を提示し、事業者がその目的や要件に対し、金額や企画を提案する方式である。発注者（市）は、企画内容やプレゼンテーション等の評価項目を設定し、各評価項目に点数を割当て、合計点が高い事業者を選定する。

この方式は、技術的に高度または専門的な技術が必要とされる業務の発注に使用される発注方式であり、発注者（市）としては、価格だけでなく、提案内容や技術力、企画力など総合的に判断できるため、より創造的で多様な提案を受けられるというメリットや、粗悪な業者が安い価格で入札することを避けられるというメリットがある。

市は、プロポーザル方式を行うに当たり、事前に予定価格を500万円として公表しており、また、評価項目及び配点は表43のとおりである。

表43 評価項目及び配点

| 評価項目 | 配点 |
|---------------------|------|
| 企画書 | 60点 |
| プレゼンテーション・ヒアリング | 20点 |
| 工程計画表 | 5点 |
| 業務体制・業務責任者（業務担当者実績） | 10点 |
| 類似契約実績 | 5点 |
| 合計 | 100点 |

（出典：プロポーザル説明書）

表43からわかるとおり、評価項目に「見積額」が含まれていない。プロポーザル説明書には、当プロポーザルの目的として、「このプロポーザルは契約者を決定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実

績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもの（以下省略）」と明記されており、価格のみの競争ではないことが謳われている。今回の避難行動要支援者の避難支援体制整備支援業務に関しては、避難行動要支援者の保護のための重要な業務であることから、経済面だけでなく、業務に対する理解、技術力、企画力等に関して受託者の適格性を評価することは重要なことである。

一方で、地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされている。

価格のみの競争ではなく、実績、企画力等に重点を置いた評価を行うことに異論はない。しかし、地方自治法第2条第14項を踏まえると、経済性の観点には重要な評価項目であり、評価項目に経済性の観点がないことは問題であると考えられる。したがって、プロポーザル方式において「見積額」を評価項目に加えるよう見直されたい。

(6) 成年後見制度利用支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

成年後見制度利用支援事業は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域を目指すため、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉の観点から地域住民が後見等業務の新たな担い手として活動できるよう育成及び支援をすることにより、成年後見制度の利用促進を図ることを目的としている。

具体的な事業の内容は表 44 のとおりである。

表 44 事業の内容

| 事業の内容 |
|---|
| 成年後見制度中核機関（注）を市社協へ委託し、市民・関係者からの相談、制度のPR、成年後見人等の支援、地域ネットワークの活用、運営委員会の開催、市民後見人の育成のほか、成年後見人市長申立て事務の一部の実施 |
| 本人が申立てできない、申立できる親族がいない、緊急に管理・契約が必要な状態の方についての成年後見市長申立ての実施 |
| 市長申立てにかかる診断書作成料や申立手数料の経費の負担、市長申立て以外は基準に基づく経費の助成の実施 |
| 後見人等の報酬費用の基準に基づく助成の実施 |

（注）成年後見制度中核機関とは、2017年に閣議決定された国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき設置された機関である。中核機関は、地域連携ネットワーク（社会全体で支え合う仕組み）作りを通じて、権利擁護支援に関する広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等の機能強化に向けて、働きかけを行う機関である。市においては、市社協に事業を委託しており、市社協は中核機関として「福祉サポートまちだ」を設置している。

なお、当該事業は、「町田市5ヵ年計画22-26」で重点事業として位置づけられている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 58,371 | 64,861 | 67,156 |
| 財源内訳 | | | |
| 国庫支出金 | — | 905 | 1,197 |
| 都支出金 | 21,129 | 21,789 | 21,495 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | 196 | 167 | 145 |
| 一般財源 | 37,046 | 42,000 | 44,319 |
| 決算額 | 53,191 | 61,826 | 64,064 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|----------------------------------|
| 需用費 | 24 | 消耗品費 |
| 役務費 | 306 | 申請手数料 |
| 委託料 | 41,737 | 2022年度成年後見制度中核機関業務委託 41,737千円 |
| 負担金補助及び 交付金 | 5,999 | 法人後見支援補助金 |
| 扶助費 | 15,998 | 成年後見人等報酬及び審判請求費用助成費 |
| 合計 | 64,064 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、国からの地域生活支援事業費等補助金収入1,110千円（補助率50%）、東京都からの令和4年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金収入14,960千円（補助率50%）、東京都からの地域生活支援事業費等補助金収入555千円（補助率25%）、及び成年後見制度申立て経費に関する負担金収入334千円をそれぞれ計上している。

オ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理することや、身のまわりの世話のために必要な介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結や、遺産分割の協議の必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を締結し、悪質商法の被害にあうおそれもある。

このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度である。

カ 特命随意契約チェックリスト

「(2) 木曾福祉サービスセンター管理事務事業 ①事業の概況 オ 特命随意契約チェックリスト」参照。

② 監査の結果

ア 特命随意契約チェックリストの活用について（意見 2-7）

市が、市社協と締結している「2022年度成年後見制度中核機関業務委託」は、その業務内容の特殊性から、地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号に該当する特命随意契約となっている。この契約に当たり、担当者は特命随意契約チェックリストを作成している。

担当者が作成した当該チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。

特命随契通知は、当該チェックリストの活用を求めているものの、当該チェックリストは、以下の点で問題があり、改善の余地があると考ええる。

第一に、これは特命随契通知自体の問題点であるが、特命随契通知の表題が、「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているものの、実際のチェックリストが「特命随意契約チェックリスト」となっていることである。特命随契通知のタイトルと中身が一致していない現状では、チェックリストを活用する各部署が、チェックリストを活用する範囲が「随意契約」なのか「特命随意契約」なのかで混乱するおそれがあるため問題である。なお、チェックリストの内容は「特命随意契約」を意識していると思われるので、特命随契通知のタイトルも「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、特命随契通知のタイトルと中身を一致させることを検討されたい。

第二に、チェックリストの活用に関する問題点として、当該チェックリストが作成はされているものの、上長の確認や承認に関する証跡がないことである。特命随意契約の検討という重要な業務内容が、上長による確認や承認がないようにみえることは問題がある。契約事務のさらなる適正化のためにも、当該チェックリストに上長の確認欄を設けたり、当該チェックリストを契約伺いの添付書類としたりするなどし、当該チェックリストが上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。

なお、当該チェックリストを上長が確認することを前提とした場合、作成者が明記され特定されることが必要となる。現状のチェックリストの様式には、作成者の記載欄がないので、様式に作成者欄を設けることも併せて検討されたい。

イ 補助対象経費の範囲の明確化について（意見 2-8）

市は、「町田市成年後見制度特定法人後見事業補助金要綱」（以下、「補助金要綱」という。）に基づき、市社協が実施している「法人後見・後見監督事業」に要する経費に対して補助金を交付している。

補助金要綱では、補助の対象となる経費について次のとおり規定している。

補助金要綱より抜粋

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 正職員1人に関する人件費（給料、諸手当、法定福利費及び福利厚生費をいう。）
- (2) アドバイザー謝礼、その他の経費
- (3) 消耗品費、燃料費その他の需用費
- (4) 通信費、保険料その他の経費
- (5) 貸金庫の使用料その他の使用料及び賃借料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める経費

第6の第6号において、「・・・特に市長が必要と認める経費」となっているが、現状、特に市長への承認申請等特別な業務フローがあるわけではない。このような包括規定があると、補助対象経費の範囲が不明確となり、本来不必要な経費まで補助対象となるなど、補助対象経費の範囲が不必要に拡大されるリスクがある。

したがって、公金支出の透明性を確保するため、基本的には第6号を廃止す

ることが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや第6号に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。

(7) せりがや会館管理事務

① 事業の概要

ア 事業の概要

地域福祉の拠点であるせりがや会館の安全な施設維持を図ることを目的として、機器等の保守点検を実施している。具体的には、建築基準法で定められている建築設備及び防火設備の法定点検を実施している。また、それに加え、市内在学、市内在住の社会福祉実習生の受入も実施している。

せりがや会館は、所管は市であり、管理運営は市社協が実施している。町田市障がい者就労・生活センター、原町田あんしん相談室、学童 21 保育クラブほか、福祉関連の団体がせりがや会館を活動拠点としている。また、市民が利用できる会議室（定員 30 人・1 室、定員 42 人・1 室）及び和室（12 畳・2 室）があり、貸出しを行っている。

なお、せりがや会館については、公共施設再編計画により、2026 年度で閉鎖することが決定しているが、土地のその後の活用については未定となっている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 1,193 | 401 | 401 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | 162 | 252 | 162 |
| 一般財源 | 1,031 | 149 | 239 |
| 決算額 | 1,192 | 884 | 400 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|--|
| 委託料 | 400 | 会館定期点検業務委託 242千円 会館防火設備点検業務委託 158千円 |
| 合計 | 400 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

社会福祉実習生を受け入れることによる謝礼収入があり、2022年度は237千円の収入を計上している。

② 監査の結果

ア 少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について（意見2-9）

市は、株式会社イツミ建築設計事務所と「町田市せりがや会館定期点検業務委託契約」を契約金額242千円で締結しているが、2者以上の見積もりが徴取されていない。

当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号のうちの、第1号（少額随契）に該当しており、契約伺い上も随意契約の根拠を第1号としている。ガイドラインによれば、少額随契による場合であっても、原則として2者以上の見積もりを徴することを必要としているので、当該契約についても原則として2者以上の見積もりを徴取する必要がある。

ガイドランより抜粋

Ⅲ 随意契約によることもできると思われる事例

【留意事項】

少額随契による場合であっても、競争性のあるものは契約相手の決定にあたり、原則として優先発注（市内事業者等）に配慮したうえで2者以上の見積もりを徴する必要があります。

市の見解によれば、せりがや会館は、①「2026年度までに機能を他の公共施設に複合化し、建物の建て替えは行わない施設」と位置づけられていること、②2023年度で築55年を経過しており、施設内で老朽化が著しい箇所がいくつかあ

ることから、施設利用者の安全に影響が出ないように、老朽化の進行度を前年度と比較しながら施設閉鎖に合わせた必要最低限かつ緊急性の高い修繕を行うため、同一業者に依頼しており、地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号の特命随意契約に該当することから、2者以上の見積もりを徴取していないとのことである。

ガイドラインによれば第1号(少額随契)に該当し、重ねて第2号から第9号のいずれかに該当する場合は、第1号を根拠とすることになっている。

ガイドラインより抜粋

II 随意契約を行う場合の事務処理に関する留意事項

2. 随意契約を行う根拠が施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合で、重ねて第2号から第9号までのいずれかに該当するときは、第1号を根拠としてください。

少額な契約について事務の煩雑さを省略すること認めた「少額随契」に該当する場合は、他の理由に優先して随意契約を行う根拠とされています。ただし、少額といえども競争が確保できる案件については、できるだけ競争見積り等を行って契約の相手方を決定してください。

今回のケースのように少額随契(第1号)でありながら、特命随意契約(第2号)に該当する場合は、ガイドライン上は第1号が優先されるので、随契理由を第1号とすることは特に問題はない。ただし、単純に第1号としてしまうと、2者以上の見積もりを徴取していない理由が不明となってしまう、外観的にはガイドラインII2やIIIの【留意事項】に違反しているようにみえることになる。

したがって、少額随契(第1号)でありながら、特命随意契約(第2号)に該当し、2者以上の見積もりを徴取していない場合は、契約伺い時に、随契理由について、法令根拠(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)とともに、特命随意契約(第2号)に該当する旨を随契理由欄に記載し、2者以上の見積もりを徴取していない事を明示することを検討されたい。

(8) 社会福祉協議会支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

社会福祉協議会支援事業は、社会福祉法に規定される公共性の高い社会福祉法人の事業運営を安定させることを目的とし、「社会福祉法人に対する補助金交付要綱」に基づき、市社協へ補助金の交付をしている。

補助金の対象となる事業は、表45のとおりである

表45 補助金の対象となる事業

| | |
|---|--------------|
| 1 | 事務局運営事業 |
| 2 | 地域福祉活動支援事業 |
| 3 | ボランティア活動推進事業 |

また、市の所管である、せりがや会館について、市社協と「せりがや会館事業の協働実施に関する基本協定書」及び「2022年度せりがや会館事業の協働に関する年度協定書」を締結し、実際のせりがや会館の管理運営業務は市社協が行っている。市は、当該管理運営業務にかかる経費全額を負担金として市社協へ交付している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 167,687 | 169,254 | 175,462 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 3,400 | 3,400 | 3,400 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 164,287 | 165,854 | 172,062 |
| 決算額 | 167,687 | 165,854 | 175,462 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|--|
| 負担金補助及び 交付金 | 175,462 | せりがや会館事業負担金 48,197千円 社会福祉協議会補助金 127,265千円 |
| 合計 | 175,462 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、東京都からの令和4年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金収入3,400千円がある。

② 監査の結果

ア 補助金、負担金の使途のモニタリングの未実施について（指摘2-8）

2022年度において、市は市社協へ補助金として127,265千円、負担金として48,197千円を市社協へ交付しているが、その使途についてのモニタリングは、「2022年度事業報告書」、「2022年度決算報告書」及び「2022年度町田市社会福祉協議会補助金・せりがや会館事業負担金収支決算書」を入手しているのみで、その他の手続きを実施していない。

市は、2020年度に包括外部監査を受け、財務（補助金）に係る確認を行ったため、2022年度に関しては、市独自のモニタリングは必要ないと判断している。そして、包括外部監査の実施を踏まえ、補助金の使途に関するモニタリングを、5年に1度程度の頻度にて実施することを考えている。

なお、2019年度には、「2019年度事業実施状況報告書（上半期）の提出について（依頼）」の中で、市社協に対して、補助対象経費の支出が確認できる資料の依頼をしていることが確認された。

補助金や負担金の交付に関しては、交付に関する申請書類の確認から、支払い行為、使途のモニタリング、実績報告の検証といった一連の業務があり、市は当該業務を適切に遂行することが求められている。包括外部監査は、その一連の業務が適切に実施されているかどうかを、外部の第三者の視点から確認するものであり、市の実施すべき業務を代行するものではない。よって、包括外部監査の実施をもって、本来、市が実施すべき使途に関するモニタリング業務を省略すべきではない。

したがって、市は、補助金や負担金の使途について、包括外部監査とは別に独自にモニタリングを実施し、その妥当性を検証する必要がある。その方法としては、質問の実施、現場訪問による現場視察、帳簿及び関連証憑の閲覧等が考えられる。

現状、モニタリングに関する規程やマニュアルがないため、2019年度のように書面で実施するのか、訪問によって実施するのかといった実施方法も含め、実施頻度や実施する場合の実施すべき手続き等を定めた規程やマニュアルの整備が必要である。

なお、実施頻度については、市の見解によれば前述したとおり5年に1度程度の実施を考えているようだが、補助金や負担金の使途のモニタリングは重要な業務であり、特段の事情がないかぎり毎年行う必要がある。特に、社会福祉協議会支援事業の対象となっている3事業は、その収入の9割超が市からの補助金となっていることから、監査の対象としての重要性は高いと考える。

なお、前述したとおり、包括外部監査は市の業務を代行するものではないが、市が実施するモニタリング手続きの一環として、外部監査の結果を活用することは考えられる。例えば、指導監査課が実施している社会福祉法人に対する指導監査は原則として3年に1度実施されており、市社協も監査の対象であることから、福祉総務課はその監査結果を踏まえ、市社協の業務の実施状況を評価することによって、モニタリング手続きに代替することは考えられる。また、その時、市の指導監査等や包括外部監査の監査結果に問題がないことが続くのであれば、実施頻度を減らすといった対応も考えられる。

イ 補助対象経費の範囲の明確化について（意見2-10）

市は、市社協に対して「社会福祉法人に対する補助金交付要綱」（以下、「社福補助金要綱」という。）に基づき補助金を交付している。

社福補助金要綱では、次のとおり補助対象経費の範囲を規定している。

社福補助金要綱より抜粋

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる補助事業区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める経費とする。

別表

| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助金の交付額 |
|--------------|--|---------|
| 第4第1号に掲げる事業 | (1)職員人件費 | (省略) |
| | (2)運営費（諸謝金、旅費、研修費、(省略) その他市長が特に必要と認める経費) | (省略) |
| 第4第2号アに掲げる事業 | (1)職員人件費 | (省略) |
| | (2)諸謝金、旅費、研修費、(省略) その他市長が特に必要と認める経費 | (省略) |
| 第4第2号イに掲げる事業 | (1)職員人件費 | (省略) |
| | (2)諸謝金、旅費、通信運搬費、(省略) その他市長が特に必要と認める経費 | (省略) |

別表において、「その他特に市長が認める経費」となっているが、現状、特に市長への承認申請等特別な業務フローがあるわけではない。このような包括規定があると、補助対象経費の範囲が不明確になり、本来不必要な経費まで補助対象となるなど、補助対象経費の範囲が不必要に拡大されるリスクがある。

したがって、公金支出の透明性を確保するため、基本的には、「その他市長が特に必要と認める経費」を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや第6号に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。

(9) 福祉のまちづくり推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

福祉のまちづくり推進事業は、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインの環境整備や、心と情報のバリアフリー推進のための意識啓発・情報提供等を行い、安全で安心して快適に住み続けることができるまちづくりを目的とした事業である。

具体的には、「町田市福祉のまちづくり推進計画」を策定し、ハード、ソフト両面によるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいる。

2022年度は、「まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）」を策定している。また、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル」は町田市福祉のまちづくり総合推進条例及び同施行規則に基づく施設の整備基準について、解説・図解したものであるが、バリアフリー法令等の改正に対応するため、内容の一部見直しを実施している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 9,432 | 3,155 | 13,152 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 1,881 | 951 | 1,036 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 7,551 | 2,204 | 12,116 |
| 決算額 | 8,054 | 2,880 | 12,853 |

2022年度には、福祉のまちづくり推進計画策定支援委託料（6,908千円）、整備基準等マニュアル改訂業務委託料（2,400千円）が予算計上されており、2021年度と比較して予算額が増加している。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|---|
| 報酬 | 480 | 福祉のまちづくり推進委員会報酬 393 千円 福祉有償運送運営協議会報酬 87 千円 |
| 報償費 | 30 | 事業協力謝礼 |
| 需用費 | 527 | 消耗品費 27 千円、印刷製本費 500 千円 |
| 委託料 | 9,385 | (仮称) まちだユニバーサル社会推進計画 策定委託 6,853 千円 町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備 基準等マニュアル改訂業務委託 2,400 千円 |
| 負担金補助及び 交付金 | 2,431 | バリアフリーマップ運営費補助金 |
| 合計 | 12,853 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、東京都からの令和4年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金収入2,224千円を計上しており、補助率は補助対象経費の50%となっている。

オ 特命随意契約チェックリスト

「(2) 木曾福祉サービスセンター管理事務事業 ①事業の概況 オ 特命随意契約チェックリスト」参照。

② 監査の結果

ア 特命随意契約チェックリストの活用について（意見2-11）

市が、株式会社アークポイントと締結している「町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル改訂業務委託」は、その業務内容の特殊性から、地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号に該当する特命随意契約となっている。この契約に当たり、担当者は特命随意契約チェックリストを作成している。

担当者が作成した当該チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはい

るとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。

特命随契通知は、当該チェックリストの活用を求めているものの、当該チェックリストは、以下の点で問題があり、改善の余地があると考ええる。

第一に、これは特命随契通知自体の問題点であるが、特命随契通知の表題が、「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているものの、実際のチェックリストが「特命随意契約チェックリスト」となっていることである。特命随契通知のタイトルと中身が一致していない現状では、チェックリストを活用する各部署が、チェックリストを活用する範囲が「随意契約」なのか「特命随意契約」なのかで混乱するおそれがあるため問題である。なお、チェックリストの内容は「特命随意契約」を意識していると思われるので、特命随契通知のタイトルも「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、特命随契通知のタイトルと中身を一致させることを検討されたい。

第二に、チェックリストの活用に関する問題点として、当該チェックリストが作成はされているものの、上長の確認や承認に関する証跡がないことである。特命随意契約の検討という重要な業務内容が、上長による確認や承認がないようにみえることは問題がある。契約事務のさらなる適正化のためにも、当該チェックリストに上長の確認欄を設けたり、当該チェックリストを契約伺いの添付書類としたりするなどし、当該チェックリストが上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。

なお、当該チェックリストを上長が確認することを前提とした場合、作成者が明記され特定されることが必要となる。現状のチェックリストの様式には、作成者の記載欄がないので、様式に作成者欄を設けることも併せて検討されたい。

イ 入手した見積書において消費税等の記載がないことについて（指摘 2-9）

市は、契約締結に当たり見積書を入手している。入手した見積書には表 46 のとおり消費税等の区分表示がないが、市は消費税込みの金額として取り扱っている。

表 46 見積書件名と金額

(単位：千円)

| 見積書件名 | 金額 |
|------------------------------------|-----|
| 私にもできる支えあうまちづくり（心のバリアフリーハンドブック改訂版） | 370 |
| 伝えあうことから始めよう（情報バリアフリーハンドブック改訂版）印刷 | 130 |

しかし、消費税等の区分記載のない見積書は、次の観点から問題がある。

第一に、見積書の金額が税込みなのか税抜きなのかで、先方と認識が相違した場合、請求の段階で消費税等が加算されるなど、見積書と異なる金額で請求されるリスクがある。

第二に、2者以上の見積もりを徴取した場合、それぞれの見積書で金額のベースが異なる可能性があり、金額を同じ水準で正しく比較することができず、適切に業者を選定することができないリスクがある。

したがって、市は、消費税等の区分が明記された見積書を徴取する必要がある。

ウ 補助対象経費の範囲の明確化について（意見 2-12）

市は、特定非営利活動法人町田ハンディキャブ友の会に対して、「町田市バリアフリーマップ運営事業補助金交付要綱」（以下、「補助金要綱」という。）に基づき、補助金を交付している。

補助金要綱では、次のとおり補助対象経費の範囲を規定している。

補助金要綱より抜粋

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 備品購入費
- (2) ホームページ使用料
- (3) 人件費
- (4) 通信運搬費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

第6の第5号において、「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費」となっているが、現状、特に市長への承認申請等特別な業務フローがあるわけではない。このような包括規定があると、補助対象経費の範囲が不明確になり、本来不必要な経費まで補助対象となるなど、補助対象経費の範囲が不必要に拡大されるリスクがある。

したがって、公金支出の透明性を確保するため、基本的には、第5号を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや第5号に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。

(10) 福祉輸送サービス事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

福祉輸送サービス事業は、高齢者や障がい者等の移動制約者の外出の拡充を図り、自立した社会生活を営むことができることを目的とし、東京都からの補助を受け、高齢者や障がい者等の外出支援を実施している。

当該事業では、2022年度において、市は、市社協へ市民外出支援サービス運営費補助金 11,447千円及び福祉輸送サービス共同配車センター運営費補助金 4,959千円を、また、小田急交通南多摩株式会社へやまゆり号運行サービス運営費補助金 28,910千円を交付している。

市民外出支援サービスは、身体などが不自由で通院や外出が困難な市民を対象に市内への外出を支援するサービスであり、車いす車両8台の「あいちゃん号」と称される車両を使用して、市社協が運行サービスを実施している。なお、市社協は特定非営利活動法人町田ハンディキャブ友の会へ当該事業を委託している。

同様に、市外への外出を支援するサービスとして、やまゆり号の運行サービスがあり、リフト式(自動)3台及びスロープ式1台、合計4台の車いす対応車両を使用して、小田急交通南多摩株式会社が運行サービスを実施している。

これらの利用に関しては登録制となっており、登録事務や利用に関する予約事務等を実施する福祉輸送サービス共同配車センターを市社協が運営している。各車両の運行状況及び登録状況は表47及び表48のとおりである。

表47 運行回数

(単位：回)

| 項目 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| あいちゃん号 | 2,703 | 2,107 | 2,162 | 2,137 |
| やまゆり号 | 1,686 | 1,238 | 1,345 | 1,520 |
| 合計 | 4,389 | 3,345 | 3,507 | 3,657 |

(出典：2022年度事業報告書 市社協)

表 48 登録人数

(単位：人)

| 項目 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 新規登録者 | 49 | 42 | 39 | 29 |
| 退会者 | 12 | 38 | 20 | 18 |
| 延べ登録者 | 474 | 478 | 497 | 508 |

(出典：2022年度事業報告書 市社協)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 45,316 | 45,316 | 45,316 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 20,043 | 20,096 | 20,148 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 25,273 | 25,220 | 25,168 |
| 決算額 | 45,316 | 45,097 | 45,316 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-------------|---------------|---|
| 負担金補助金及び交付金 | 45,316 | 市民外出支援サービス運営費補助金 11,447千円 福祉輸送サービス共同配車センター運営費 補助金 4,959千円 やまゆり号運行サービス運営費補助金 28,910千円 |
| 合計 | 45,316 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、東京都からの令和4年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金収入8,203千円及び障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金収入12,009千円を計上しており、補助率は補助対象経費の50%となっている。

② 監査の結果

ア 見積書及び実績報告の検証の徹底について（指摘2-10）

市は、補助金の交付先である小田急交通南多摩株式会社より、見積書及び実績報告を入手しているが、後述するとおり、見積書及び実績報告の内容の検証が不十分な状況である。

当初の見積書と実績報告を比較すると表49のとおりである。

表49 当初見積書と実績報告の比較

(単位：千円)

| 項目 | | 当初見積書 | 実績報告 | 差額 |
|------|---------|--------|--------|------|
| 収入 | 補助金 | 28,910 | 28,910 | — |
| | 利用者収入 | 700 | 524 | △176 |
| | 収入計 | 29,610 | 29,434 | △176 |
| 直接支出 | 給与 | 13,802 | 13,748 | △54 |
| | 手当 | 3,216 | 3,465 | 248 |
| | 賞与 | 804 | 218 | △586 |
| | 法定福利費 | 2,470 | 2,741 | 271 |
| | 厚生福利費 | 284 | 380 | 96 |
| | 人件費計 | 20,577 | 20,552 | △25 |
| | 車両リース料 | 2,037 | 1,246 | △791 |
| | メンテナンス費 | 1,620 | 1,047 | △573 |
| | 自賠責保険料 | 116 | 115 | △1 |
| | 任意保険料 | 131 | 97 | △33 |
| | 賠償責任保険 | 10 | 11 | 1 |
| | 自動車税 | 9 | 5 | △4 |
| | ガソリン費 | 2,053 | 1,259 | △794 |
| | 駐車場代 | 528 | 528 | — |

| 項目 | | 当初見積書 | 実績報告 | 差額 |
|------|--------|--------|--------|-------|
| 直接支出 | 諸税等 | 35 | 31 | △3 |
| | 通信運搬費 | 502 | 626 | 124 |
| | 保守点検費 | 139 | 140 | 0 |
| | 庶務関連費 | 278 | 2,261 | 1,983 |
| | 備品 | 165 | 301 | 136 |
| | 直接経費計 | 7,623 | 7,667 | 44 |
| | 直接費計 | 28,200 | 28,219 | 19 |
| 間接支出 | 一般管理費※ | 1,410 | 1,411 | 0 |
| 支出合計 | | 29,610 | 29,630 | 20 |
| 収支差額 | | — | △196 | △196 |

※直接経費の5%で算出している。

(出典：見積書、実績報告より監査人作成)

表 49 によれば、車両リース料、メンテナンス費及びガソリン費の実績が減少し、庶務関連費の実績が増加していることが確認できる。

庶務関連費が増加していることを、市へ確認したところ、「予算作成時にガソリン費の高騰や、リース車両の変更等を見越して見積もりをしていたが、実績とは乖離したため、その分の調整を庶務関連費の方で行い、決算時に庶務関連費を実績で計上しているとのことです。」と、小田急交通南多摩株式会社への確認結果を回答している。

補助金申請時の見積もりは、見積もりの段階で見込まれる補助対象経費を適切に反映させるべきであり、庶務関連費が適切に見積もりに反映されていない見積もりは不適切であったといえる。

また、「イ 補助対象経費の配分方法の変更について」で後述するが、庶務関連費について、補助金申請時の計算方法と異なる計算方法を使って実績報告で計上し報告することは、本来、市としては認めるべきではない。仮に、庶務関連費が実際に発生する見込みであれば、補助金申請時の見積もりに適切に反映させるべきである。

したがって、現状の市の見積書及び実績報告の検証は不十分であったといえる。見積書と実績報告の検証は厳密に実施する必要がある。

見積書の検証に関しては、例えば表 50 の事項を実施するなど、見積書の妥当性を確認する必要がある。

表 50 見積書で確認すべき事項

| 検証手続 | 確認事項 |
|-----------------|--|
| 前年度の見積もりとの比較 | 項目ごとに多額な増減を把握し、増減内容が妥当であることを確認する。 |
| 前年度実績との比較 | 同上 |
| 見積書内の金額の根拠の把握 | 人件費の想定人数や、想定している間接費の負担割合が妥当であることを確認する。 |
| 見積書内の金額の金額間の整合性 | 見積書内の金額に不整合がないことを確認する。 |

実績報告に関しては、例えば、当初の見積書や前年度実績と比較検討し、多額の増減が確認される項目に関してはその理由を明らかにし、不明な点や金額間の不整合がないことを確認する必要がある。

なお、実績報告は補助対象事業のみとなっているが、補助対象事業は会社全体の一部であるため、正しく区分されていることを確認するためにも、会社全体の決算書も併せて入手する必要があることに留意する必要がある。

イ 補助対象経費の配分方法の変更について（指摘 2-11）

市の規則である「補助金等の予算の執行に関する規則」によれば、次の規定がある。

補助金等の予算の執行に関する規則より抜粋

（補助事業等の内容等の変更等）

第12条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長へ申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするとき（軽微なものを除く。）。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

前述したとおり、小田急交通南多摩株式会社は、実績報告の段階で、補助金申請時と異なる方法で「庶務関連費」を計上している。これは、補助金等の予算の執行に関する規則第12条第1項第1号に該当する。変更したことによる影響も、金額にして2,000千円、直接経費に対する比率も20%超と、決して軽微なもの

とはいえない。

したがって、今回、経費の配分方法を変更するに当たり、市長の承認を得る必要があったと考える。現状、特別な承認は受けておらず、手続きに瑕疵がある状態であり、そのような実績報告は、市は認めるべきではない。

よって、配分方法の変更について、改めて市長の承認を受けるか、又は、配分方法の変更のない実績報告の再提出を求める必要がある。

また、補助金等の予算の執行に関する規則第20条には次の規定がある。

補助金等の予算の執行に関する規則より抜粋

(補助金の返還)

第20条

2 市長は、補助金事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

「町田市福祉輸送サービス共同配車センター事業等補助金要綱」によれば、補助金の交付額は、「補助対象経費の総額からその他の収入を控除した額」とあるので、再提出された実績報告による補助金の確定額が、現在交付を受けている金額28,910千円よりも少額になる場合は、当該差額について、市は、小田急交通南多摩株式会社へ返還の請求をする必要がある。

ウ 補助金の交付先の業者の評価の充実について（意見2-13）

市は、小田急交通南多摩株式会社について、会社が実施しているサービス内容等の評価については、アンケートの実施や事故の発生状況、車両・運転手の管理状況の把握を共同配車センターにて定期的に行っているものの、会社の財政状態や全体の業績については、実績報告を入手し、補助対象事業に関する収支を確認するのみで特別な手続きは実施していない。

小田急交通南多摩株式会社への補助金の交付は16年と長く継続しており、福祉事業という特殊性から、他法人からの補助金申請もなく、競争が生じにくい状況となっている。

このような状況に鑑み、市は、小田急交通南多摩株式会社によるサービス提供が継続される可能性についても定期的に評価することを検討されたい。

サービス提供の継続可能性については、会社自体の継続可能性が重要となるので、事業に係る収支のみならず、法人全体の決算書を入手し、法人の財政状態や経営成績について把握することが考えられる。

(11) 地域ホッとプラン推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

地域ホッとプラン推進事業は、第3次町田市地域福祉計画の後継計画である「町田市地域ホッとプラン」に基づき、8050問題やダブルケアなど、複合化・複雑化する福祉の困りごとに対応するため、地域における新たな相談支援体制を構築し、支援することを目的とし、次の支援を実施している。

(ア) 包括的な相談支援体制による支援の実施

地域における相談支援機関がそれぞれの専門機関の相談だけでなく、他分野の相談内容についても一旦受け止め、適切な支援機関に引き継ぎ共有することで、迅速な支援につなげている。また、受け止めた相談のうち、各機関の役割分担の調整が必要な場合には、〇ごとサポート会議を開催し、適切な支援の方向性を定めている。

(イ) 潜在的な相談者への継続的なアウトリーチによる支援の実施

各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、支援が必要な潜在的な相談者を見付け、本人と直接面談をすることにより、継続的な関わりを持つことで、適切な支援機関につながる役割を担う「地域福祉コーディネーター」を導入している。

潜在的な相談者とは、次のような人をいい、地域福祉コーディネーターは、その潜在的な相談者を早期に発見し、寄り添いながら支援をしている。

- ・8050問題やヤングケアラーなど、複合化・複合化した課題を抱えている人
- ・ごみ屋敷問題など、支援を必要としながらも声をあげられない人
- ・自らが抱えている問題を認識できない人

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 9,820 | 17,636 | 3,500 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | 2,625 |
| 都支出金 | 2,997 | 3,316 | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 6,823 | 14,320 | 875 |
| 決算額 | 10,959 | 9,225 | 12,825 |

2022年度は、地域福祉コーディネーター業務委託料（9,282千円）が当初予算には反映されず、6月補正予算で反映されたため、当初予算額と比較して、決算額が増加している。また、6月補正予算で反映された地域福祉コーディネーター業務委託は当初2021年度の予算に計上されていたが、新型コロナウイルスの影響により、実施を予定していた「地区懇談会」が2022年度へ繰り越されたことにより、2021年度は当初予算額と比較して決算額が減少している。

なお、2022年度は、従来東京都の補助対象事業であった事業を他の中事業へ移管したため、東京都からの財源がなくなり、それとは別に、国からの「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」が新規に財源となっている。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|---|
| 需用費 | 45 | 消耗品費 |
| 委託料 | 12,780 | 地域における福祉の困りごと相談支援体制強化支援業務委託 3,498千円 2022年度相原地区及び小山地区における地域福祉コーディネーター業務委託 9,282千円 |
| 合計 | 12,825 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、国からの生活困窮者就労準備支援事業費等補助金収入9,915千円を計上しており、補助率は75%となっている。

オ 特命随意契約チェックリスト

「(2) 木曾福祉サービスセンター管理事務事業 ①事業の概況 オ 特命随意契約チェックリスト」参照。

② 監査の結果

ア 特命随意契約チェックリストの活用について（意見2-14）

市が、株式会社生活構造研究所と締結している「地域における福祉の困りごと相談支援体制強化支援業務委託」及び、市社協と締結している「2022年度相原地区及び小山地区における地域福祉コーディネーター業務委託」について、その業務内容の特殊性から、地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号に該当する特命随意契約となっている。この契約に当たり、担当者は特命随意契約チェックリストを作成している。

担当者が作成した当該チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。

特命随契通知は、当該チェックリストの活用を求めているものの、当該チェックリストは、以下の点で問題があり、改善の余地があると考ええる。

第一に、これは特命随契通知自体の問題点であるが、特命随契通知の表題が、「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているものの、実際のチェックリストが「特命随意契約チェックリスト」となっていることである。通知のタイトルと中身が一致していない現状では、チェックリストを活用する各部署が、チェックリストを活用する範囲が「随意契約」なのか「特命随意契約」なのかで混乱するおそれがあるため問題である。なお、チェックリストの内容は「特命随意契約」を意識していると思われるので、特命随契通知のタイトルも「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、特命随契通知のタイトルと中身を一致させることを検討されたい。

第二に、チェックリストの活用に関する問題点として、当該チェックリストが作成はされているものの、上長の確認や承認に関する証跡がないことである。特命随意契約の検討という重要な業務内容が、上長による確認や承認がないようにみえることは問題がある。契約事務のさらなる適正化のためにも、当該チェッ

クリストに上長の確認欄を設けたり、当該チェックリストを契約伺いの添付書類としたりするなどし、当該チェックリストが上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。

なお、当該チェックリストを上長が確認することを前提とした場合、作成者が明記され特定されることが必要となる。現状のチェックリストの様式には、作成者の記載欄がないので、様式に作成者欄を設けることも併せて検討されたい。

(12) わたしの地区の未来ビジョン推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

わたしの地区の未来ビジョン推進事業は、町田市地域ホッとプランの第2部に掲げられた「わたしの地区の未来ビジョン」を、地区別懇談会を通じて推進することを目的としている。具体的には、町田市社会福祉協議会が策定した「第五次町田市地域福祉活動計画」と連携し、市内10地区で懇談会を実施している。

地区別懇談会は、市民や地域活動団体、事業者などが集い、日ごろの暮らしや活動の中で感じている地域の良いところや、困りごととその解決のための方向性などを話し合い、地域のみんなによる具体的な取組につなげていく懇談会である。

2022年度の地区別懇談会は、8月から12月に10地区それぞれで、新型コロナウイルス感染症による影響も考慮して、会場に加えてオンラインでも同時開催している。2022年度の地区懇談会の概要と地区懇談会の実施状況は、それぞれ、表51、表52のとおりである。

表51 2022年度地区懇談会の概要

| | | |
|--------|---|--|
| グループ人数 | 会場では、5人～6人で1グループ、オンラインでは4人～5人で1グループをつくり、対話形式で実施 | |
| ラウンド数 | 3ラウンド | |
| 話し合い | ラウンド1 | <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ(1)『毎日わくわくするのってどんなまち?』について話し合い ・終了後、参加者は指定の第2ラウンドのグループに移動 |
| | ラウンド2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ラウンド1の意見を参考にしながら、テーマ(2)『「(1)での話し合い」を実現するためにあなたができること』について話し合い ・終了後、参加者はラウンド1のテーブルに戻る |
| | ラウンド3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ラウンド2の意見を参考にしながらテーマ(2)について話し合い |

(出典：町田市地域ホッとプラン 第2部わたしの地区の未来ビジョン)

表 52 地区別懇談会の実施状況

| 地区名 | 日時 (2022年度) | 会場 | 参加人数 (うちオンライン) |
|-------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|
| 南地区 | 12月18日(日) 14:00~16:00 | 南市民センター | 76人 (8人) |
| 高ヶ坂・成瀬地区 | 10月23日(日) 14:00~16:00 | 成瀬コミュニティ センター | 53人 (3人) |
| 町田第一地区 (原町田地区) | 12月3日(土) 14:00~16:00 | 町田市民文学館 ことばらんど | 30人 (5人) |
| 町田第二地区 | 12月4日(日) 14:00~16:00 | 町田市庁舎 | 46人 (4人) |
| 玉川学園・南大谷 地区 | 9月11日(日) 10:00~12:00 | 玉川学園コミュニ ティセンター | 77人 |
| 木曽地区 | 10月2日(日) 14:00~16:00 | 教育センター | 60人 |
| 忠生地区 | 11月20日(日) 14:00~16:00 | 忠生市民センター | 54人 (3人) |
| 鶴川地区 | 11月13日(日) 14:00~16:00 | 鶴川市民センター | 103人 (10人) |
| 小山地区 | 9月4日(日) 14:00~16:00 | 小山市民センター | 55人 (6人) |
| 相原地区 | 8月28日(日) 14:00~16:00 | 堺市民センター | 63人 (4人) |
| 計 | | | 617人 (43人) |

(出典：町田市地域ホットプラン 第2部わたしの地区の未来ビジョン)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | — | — | 6,477 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | 2,931 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | — | — | 3,546 |
| 決算額 | — | — | 6,186 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|---------------------------------|
| 需用費 | 400 | 印刷製本費 |
| 委託料 | 5,786 | 2022年度町田市地区別懇談会実施支援業務委託 5,786千円 |
| 合計 | 6,186 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、東京都からの令和4年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金収入2,931千円を計上しており、補助率は50%となっている。

オ 特命随意契約チェックリスト

「(2) 木曾福祉サービスセンター管理事務事業 ①事業の概況 オ 特命随意契約チェックリスト」参照。

② 監査の結果

ア 特命随意契約チェックリストの活用について（意見 2-15）

市が、株式会社生活構造研究所と締結している「2022年度町田市地区別懇談会実施支援業務委託」について、その業務内容の特殊性から、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当する特命随意契約となっている。この契約に当たり、担当者は特命随意契約チェックリストを作成している。

担当者が作成した当該チェックリストについて、上長は閲覧し確認してはいるとのことであるが、確認や承認に関する証跡がない状態となっている。

特命随契通知は、当該チェックリストの活用を求めているものの、当該チェックリストは、以下の点で問題があり、改善の余地があると考ええる。

第一に、これは特命随契通知自体の問題点であるが、特命随契通知の表題が、「随意契約チェックリストの活用について（通知）」となっているものの、実際のチェックリストが「特命随意契約チェックリスト」となっていることである。特命随契通知のタイトルと中身が一致していない現状では、チェックリストを活用する各部署が、チェックリストを活用する範囲が「随意契約」なのか「特命随意契約」なのかで混乱するおそれがあるため問題である。なお、チェックリストの内容は「特命随意契約」を意識していると思われるので、特命随契通知のタイトルも「特命随意契約チェックリストの活用について」とし、特命随契通知のタイトルと中身を一致させることを検討されたい。

第二に、チェックリストの活用に関する問題点として、当該チェックリストが作成はされているものの、上長の確認や承認に関する証跡がないことである。特命随意契約の検討という重要な業務内容が、上長による確認や承認がないようにみえることは問題がある。契約事務のさらなる適正化のためにも、当該チェックリストに上長の確認欄を設けたり、当該チェックリストを契約伺いの添付書類としたりするなどし、当該チェックリストが上長の確認済みであることを明確にすることを検討されたい。

なお、当該チェックリストを上長が確認することを前提とした場合、作成者が明記され特定されることが必要となる。現状のチェックリストの様式には、作成者の記載欄がないので、様式に作成者欄を設けることも併せて検討されたい。

(13) 民生委員児童委員協議会事務

① 事業の概要

ア 事業の概要

民生委員児童委員協議会事務では、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員を支援することにより、市における社会福祉の推進を図ることを目的としている。

具体的には、町田市民生委員児童委員協議会の事務局の機能を担い、委員謝礼の支払い、福祉部会等研修会の設定や講師への謝礼支払い、及びPRチラシの作成などの業務を行っている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 30,739 | 32,553 | 32,342 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 30,739 | 32,553 | 32,342 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | — | — | — |
| 決算額 | 23,541 | 24,410 | 24,163 |

2022年度当初予算額32,342千円に対し、決算額24,163千円と乖離しているが、これは、当初予算時は民生委員・児童委員を257名と想定していたが、実際には190人程度に留まり、委員謝礼が減少したことによる影響である。2020年度及び2021年度においても同様の理由により、当初予算額と決算額が乖離している。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|-----------------------------|
| 報償費 | 21,784 | 謝礼 |
| 需用費 | 812 | 消耗品費、印刷製本費 |
| 役務費 | 4 | 保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 185 | 会場使用料 |
| 負担金補助及び 交付金 | 1,378 | 令和4年度東京都民生児童委員連合会会費 等の納入 |
| 合計 | 24,163 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

当該事業の財源として、東京都からの民生委員費委託金収入 23,733 千円、令和4年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金収入 520 千円を計上している。

オ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは、全国民生委員児童委員連合会のホームページによれば、次のとおり説明されている。

全国民生委員児童委員連合会ホームページより抜粋

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています（任期は3年、再任可）。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員は、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など、民生委員法に定める要件を満たす人が委嘱されます。市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等、公正な手続きを経て推薦、委嘱がなされています。民生委員・児童委員制度は全国统一の制度であり、すべての市町村において、一定の基準に従いその定数（人数）が定められ、全国で約23万人が活動しています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

なお、町田市では、2023年10月1日現在で、191名が民生委員として活動している。

② 監査の結果

ア 少額随契に関する2者以上の見積もりの未徴取について（意見2-16）

委嘱式及び感謝状贈呈式をレンブラント東京町田で実施しているが、会場を決定するに当たり、2者以上の見積もりが徴取されていない。

当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号に定める随意契約のうち、第1号の少額随契に該当しており、契約伺い上も随意契約の根拠を第1号としている。ガイドラインによれば、少額随契による場合であっても、原則として2者以上の見積りを徴することを必要としているので、当該契約についても原則として2者以上の見積もりを徴取する必要がある。

ガイドラインより抜粋

Ⅲ 随意契約によることもできると思われる事例

【留意事項】

少額随契による場合であっても、競争性のあるものは契約相手の決定にあたり、原則として優先発注（市内事業者等）に配慮したうえで2者以上の見積りを徴する必要があります。

市の見解によれば、町田市内で、今回の参加人数を収容でき、食事を提供できる施設が他になかったため、当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第2号の特命随意契約に該当することから、2者以上の見積もりを徴取していないとのことである。

ガイドラインによれば第1号（少額随契）に該当する場合で、重ねて第2号から第9号のいずれかに該当する場合は、第1号を根拠とすることになっている。

ガイドラインより抜粋

II 随意契約を行う場合の事務処理に関する留意事項

2. 随意契約を行う根拠が施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合で、重ねて第2号から第9号までのいずれかに該当するときは、第1号を根拠としてください。

少額な契約について事務の煩雑さを省略すること認めた「少額随契」に該当する場合は、他の理由に優先して随意契約を行う根拠とされています。ただし、少額といえども競争が確保できる案件については、できるだけ競争見積り等を行って契約の相手方を決定してください。

今回のケースのように少額随契（第1号）でありながら、特命随意契約（第2号）の内容に近い場合は、ガイドライン上は第1号が優先されるので、随契理由を第1号とすることは特に問題はない。ただし、単純に第1号としてしまうと、2者以上の見積もりを徴取していない理由が不明となってしまう、外観的にはガイドラインⅡ2やⅢの【留意事項】に違反しているようにみえることになる。

したがって、少額随契（第1号）でありながら、特命随意契約（第2号）に該当し、2者以上の見積もりを徴取していない場合は、契約伺い時に、随契理由について、法令根拠（地方自治法施行令167条の2第1項第1号）とともに、特命随意契約（第2号）に該当する旨を随契理由欄に記載し、2者以上の見積もりを徴取していない事を明示することを検討されたい。

イ 請書の手書き修正について（指摘 2-12）

「民児協まちだ 第43号（活動報告集）印刷」に係る請書を作成しているが、当該請書の契約金額に単位の記載がなく、手書きで「円」と追記されていることが確認された。

請書の原本に勝手に手書きで修正を加えることは、先方保管の請書と内容が異なることになり、事後的に紛争が発生するリスクがある。

請書は正式文書であるため、修正すべき箇所がある場合は、請書自体を巻き直すか、二重線でかつ訂正印の押印により訂正し、修正内容を先方と共有する必要がある。

3 指導監査課

(1) 指導監査事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

指導監査事業は、市における福祉サービス水準の向上を目的として、市が所轄している社会福祉法人に対し、その適正な運営を確保するために、市職員が各法人へ訪問して実地指導、助言を行う事業である。介護、障がい、保育分野の施設サービスの実地指導についても法人の実地指導と一体的に行っている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 2,310 | 2,178 | 2,178 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | 1 | 1 | 1 |
| 一般財源 | 2,309 | 2,177 | 2,177 |
| 決算額 | 1,865 | 1,936 | 2,141 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|--|
| 委託料 | 2,141 | 社会福祉法人会計指導事務委託 755千円 指定事務受託法人質問等事務委託 1,386千円 |
| 合計 | 2,141 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

過去3年間、継続してその他財源として1千円計上されている。これは寄附金に係る税額控除対象法人証明書の発行手数料を見込んだものである。

オ 社会福祉法人に対する実地指導

社会福祉法人に対する実地指導は、社会福祉法第56条及びそれに関する通知に基づき行われている。

社会福祉法より抜粋

(監督)

第56条第1項 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告させ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

市には、現在43の市所轄社会福祉法人があり、市は、全ての法人が3年に1度は必ず指導を受けるように、3年周期で実地指導を行っている。市所轄の43法人は、表53のとおりである。なお、表53中の番号は便宜的に付番したものであり、特定の順位等を示すものではない。

表53 市所轄の社会福祉法人

| No. 法人名 | | | |
|--------------|-------------|----------------|----------|
| 1 基督教児童福祉会 | 2 愛恵会乳児院 | 3 蓮倫会 | 4 蘭会 |
| 5 町田市社会福祉協議会 | 6 つくし会 | 7 光琳会 | 8 ユニケ福祉会 |
| 9 新生会 | 10 町田南保育園 | 11 愛育会 | 12 高技会 |
| 13 芳美会 | 14 揺籃会 | 15 悌愛会 | 16 こひつじ会 |
| 17 慶松会 | 18 南町田ちいろば会 | 19 一穂会 | 20 やすらぎ会 |
| 21 三輪愛光会 | 22 まちのひ | 23 創和会 | 24 七五三会 |
| 25 ボワ・すみれ福祉会 | 26 コメット | 27 三泉会 | 28 竹清会 |
| 29 町田真弘会 | 30 嘉祥会 | 31 飛翔会 | 32 ウィズ町田 |
| 33 悠々会 | 34 地の星 | 35 町田市福祉サービス協会 | 36 つぼみの家 |

| No. 法人名 | | | |
|-----------|--------|-----------|-------------|
| 37 まちだ育成会 | 38 光彩会 | 39 紫苑の会 | 40 クラブハウス町田 |
| 41 明社会 | 42 愛の鈴 | 43 つるかわ学園 | — |

(出典：市提供資料より監査人作成)

2020年度、2021年度及び2022年度の実地指導対象法人は、表54のとおりである。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、実地指導法人数が少なくなっている。

表54 過去3か年実地指導対象法人

| 2020年度(9法人) | 2021年度(13法人) | 2022年度(15法人) |
|--------------|--------------|----------------|
| 14 揺籃会 | 2 愛恵会乳児院 | 1 基督教児童福祉会 |
| 15 悌愛会 | 3 蓮倫会 | 4 蘭会 |
| 25 ボワ・すみれ福祉会 | 9 新生会 | 5 町田市社会福祉協議会 |
| 27 三泉会 | 16 こひつじ会 | 6 つくし会 |
| 30 嘉祥会 | 18 南町田ちいろば会 | 7 光琳会 |
| 33 悠々会 | 19 一穂会 | 8 ユニケ福祉会 |
| 39 紫苑の会 | 20 やすらぎ会 | 10 町田南保育園 |
| 40 クラブハウス町田 | 23 創和会 | 12 高技会 |
| 41 明社会 | 26 コメット | 13 芳美会 |
| — | 29 町田真弘会 | 22 まちのひ |
| — | 38 光彩会 | 24 七五三会 |
| — | 42 愛の鈴 | 34 地の星 |
| — | 43 つるかわ学園 | 35 町田市福祉サービス協会 |
| — | — | 36 つぼみの家 |
| — | — | 37 まちだ育成会 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

実地指導を実施するに当たり、市は事前に会計専門家に、社会福祉法人の計算書類等の調査、分析及び評価作業を委託し、社会福祉法人の経営内容、指導監査上留意すべき事項等について、専門家の知見を活用している。実地指導対象法人の内容を予め把握した上で実地指導を行うことで、実地指導を効果的かつ効率的に進められるようにしている。

市が会計専門家に委託している業務内容は次のとおりである。

社会福祉法人会計指導事務委託仕様書より抜粋

| |
|--|
| (1) 財務分析 (ア) 経営分析 (イ) 適正性及び整合性の確認 (ウ) 指導監査上留意すべき事項の抽出 (2) 指導監査に係る助言及びその他の相談等 |
|--|

実地指導の結果、識別された要改善事項について指摘が行われる。指摘は、その内容の重要度に応じて、口頭指摘と文書指摘に区分される。より重要度が高い内容については文書指摘という措置が取られる。

2020年度、2021年度及び2022年度の指摘事項数は、表55のとおりである。

表55 指摘事項数

(単位：件)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 口頭指摘 | 34 | 62 | 92 |
| 文書指摘 | 0 | 15 | 17 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

社会福祉法人は、指摘された事項について、措置を行い、改善内容を市へ報告することになっている。指摘事項及び改善状況については市のホームページに掲載され、市民も内容を把握することができるようになっている。

② 監査の結果

ア 同一条件での実地指導の実施について（指摘3-1）

前述のとおり、2022年度において市は15の社会福祉法人（以下、「法人」という。）に対して指導監査（実地指導）を行っている。実地指導を円滑に実施する観点から、外部の会計専門家に実地指導対象先である法人の計算書類等の調査、分析及び評価業務（以下、「調査等業務」という。）を委託している。

具体的には、経営分析、計算書類の適正性及び整合性の確認といった財務分析や、市が指導監査を行う上で留意すべき事項の抽出等である。計算書類等の調査等業務については、専門的能力を要する面もあり、これを外部の専門家に委託することは効果的かつ効率的に指導監査を進める上で賢明な取組である。

しかし、今回の監査において、下記2点が識別された。

(ア) 実地指導対象である15法人のうち1法人(A法人)について、会計専門家による調査等業務が実施されていなかった。

(イ) 上記(ア)とは別の1法人(B法人)について、調査等業務に必要な書類を市が会計専門家へ提示することを失念していたために、予定していた会計専門家による調査等業務の一部が実施できなかった

(ア)について、市にその理由を質問したところ、A法人からの計算書類等提出期限と実地指導日との間に十分な時間がなかったことから委託をしなかったとのことであった。具体的には、本委託業務は2022年5月2日付で契約が締結され、2022年6月末以降に実地指導の対象となる法人から計算書類を入手し、会計専門家に提示している。一方、A法人の実地指導は7月14日の予定であったため、計算書類を入手してから実地指導までの期間は、最長で2週間程度であり、会計専門家が適切に調査等業務を行うための十分な時間がなかったとの市の説明は理解できる。しかし、市が会計専門家による調査等業務を委託できない日程を設定したことに問題があり、調査等業務を委託できる日程にA法人の実地指導日を設定することにより、会計専門家に調査等を踏まえた実地指導が可能であったと考えられる。

ここで、会計専門家の調査や分析が行われない実地指導が、会計専門家の調査や分析が行われた実地指導と同程度の水準で行われているかどうかの問題となる。仮に、会計専門家の調査や分析が行われない実地指導が、会計専門家の調査や分析が行われた実地指導と同程度以上の水準で行われている場合、会計専門家の調査や分析が行われない実地指導に関して問題はないと考えられる。しかし、会計専門家の調査や分析が行われない実地指導が問題ないとする場合、調査や分析といった業務を会計の専門家に委託する必要性の有無が問われることになる。

また、会計専門家の調査や分析が行われない実地指導が、会計専門家の調査や分析が行われた実地指導の水準を満たさずに行われている場合、市が行った実地指導は、適正な事務の執行という観点で問題となるだけではなく、当該実地指導により、本来は指導すべき内容が見過ごされ、実地指導の対象となった法人に対して適正な運営を確保する目的が達成されない可能性があり問題である。

いずれにせよ、一部の実地指導の対象法人に会計専門家による調査等業務が実施されていなかったことは問題であると考えられる。

次に、(イ)については、会計専門家への書類の提示を失念していることから、適正な事務執行とはいえ問題である。なお、失念が判明した時点で会計専門家へ資料を提示して調査等業務を依頼したかについて質問したところ、依頼はせ

ず会計専門家ができなかった業務については市職員で対応した、とのことであった。これは、調査や分析といった業務を市職員が行っていることから、(ア)と同様に、一部の実地指導の対象法人に会計専門家による調査等業務が実施されていなかったことは問題であると考ええる。

これら2点は、2022年度において実地指導対象となった法人に対して、同一条件下での実地指導を実施しなかった状況であり、その要因として、実地指導に当たり会計専門家の調査や分析の必要性が明確になっていないことが要因として考えられる。

実地指導に当たり、会計専門家の調査や分析を不要とする場合には、本委託業務の仕様書第2条の「契約の目的」に記載されている「社会福祉法人の適正な運営の確保に資することを目的とする。」ことを達成するためには、実地指導を行う市職員は、会計分野も含めて社会福祉法人の運営に精通していることが求められる。実地指導を行う市職員がどの程度、会計分野を含めて社会福祉法人の運営に精通しているかどうかは、市の判断によるところであり議論の対象としなが、少なくとも、実地指導対象の全法人に対して、同一条件の実地指導を実施しなければ、実地指導の水準に偏りが生じることになり、指導監査の信頼性を失うと考えられる。

したがって、市は、実地指導対象の全法人に対して、同一条件の実地指導を実施する必要がある。そのためには、会計専門家の調査や分析の必要性について検討を行い、必要性が認められる場合には、実地指導対象の全法人に対して、会計専門家の調査や分析を行う必要があるし、会計専門家の調査や分析等の必要性が認められない場合には、当該業務委託を取り止める必要がある。

また、会計専門家への資料の提示を失念する事態が生じないように、担当者が適切に事務の執行に努めるとともに、上長は担当者の業務を適時に管理監督する必要がある。

4 生活援護課

(1) 健全育成・自立促進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

健全育成事業は、生活保護世帯（生活保護法による保護を受けている世帯）に属する児童（小・中学生）に対して、東京都の被保護者自立促進事業実施要綱及び町田市生活保護世帯の児童に対する法外援護事業実施要綱に基づき、児童に係る各種経費等を支給する事業である。当該支給を行うことにより、児童の健全育成及びその者の属する世帯の自立助長を図ることを目的としている。

自立促進事業は、生活保護法による保護を受けている被保護者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者を含む。以下、「被保護者」という。）又は被保護者が属する世帯（以下、「被保護者世帯」という。）に対して、町田市被保護者自立促進支援事業実施要綱に基づき、その自立に要する経費の一部を支給する事業である。当該支給により被保護者及び被保護者世帯の就労及び社会参加を支援し、自立を図ることを目的としている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 36,975 | 34,290 | 28,867 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 36,975 | 34,290 | 28,867 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | — | — | — |
| 決算額 | 22,621 | 23,439 | 21,232 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|---|
| 扶助費 | 21,232 | 健全育成事業費 7,805 千円 自立促進支援事業費 13,427 千円 |
| 合計 | 21,232 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

健全育成事業、自立促進事業ともに、東京都の100%補助事業であり、財源は全額、東京都からの補助金である。

オ 健全育成事業

市は、「町田市生活保護世帯の児童に対する法外援護事業実施要綱」を策定し、生活保護世帯に属する児童に対し、必要となる経費を支給している。事業の種類及び内容は次のとおりである。また、支給要件及び支給金額等は、表56のとおりである。

町田市生活保護世帯の児童に対する法外援護事業実施要綱より抜粋

第3 事業の種類及び内容

この事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 夏季健全育成費支給事業 夏期休業中に行われる各種野外活動等に参加する際に要する費用を支給するもの
- (2) 学童服及び運動衣支給事業 こどもの日の行事の一環として、通学用被服及び運動用のトレーニングシャツ、パンツ等を購入する際に要する費用を支給するもの
- (3) 自立援助金支給事業 就職支度金を支給するもの
- (4) 修学旅行支度金支給事業 修学旅行に参加する費用を支給するもの

表 56 事業の種類、支給要件及び支給金額等

| 事業の種類 | 支給要件 | 支給金額 | 支給時期 | 支給方法 |
|-------------|---|---------------------------------|------|------|
| 夏季健全育成費支給事業 | 児童が、7月1日現在において生活保護世帯に属し、又は7月2日から同月31日までの間に生活保護世帯となった世帯（保護停止中の世帯を含む。）に属していること。 | 1人 3,300円 | 7月上旬 | 金銭給付 |
| 学童服・運動衣支給事業 | 児童が、4月1日現在において生活保護世帯に属し、又は4月2日から5月5日までの間に生活保護世帯となった世帯に属していること。ただし、学童服については小学1年生及び中学1年生を除く。 | 学童服 11,400円 運動衣 4,100円 | 5月上旬 | 金銭給付 |
| 自立援助金支給事業 | 就職支度金 児童が、次に掲げる要件を満たしていること。 (1)4月1日現在において生活保護世帯に属していること、又は3月中に生活保護世帯（保護停止中の世帯を含む。）から就職に伴い転出していること。 (2)生活保護世帯に属している児童が中学校（外国人学校の中等部を含む。）を卒業し、4月末日までに継続的な職業に従事していること、又は従事することが見込まれていること。 (3)児童福祉施設（通所者を除く。）から直接就職するものでないこと。 | 1人 51,000円 | 5月上旬 | 金銭給付 |
| 修学旅行支度金支給事業 | 児童が、4月1日から翌年3月31日までの間に修学旅行に参加する小学校5年生若しくは6年生又は中学校3年生であって、旅行日現在において生活保護世帯に属していること。 | 小学校 4,300円 中学校 8,500円 | 5月上旬 | 金銭給付 |

(出典：町田市生活保護世帯の児童に対する法外援護事業実施要綱 別表)

2020年度、2021年度及び2022年度の補助実績は、表57のとおりである。

表57 直近3か年の補助実績

(単位：千円)

| 区分 | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|------|-----|--------|--------|--------|
| 健全育成 | 小学生 | 1,079 | 931 | 769 |
| | 中学生 | 601 | 578 | 508 |
| 学童服 | 小学生 | 3,295 | 2,918 | 2,679 |
| | 中学生 | 1,448 | 1,414 | 1,425 |
| 運動衣 | 小学生 | 1,369 | 1,205 | 1,066 |
| | 中学生 | 759 | 779 | 697 |
| 自立援助 | 小学生 | — | — | — |
| | 中学生 | — | — | — |
| 修学旅行 | 小学生 | 271 | 215 | 202 |
| | 中学生 | — | 578 | 459 |
| 合計 | | 8,821 | 8,618 | 7,805 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

オ 自立促進事業

市では「町田市被保護者自立促進支援事業実施要綱」を策定し、被保護者及び被保護者世帯に対し、自立に要する経費の一部を支給している。支援内容は、表58のとおりである。

表 58 自立促進支援内容

| 種類 | 支援対象経費 | | 対象者 1人当たり 支給上限額 (支給回数) | 対象者の要件 |
|-----------------------|------------------|-----------------------|---|---|
| | 就 労 支 援 | 就労支援 費 | 就職活動用の 被服費等 | 25,000円 (1回/年) |
| 技能修得費 | | | 12,000円 (1回/年) | 既に技能修得費が支給されている被保護者のうち、積極的に資格取得を目指し、補助教材等を購入した者で、市長が必要と認めるもの |
| 就職活動用の 携帯電話購入 費 | | | 20,000円 (1回/年) | 町田市就労支援プログラム又は就労支援員若しくはケースワーカーによる就労指導に基づく支援を受けている被保護者のうち、求職時又は採用時の連絡手段として、プリペイド式携帯電話を利用することにより就労が見込める者で、市長が必要と認めるもの |
| 就職時の連帯 保証費 | | | 50,000円 (1回/年) | 町田市就労支援プログラム又は就労支援員若しくはケースワーカーの就労指導に基づいて就職した被保護者のうち、連帯保証人の確保が困難な者で、市長が必要と認めるもの |
| 緊急一時 保育料 | | 緊急一時保育 料 | 5,000円/回 (6回/年) | 母子家庭等の被保護者のうち、母又は主に9歳以下の子の病気時及び求職期間中に一時的に子を施設等に預けた者で、市長が必要と認めるもの |
| | | 無認可保育園 入園料・保育 料 | 最大(合計) 200,000円 入園料 (1回/年) 保育料 12回以内/年 | 母子家庭等の被保護者のうち、就労するに当たり、子が認可保育園待機中のため、入園できるまでの間、認証保育所等に預ける必要がある者で、市長が必要と認めるもの |

| 種類 | 支援対象経費 | | 対象者 | 対象者の要件 |
|----------|------------------------|--------------------|---|---|
| | | | 1人当たり 支給上限額 (支給回数) | |
| 社会参加活動支援 | 社会活動参加費 | ボランティア講座受講料 | 2,000円 (1回/年) | 高齢者の被保護者のうち、ボランティア講座を受講した者で、市長が必要と認めるもの。ただし、入院又は入所中の者を除く。 |
| | | ボランティア保険料 | 700円 (1回/年) | 高齢者の被保護者のうち、ボランティア活動に伴うボランティア保険に加入した者で、市長が必要と認めるもの。ただし、入院又は入所中の者を除く。 |
| | | シルバー人材センター年会費 | 1,000円 (1回/年) | 高齢者の被保護者のうち、シルバー人材センター年会費を負担し、かつ、就労収入からの必要経費控除を行っていない者で、市長が必要と認めるもの。ただし、入院又は入所中の者を除く。 |
| 地域生活移行支援 | 住宅契約関係費 | 鍵交換費等 | 20,000円 (1回/年) | 病院等からの地域移行、転宅等により新たに住居を確保する被保護者のうち、入居要件となっている鍵交換費等を負担した者で、市長が必要と認めるもの |
| | 高齢者等生活環境改善費 | 居宅清掃及び居宅環境整理サポート費用 | 居宅52,000円(1回/年) | 部屋を清潔に保てない高齢者等の被保護者で、市長が必要と認めるもの。ただし、他の制度による援助の対象者でないものに限る。 |
| | | | ヘルパー等派遣54,000円(4回/年) | |
| 生活支援費 | 生活支援サービス年会費及びヘルパー等派遣費用 | 54,000円 (4回/年) | 他の制度による生活支援サービスを受けられない被保護者で、病状等により市長が支援を必要と認めるもの。ただし、他の制度による生活支援サービスの上乗せサービスは、対象としない。 | |

| 種類 | 支援対象経費 | | 対象者 1人当たり 支給上限額 (支給回数) | 対象者の要件 |
|---------------|---------------|------------|---------------------------------|---|
| | 地域生活移行 | 生活支援費 | 精神科カウンセリング受診料 | 72,000円 |
| 債務整理 援助支援費 | | 予納金 | 15,000円 (1回/年) | 多重かつ多額の債務に陥った被保護者のうち、破産宣告の手続を希望する者で、市長が必要と認めるもの |
| 健康増進支援 | 健康増進費 | 介護予防教室等参加費 | 1,000円 (3回/年) | 介護予防を目的とする介護予防教室に参加した被保護者で、市長が必要と認めるもの。ただし、入院又は入所中の者及び介護サービス受給者を除く。 |
| 次世代支援 | 次世代育成支援費 | 学習環境整備支援費 | 中学3年生 | 被保護者の世帯に属する中学生又は高校生のうち、町田市進学支援プログラムに基づく学習塾等への通塾、夏季・冬季集中講座、通信講座、補習講座等への参加を希望する者で、市長が必要と認めるもの |
| | | | 200,000円 | |
| | | | 中学1,2年生 | |
| | | | 100,000円 | |
| | 高校3年生 | 200,000円 | | |
| 高校1,2年生 | 150,000円 | | | |
| | 大学等進学支援費(受験料) | | 80,000円 | 被保護者の世帯に属する高校生のうち、大学等への進学を目指す者で、市長が必要と認めるもの |

(出典：町田市被保護者自立促進支援事業実施要綱より監査人作成)

また、過去3か年の支援実績は、表59のとおりである。

表 59 直近3か年の支援実績

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 就労支援 | | | |
| 就職活動用の携帯電話購入 | 240 | 27 | 20 |
| 就職活動用の被服費 | — | 137 | 153 |
| 地域生活移行支援 | | | |
| 高齢者等生活環境改善 | 290 | 565 | 251 |
| 生活支援（サービスヘルパー派遣） | 89 | — | — |
| 住宅契約関係（鍵交換） | 1,495 | 1,712 | 1,716 |
| 精神科カウンセリング受診 | 800 | 836 | 1,029 |
| 健康増進支援 | | | |
| 介護予防教室等参加費 | — | 6 | 6 |
| 次世代育成支援 | | | |
| 学習環境整備支援 | 10,276 | 10,952 | 9,700 |
| 大学等進学支援 | 609 | 577 | 551 |
| 合計 | 13,799 | 14,811 | 13,427 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

② 監査の結果

ア 大学等進学支援費の利用実績の低迷について（意見4-1）

大学等進学支援費は利用者が少なく、2022年度予算措置額1,600千円に対し、利用実績は551千円とおおよそ当初予算額の1/3程度の利用に留まっている。

市では、当制度の利用を促進するため、「福祉だより」への情報掲載（年1回）、該当者に個別に制度案内書の送付（年2回）及びケースワーカーが随時、個別に案内するなど、当制度の周知・アピール活動を行っているが、利用状況が拡大しない状況である。

当制度は、生活保護世帯に属する若者の貧困連鎖を絶つことを目指した制度である。貧困の連鎖を絶つためには、大学等への進学者が増え、定職に就く若者が増えることが一つの解決策であると考えられる。そういった観点からは、とても重要な制度であり、より一層の活用が期待される。

制度の周知・アピールについては、いろいろな形でこれまでなされてきているところであるが、早い段階から、対象となる若者及びその保護者に対して、単なる制度の説明だけに終始するのではなく、貧困からの脱却、貧困の連鎖を絶つた

めの有効な手段であるという制度趣旨についても丁寧に説明するなど、新たな視点からの周知方法について検討されたい。

(2) 生活困窮者自立支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者に対して、自立に向けた相談、家計相談、住居確保給付金の支給、子どもの学習・生活支援、就労準備支援等を包括的かつ伴走的に行うことを通して、社会的・経済的自立を図ることを目的としている。

これにより、生活保護に先立つセーフティネットの役割を果たすとともに、生活保護を廃止した直後の市民に対して、安定的に自立の度合いを高める支援を行っている。

また、生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習支援を実施することを通して、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切り、将来の経済的、社会的自立に向けての基盤づくりの支援も行っている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|---------|--------|
| 当初予算額 | 10,073 | 70,889 | 38,557 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | 6,250 | 51,845 | 27,780 |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 3,823 | 19,044 | 10,777 |
| 決算額 | 64,421 | 159,175 | 88,200 |

各年度とも決算額が当初予算額を上回っている。これは新型コロナウイルス感染症の影響により住居確保給付金の支給金額の増加及び国の臨時制度である生活困窮者自立支援金の支給があったことによる。自立支援金は国の通知に基づき、すべて補正予算で対応したことから、当初予算と決算額とに大きな乖離が生じている。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|---|
| 需用費 | 78 | 消耗品費、印刷製本費 |
| 役務費 | 32 | 通信運搬費 |
| 委託料 | 47,815 | 就労準備支援事業業務委託 13,435 千円 自立支援金支給業務委託 34,380 千円 |
| 扶助費 | 40,276 | 住居確保給付金 40,276 千円 |
| 合計 | 88,200 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

就労準備支援事業業務委託について、その委託料の3分の2は国庫補助対象となっており国から補助金を受けている。また、自立支援金については、その給付費用の全額が国庫補助対象となっており国から補助金を受けている。

オ 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者自立支援法を根拠に実施される事業である。事業の主な内容は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して、自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことである。

なお、生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう（生活困窮者自立支援法第3条第1項）。

生活困窮者自立支援制度の理念は、図5のとおりである。

図5 生活困窮者自立支援制度の理念

| 生活困窮者自立支援制度の理念 | |
|---|---|
| <small>※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。</small> | |
| 1. 制度の意義 | 本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。 |
| 2. 制度のめざす目標 | <p>(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。 ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。 ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。 <p>(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。) ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。 |
| 3. 新しい生活困窮者支援のかたち | <p>(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。</p> <p>(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。</p> <p>(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。</p> <p>(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。</p> <p>(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。</p> |

(出典：厚生労働省「生活困窮者自立支援法について」)

各種支援については、前述のとおり、国からの負担金、補助金が付いている。市は、一部の支援について、子ども家庭支援センターと事業統合を行っており、生活援護課の主要な所掌支援は、(ア)就労準備支援と(イ)住居確保給付金である。

(ア) 就労準備支援

就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により、直ちに就労することが困難な生活困窮者を対象としている。

内容としては、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するものである。就労準備支援に係る費用については、その3分の2相当額を国が補助している。

市は、就労準備支援については、専門的知識と能力を必要とすることから、外部に業務委託を行っており、その委託料の3分の2を国が補助している。

(イ) 住居確保給付金

離職等により住宅を失った、もしくは失うおそれのある生活困窮者に対して、支給要件を充足すれば、賃貸住宅の家賃を一定期間支給する支援制度である。

支給期間は、原則として3か月間であるが、一定の要件を満たす場合には、3か月ごとに延長することが可能で、最長9か月間まで受給が可能である。給付費用の4分の3相当額を国が負担している。

② 監査の結果

ア プロポーザル方式の評価項目の見直しについて（意見4-2）

就労準備支援事業は外部業者へ委託しており、委託業者の選定はプロポーザル方式で選定されている。プロポーザルには4法人が参加し、各法人からの提案書及びそれに基づくプレゼンテーションによって提案内容が評価された。

評価項目及び配点は、表60のとおりである。

表60 プロポーザルの評価項目及び配点

| 評価項目 | 配点 |
|--------------|------|
| (1)実績 | 10点 |
| (2)企画力 | 25点 |
| (3)プレゼンテーション | 5点 |
| (4)業務実施体制 | 10点 |
| (5)情報管理 | 15点 |
| (6)制度理解度 | 15点 |
| (7)意欲 | 15点 |
| (8)柔軟性 | 15点 |
| 合計 | 110点 |

(出典：プロポーザル説明書)

表60からわかるとおり、見積額が評価項目に含まれていない。プロポーザル説明書には、当プロポーザルの目的として、「このプロポーザルは、契約者を決定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもの」と明記されており、価格のみの競争ではないことが謳われている。当該事業は、生活困窮者自立支援法（以下、「支援法」という。）に基づき、国庫補助が入る事業である

ことから、経済面だけではなく支援法の立法趣旨や自立支援事業に係る制度の理解、技術力、企画力等に関して、受託者の適格性を評価することは重要なことである。

一方で、地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされている。

価格のみの競争ではなく、実績、企画力等に重点を置いた評価を行うことに異論はない。しかし、地方自治法第2条第14項を踏まえると、他の評点が同一の場合は経済性の観点から見積額が低い方が採用されるべきであることから、経済性の観点は重要な評価項目であり、評価項目に経済性の観点がないことは問題であると考えられる。したがって、プロポーザル方式において「見積額」を評価項目に加えるよう見直されたい。

5 障がい福祉課

(1) 通所施設管理事務

① 事業の概要

ア 事業の概要

通所施設管理事務は、市の財産である通所施設の修繕、機器等保守点検及び施設敷地内の樹木の剪定・除草を行う事務である。

具体的には、老朽化が進んでいる施設の機能を維持するために必要な修繕や、建築基準法に基づく建物設備の定期点検、また、山林地域に設置された金井地域福祉作業所における樹木の剪定及び除草を行っている。

2022年度における通所施設管理事務の内容は、表61のとおりである。

表61 2022年度における通所施設管理事務の内容

| 実施業務 | 対象施設（修繕内容） |
|------|---------------------------|
| 修繕 | 町田市美術工芸館（ガスレンジバーナー交換修繕） |
| | 町田市美術工芸館（自動ドア装置修繕） |
| | 町田市美術工芸館（污水管修繕） |
| | 町田ダリア園（温室修繕） |
| | 町田ダリア園（外部盤電気設備修繕） |
| | 町田ダリア園（ゲート扉修繕） |
| | 町田リス園（シマリス飼育ケージ取替修繕） |
| | 町田リス園（売店エアコン修繕） |
| | 町田市大賀藕絲館（入口外部振れ止め交換修繕） |
| | 町田ゆめ工房（1階女子トイレ大便器排便管交換修繕） |
| | グループホームはるかぜ（避難器具修繕） |
| | わさびだ療育園（療育室照明器具取替修繕） |
| | 町田ダリア園（剪定枝破碎機修繕） |

| 実施業務 | 対象施設（修繕内容） |
|---------|--|
| 機器等保守点検 | 町田ダリア園 町田リス園 町田市大賀藕絲館 町田市授産センター わさびだ療育園 グループホームはるかぜ 町田ゆめ工房 こころみ |
| 剪定・除草委託 | 金井地域福祉作業所 |

（出典：市提供資料より監査人作成）

イ 事業費の推移

（単位：千円）

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 10,155 | 8,894 | 8,608 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 10,155 | 8,894 | 8,608 |
| 決算額 | 7,549 | 7,346 | 8,596 |

2020年度は当初の予定よりも修繕が少なかったため、2,925千円の予算残額が生じている。

ウ 事業費の内訳

（単位：千円）

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|----------------------------------|
| 需用費 | 7,176 | 修繕料 |
| 委託料 | 1,420 | 機器等保守点検委託 847千円 剪定・除草委託 573千円 |
| 合計 | 8,596 | |

② 監査の結果

ア 予算の適切な執行について（指摘 5-1）

市は、金井地域福祉作業所が広大な山林に設置されていることから、施設や敷地内道路上の落枝や倒木に対応する必要があると判断し、当該施設における剪定及び除草に係る業務委託料を予算計上している。予算では、夏季分を8月から9月にかけて、冬季分を1月から2月にかけて、必要な範囲において剪定及び除草を行うことが予定されている。

2022年度においては、夏季分240,240円を11月に、冬季分332,695円を3月に、それぞれ随意契約により業務委託を行っている。なお、夏季分、冬季分ともに、大雨等によって倒木などが発生したことに伴う緊急対応が必要な案件として取り扱われており、いずれも同一の事業者1者のみから見積書を入手し、当該事業者と随意契約を締結している。

このとおり、市は、予算で想定していた期間（夏季分は8月から9月、冬季分は1月から2月）より前の時点において、契約に当たり複数の見積書を入手し業者を選定することや、支出負担行為の決裁を行うことなど、予算に基づき業務委託を行うために必要な手続きを行っていない。これらの状況は、夏季分、冬季分ともに、予算計上時に想定していた実施時期に、業務委託契約に必要な手続き及び樹木剪定業務を実施していないことから、予算を適切に執行していない状況といえる。また、予算計上時には想定されていない緊急事態に対応する費用として使用している点についても、当初より予算計上時に想定していた内容とは異なる予算執行を意図していたと考えられ、予算を適切に執行していない状況といえる。

いずれにしても、市は、予算を適切に執行する必要がある。

イ 分割発注の合理性の検討について（指摘 5-2）

アで記載したとおり、市は、金井地域福祉作業所樹木剪定業務委託を夏季分と冬季分に分割発注している。しかし、夏季分と冬季分に分割発注することについて、市は合理的な理由を示していない。

当該業務委託は、同一の施設における同一の業務内容である。したがって、実施時期を2回に分けるとしても、契約事務の効率化の観点から、分割発注せずに、一本の契約として発注すべきである。

今回の業務委託は、夏季分が契約金額240,240円、冬季分が契約金額332,695円となっている。このため、市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び町田市契約事務規則第24条第6号に該当する、予定価格が500,000円以下

の契約（いわゆる少額随契）として、それぞれ契約事務を行っている。

町田市契約事務規則より抜粋

（随意契約の限度額）

第24条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約によることができる場合は、予定価格が次に掲げる額以下の契約とする。

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

しかし、今回の業務委託の契約金額が、夏季分240,240円、冬季分332,695円の合計572,935円であることを鑑みると、一本の契約とした場合には、予定価格が500,000円を超えるため、少額随契によることはできないこととなる。つまり、今回の業務委託を、合理的な理由なく夏季分と冬季分に分割発注している状況は、契約を分割することにより、1つの取引を複数の少額な取引に細分化し、随意契約を可能とするものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び町田市契約事務規則第24条第6号の趣旨を逸脱していると考えられ問題である。

なお、「町田市市内事業者優先発注等に係る実施方針」にあるとおり、市内事業者の受注機会の拡大の観点から分割発注を行うことも理解できるが、今回の業務委託は同一の事業者1者からしか見積書を徴取していないことを踏まえると、受注機会の拡大を意図したものではないといえる。

町田市市内事業者優先発注等に係る実施方針より抜粋

第5 分離・分割発注

事業の効率的執行及びコスト縮減を踏まえた上で、分離・分割発注に努めることにより、市内事業者の受注機会の拡大を図るものとする。

したがって、市は、同一の施設に対する同一の業務については、分割発注の合理性を十分に検討するとともに、合理的な理由がない場合には、実施時期の違いにより分割発注せず、一本の契約として発注する必要がある。

(2) ダリア園事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

ダリア園事業は、市が整備した町田ダリア園の維持管理等を行うことにより、在宅障がい者の日中の活動拠点を確保すること、及びダリアを中心に様々な草花を生育することにより、市民の憩いの場を提供することを目的としている。

具体的には、ダリア園事業の中心的な業務である草花栽培管理業務を社会福祉法人まちだ育成会に委託しているほか、町田ダリア園内の施設である管理棟等の一般電気工作物検査業務や機械警備業務、町田ダリア園の樹木の剪定業務を行っている。また、町田ダリア園の管理棟の2階部分「新七国山会館」の光熱水費及び燃料費を当該事業に含めている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 20,222 | 20,222 | 20,564 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 20,222 | 20,222 | 20,564 |
| 決算額 | 20,101 | 20,120 | 20,529 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|--|
| 需用費 | 390 | 燃料費 17千円 光熱水費 373千円 |
| 委託料 | 20,139 | 草花栽培管理 19,459千円 機器等保守点検 125千円 警備業務 554千円 |
| 合計 | 20,529 | |

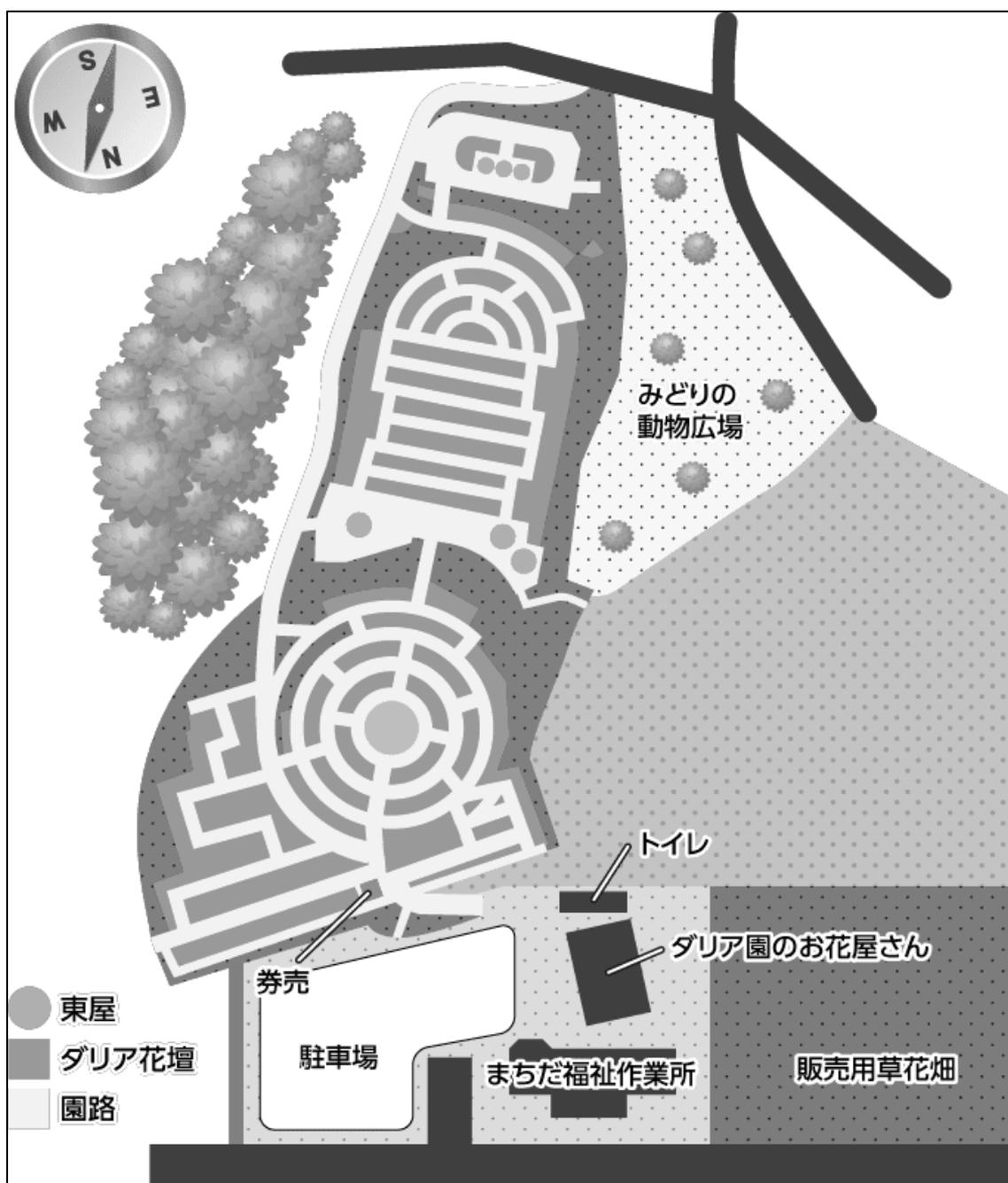
エ 町田ダリア園の運営状況

町田ダリア園は、障がい福祉団体とともに市が1985年6月に開設し、現在、約15,000㎡の園内に約500品種、約4,000株のダリアを栽培している。

開園期間は、例年6月下旬から11月上旬までの期間（草花の販売所や休憩所は開園期間外も営業）であり、入園料は、大人（高校生以上）550円（中学生以下無料など各種割引制度有）である。2020年には開園35周年を迎え、累計来場者数は50万人に達し、2022年度の入場者数は1万人を超えている。

ダリア園の園内図は、図6のとおりである。

図6 ダリア園 園内図



(出典：町田ダリア園ホームページ)

図6に示されているとおり、町田ダリア園には、来場者の休憩所（飲食物の提供を含む。）となっている管理棟（案内図における「まちだ福祉作業所」）、草花を栽培し販売するハウス棟（案内図における「ダリア園のお花屋さん」）、及び便所棟（案内図における「トイレ」）といった施設がある。

これらの施設（管理棟、ハウス棟及び便所棟（取得価額合計 191,648 千円））について、市は、社会福祉法人まちだ育成会に対し、町田市行政財産の目的外使用を許可しており、また、使用料を免除している。許可した使用目的は、町田ダリア園の管理運営、来場者用の休憩所・売店運営及び草花栽培事業となっている。

町田市行政財産目的外使用許可の対象施設は表 62 のとおりとなっているが、表 63 に示したその他の施設は対象となっていない。

表 62 行政財産目的外使用許可の対象施設

(単位：千円)

| 施設名 | 案内図における名 | 種類 | 取得価額 |
|-----|------------|------|---------|
| 管理棟 | まちだ福祉作業所 | 行政財産 | 170,325 |
| 温室 | ダリア園のお花屋さん | 行政財産 | 5,575 |
| 便所 | トイレ | 行政財産 | 15,748 |
| 合計 | | | 191,648 |

(出典：町田市固定資産台帳より監査人作成)

表 63 行政財産目的外使用許可の対象となっていない施設

(単位：千円)

| 施設名 | 案内図における名 | 種類 | 取得価額 |
|----------|----------|------|-------|
| 休憩所 | (記載なし) | 行政財産 | 2,107 |
| 四阿 | 東屋 | 行政財産 | 1,893 |
| 切符売場 (2) | 券売 | 行政財産 | 1,001 |
| 切符売場 (1) | 券売 | 行政財産 | 671 |
| 合計 | | | 5,672 |

(出典：町田市固定資産台帳より監査人作成)

町田ダリア園の敷地（取得価額合計 2,343,783 千円）については、市は社会福祉法人まちだ育成会と「土地使用貸借契約」を締結し、同法人に無償で貸与している。

貸与している土地の明細は、表 64 のとおりである。

表 64 貸与している土地の明細

(単位：千円)

| 固定資産番号 | 所在地 | 種類 | 用途 | 取得価額 |
|------------|------------|------|----|---------|
| 1000010980 | 山崎町 1246-1 | 普通財産 | ① | 441,165 |
| 1000010976 | 山崎町 1211 | 普通財産 | ① | 104,180 |
| 1000010968 | 山崎町 1249 | 普通財産 | ① | 93,475 |
| 1000011004 | 山崎町 1213-1 | 普通財産 | ① | 87,498 |
| 1000011001 | 本町田 3024-5 | 普通財産 | ① | 87,024 |
| 1000010965 | 山崎町 1242-1 | 普通財産 | ① | 82,883 |
| 1000010990 | 山崎町 1243 | 普通財産 | ① | 81,662 |
| 1000010994 | 本町田 3024-1 | 普通財産 | ① | 80,479 |
| 1000010991 | 山崎町 1244 | 普通財産 | ① | 72,036 |
| 1000011002 | 本町田 3038 | 普通財産 | ① | 69,933 |
| 1000010979 | 山崎町 1248 | 普通財産 | ① | 65,251 |
| 1000010997 | 本町田 3024-3 | 普通財産 | ① | 59,051 |
| 1000010957 | 山崎町 1240-1 | 普通財産 | ① | 58,568 |
| 1000010952 | 山崎町 1214-1 | 普通財産 | ② | 54,437 |
| 1000011012 | 山崎町 1252-1 | 普通財産 | ① | 53,950 |
| 1000011000 | 本町田 3026 | 普通財産 | ① | 53,475 |
| 1000010998 | 本町田 3024-4 | 普通財産 | ① | 52,839 |
| 1000010985 | 山崎町 1246-3 | 普通財産 | ① | 51,294 |
| 1000010950 | 山崎町 1245 | 普通財産 | ① | 50,239 |
| 1000010986 | 山崎町 1250-1 | 普通財産 | ① | 47,981 |
| 1000010954 | 山崎町 1236-1 | 普通財産 | ① | 39,172 |
| 1000010977 | 山崎町 1247 | 普通財産 | ① | 38,842 |
| 1000011006 | 山崎町 1214-2 | 普通財産 | ② | 38,239 |
| 1000011008 | 山崎町 1251-1 | 普通財産 | ① | 37,241 |
| 1000011011 | 山崎町 1251-5 | 普通財産 | ① | 34,763 |
| 1000010995 | 本町田 3024-2 | 普通財産 | ① | 34,551 |
| 1000011005 | 山崎町 1213-2 | 普通財産 | ① | 30,159 |
| 1000010996 | 本町田 3024-6 | 普通財産 | ① | 30,027 |
| 1000011010 | 山崎町 1251-4 | 普通財産 | ① | 21,724 |
| 1000010999 | 本町田 3025 | 普通財産 | ① | 21,390 |
| 1000010982 | 山崎町 1246-5 | 普通財産 | ① | 20,860 |
| 1000011009 | 山崎町 1251-3 | 普通財産 | ① | 18,833 |

| 固定資産番号 | 所在地 | 種類 | 用途 | 取得価額 |
|------------|-------------|------|----|--------|
| 1000011029 | 山崎町 1214-12 | 普通財産 | ① | 17,180 |
| 1000011003 | 本町田 3039-1 | 普通財産 | ① | 16,699 |
| 1000010984 | 山崎町 1253-3 | 普通財産 | ① | 15,504 |
| 1000010983 | 山崎町 1246-6 | 普通財産 | ① | 15,167 |
| 1000010988 | 山崎町 1250-3 | 普通財産 | ① | 13,900 |
| 1000010956 | 山崎町 1236-3 | 普通財産 | ① | 12,987 |
| 1000010966 | 山崎町 1242-2 | 普通財産 | ① | 11,548 |
| 1000010958 | 山崎町 1240-2 | 普通財産 | ① | 10,263 |
| 1000010963 | 山崎町 1241-3 | 普通財産 | ① | 10,074 |
| 1000010972 | 山崎町 1281-3 | 普通財産 | ① | 9,266 |
| 1000010970 | 山崎町 1251-2 | 普通財産 | ① | 9,266 |
| 1000011025 | 山崎町 1214-9 | 普通財産 | ② | 8,812 |
| 1000011028 | 山崎町 1214-11 | 普通財産 | ① | 8,134 |
| 1000011026 | 山崎町 1214-10 | 普通財産 | ② | 7,085 |
| 1000010964 | 山崎町 1241-4 | 普通財産 | ① | 6,704 |
| 1000010978 | 山崎町 1247-2 | 普通財産 | ① | 6,477 |
| 1000010961 | 山崎町 1241-1 | 普通財産 | ① | 6,248 |
| 1000010960 | 山崎町 1240-4 | 普通財産 | ① | 5,222 |
| 1000010992 | 山崎町 1244-2 | 普通財産 | ① | 4,347 |
| 1000010953 | 山崎町 1214-4 | 普通財産 | ① | 4,066 |
| 1000011007 | 山崎町 1214-3 | 普通財産 | ① | 3,800 |
| 1000010951 | 山崎町 1245-2 | 普通財産 | ① | 3,478 |
| 1000010969 | 山崎町 1249-2 | 普通財産 | ① | 3,179 |
| 1000010989 | 山崎町 1250-4 | 普通財産 | ① | 3,158 |
| 1000011014 | 山崎町 1253-2 | 普通財産 | ① | 2,920 |
| 1000010975 | 山崎町 1281-5 | 普通財産 | ① | 2,773 |
| 1000011013 | 山崎町 1252-2 | 普通財産 | ① | 2,761 |
| 1000011023 | 山崎町 1240-8 | 普通財産 | ② | 1,698 |
| 1000010987 | 山崎町 1250-2 | 普通財産 | ① | 1,334 |
| 1000010967 | 山崎町 1242-3 | 普通財産 | ① | 1,299 |
| 1000010993 | 山崎町 1212-1 | 普通財産 | ① | 1,068 |
| 1000010981 | 山崎町 1246-4 | 普通財産 | ① | 857 |
| 1000010973 | 山崎町 1281-2 | 普通財産 | ① | 696 |
| 1000011021 | 山崎町 1240-6 | 普通財産 | ② | 482 |

| 固定資産番号 | 所在地 | 種類 | 用途 | 取得価額 |
|-------------------------|------------|------|----|-----------|
| 1000010971 | 山崎町 1281-1 | 普通財産 | ① | 464 |
| 1000011019 | 山崎町 1239-3 | 普通財産 | ② | 435 |
| 1000010962 | 山崎町 1241-2 | 普通財産 | ① | 425 |
| 1000010959 | 山崎町 1240-3 | 普通財産 | ① | 348 |
| 1000010955 | 山崎町 1236-2 | 普通財産 | ① | 212 |
| 1000010974 | 山崎町 1281-4 | 普通財産 | ① | 116 |
| 1000011017 | 山崎町 1238-3 | 普通財産 | ② | 115 |
| 用途 ① 町田ダリア園管理運営及び草花栽培事業 | | | 小計 | 2,232,480 |
| 用途 ② 障害福祉サービス事業実施用地 | | | 小計 | 111,303 |
| | | | 合計 | 2,343,783 |

(出典：町田市固定資産台帳より監査人作成)

なお、同法人は、当該敷地の一部（用途 ②）に定員 60 名の障がい者施設「かがやき」（生活介護 20 名・就労継続支援 B 型 40 名）を建設し、生活介護事業及び就労継続支援事業を行っている。また、同法人の理事 6 名中 2 名、監事 2 名中 1 名が元町田市職員である。

② 監査の結果

ア 草花栽培管理業務委託の法的根拠の明確化について（指摘 5-3）

事業の概要に記載したとおり、市は、ダリア園事業として、町田ダリア園の草花栽培管理業務を社会福祉法人まちだ育成会に委託している。また、同法人に、町田ダリア園の管理運営、来場者用の休憩所・売店運営及び草花栽培事業を行うことを目的に、町田ダリア園の管理棟等の建物（取得価額合計 191,648 千円）について、行政財産の目的外使用許可を与えている。さらに、町田ダリア園の管理運営及び草花栽培事業の用地及び障害福祉サービス事業実施の用地として使用することを前提に、町田ダリア園の敷地（取得価額合計 2,343,783 千円）について、同法人と土地使用貸借契約を締結している。

ここで、市の説明によると、町田ダリア園は、市と障がい福祉団体が協働して整備を行い、これまで園の運営を行っており、当該事業における市が負担する業務として、草花栽培管理業務、一般電気工作物検査業務、機械警備業務及び 2016 年度以降において町田ダリア園の樹木の剪定業務があるとのことである。しかし、市と障がい福祉団体が協働して町田ダリア園の整備を行ったことを示す文書は存在せず、また、これらの業務に関する分担に関して、障がい福祉団体との

協定書等の文書も存在していない。

そもそも、民間の障がい福祉団体が行う就労継続支援事業に対して、市が同団体に対して事業用地を提供することや草花栽培事業を委託することなどの協力を行うことの可否について検討が必要であるが、仮に、ダリア園事業を市が同団体と協働で行うことについて問題ないとしても、上記の業務に関する分担に関して何らかの取り決めを行っていたとすると、明示された文書がない状態で上記の業務を市が行っていることは、業務分担に関する紛争が生じた場合に、紛争の解決が困難になることから問題であると考ええる。また、上記の業務に関する分担に関して何らかの取り決めが存在していない場合には、民間事業者である障がい福祉団体が行う就労継続支援事業としてのダリア園の運営に関して、市が上記の業務を行う合理的な理由がないと考える。

したがって、市は、現在、民間事業者が行っている町田ダリア園の運営に関して、草花栽培管理業務等を市の業務とする合理的な理由を明らかにする必要がある。また、町田ダリア園の運営を市と民間の障がい福祉団体が協働して行うことに関して問題がない場合、当該運営に関する業務分担に関して協定を締結し文書化するなど、市の業務範囲を明確に示す必要がある。

イ 障がい福祉団体に対する支援の公平性の確保について（意見 5-1）

アにおいて記載したとおり、合理的な理由が不明瞭な状況下にもかかわらず、ダリア園事業として、市は民間事業者である障がい福祉団体に対して取得価額合計 2,343,783 千円の土地を無償貸与し、かつ取得価額合計 191,648 千円の施設を無償で使用許可を与え、さらに 2022 年度 19,459 千円の草花栽培管理業務委託金額を支払っている。そして、当該団体はそのような市からの多額の便益を受けた状態で、町田ダリア園にて生活介護事業及び就労継続支援事業を行っている。

このような状況は、土地や建物について賃借料を払い、生活介護事業及び就労継続支援事業を行っている障がい福祉団体が数多く存在する現在において、ダリア園を運営している障がい福祉団体は、他の障がい福祉団体と比較して、市からの支援が手厚い状況であり、他の障がい福祉団体に対して公平性に欠けるものであると考える。さらに、町田ダリア園を運営している障がい福祉団体の理事に 2 名、監事に 1 名の町田市の前職員が就任している状況を踏まえると、ダリア園の設立時の障がい者に対する福祉の状況を考慮しても、土地の使用貸借契約や施設の目的外使用許可、草花栽培管理業務委託に関して、公平性に欠けるのみならず、それらの取引自体の正当性について疑念を招く可能性が高い。このような状況は、市の福祉に関する取組に関する信頼性を失いかねないため問題で

あると考える。

したがって、市は、現在の障がい者福祉に関する状況を踏まえ、公平性の観点から障がい福祉団体に対する支援について見直しを検討されたい。

ウ 行政財産目的外使用許可申請の徹底について（指摘 5-4）

「① 事業の概要 エ 町田ダリア園の運営状況」で記載したとおり、市はダリア園事業として保有する行政財産のうち、管理棟、ハウス棟及び便所棟について、社会福祉法人まちだ育成会に町田市行政財産目的外使用許可を与えている。しかし、休憩所、四阿、切符売り場（1）及び（2）については、同法人に町田市行政財産目的外使用許可を与えていない。そのため、同法人が町田ダリア園の運営を行うに当たり、休憩所、四阿、切符売り場（1）及び（2）を、町田市行政財産目的外使用許可がない状況で使用している状況である。

市は、町田市公有財産規則において、市が保有する行政財産を使用する者は町田市行政財産目的外使用許可を得る必要があるが、当該許可がなく休憩所、四阿、切符売り場（1）及び（2）といった行政財産が使用されている状況は、町田市公有財産規則に違反しており問題である。

町田市公有財産規則より抜粋

第 27 条 第 25 条の 2 の規定により行政財産を使用しようとする者は、町田市行政財産目的外使用許可申請書に必要な書類を添えて、行政財産を管理する課に提出しなければならない。

したがって、市は、休憩所、四阿、切符売り場（1）及び（2）といった行政財産について、当該財産を使用している社会福祉法人まちだ育成会に対して、町田市公有財産規則に基づき、町田市行政財産目的外使用許可の申請を行うよう指導する必要がある。

エ 草花栽培管理業務委託の広報費について（指摘 5-5）

アに記載のとおり、市は、社会福祉法人まちだ育成会に対して町田ダリア園の草花栽培管理業務について随意契約を締結し、業務を委託している。当初予算において市が認識している草花栽培管理委託料の明細は、表 65 のとおりである。

表 65 草花栽培管理委託料の明細

(単位：千円)

| 項目 | 金額 |
|-----------------------------------|--------|
| 作業員人件費 1,041 円×6.25 時間×188 日×10 人 | 12,231 |
| 栽培資材料 | 2,760 |
| 消毒用薬剤 | 650 |
| 光熱水費 | 1,650 |
| ごみ処理料 | 100 |
| 重機レンタル | 68 |
| 球根購入費 | 600 |
| 広報費 | 400 |
| 樹木剪定費 | 1,000 |
| 合計 | 19,459 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

表 65 の広報費とは、町田ダリア園のパンフレットやチラシ等を作成するための費用であるが、市は、草花栽培管理業務委託仕様書に記載されている、以下の目的の達成のために必要な費用と考えている。

草花栽培管理業務委託仕様書より抜粋

目的

町田ダリア園にて、…の栽培管理を行い、また、年間を通し、障がいのある方たちの就労の場の確保や、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、障がい者の自立促進に努めること。

しかし、作成されたパンフレットは、ダリア園の全体図、ダリアの写真と説明文、またダリア園へのアクセス方法など、ダリア園の魅力を伝える内容が中心となっており、障がい者の就労支援としての取組としては、町田ダリア園の紹介文の一部として以下の文章が記載されているのみである。なお、チラシには、障がい者の就労支援としての取組については何も記載されていない。

町田ダリア園パンフレットより抜粋

町田ダリア園は、障害のある方が働く場として町田市が設置し、社会福祉法人まちだ育成会…が運営しています。

このような状況は、作成されたパンフレットやチラシが、町田ダリア園の魅力

を伝え、来場者数を増やすことを主目的としているものであり、先述した草花栽培管理業務委託の仕様書に記載されている目的、すなわち、障がい者の自立促進に資することを直接的な目的として作成されたものではないと考えられ、ダリア園の草花栽培管理業務においては適切ではない費用と考える。

したがって、市は、草花栽培管理業務委託において、仕様書に記載されている目的に沿った広報が行われるよう、広報費により作成されたパンフレットやチラシの内容について見直す必要がある。

オ 草花栽培管理業務委託に係る実績報告事項の見直しについて（意見 5-2）

アで記載したとおり、市は、ダリア園事業として、町田ダリア園の草花栽培管理業務を社会福祉法人まちだ育成会に委託している。この草花栽培管理委託仕様書において、契約の目的として次のように記載されている。

草花栽培管理業務委託仕様書より抜粋

目的

町田ダリア園にて、…の栽培管理を行い、また、年間を通し、障がいのある方たちの就労の場の確保や、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、障がい者の自立促進に努めること。

ここで、市は当該契約の目的の達成状況を確認するに当たり、草花の栽培状況について報告を求めているが、障がい者への支援などの取組について報告を求めている。なお、市は、担当職員が不定期に現場訪問することにより障がい者の日中活動の場を視察して確認していることをもって、障がい者の支援について把握しているため、報告は不要と考えている。

しかし、担当職員が不定期に現場訪問し、障がい者の日中活動の場を視察して確認している内容について、文書として残されたものはなく、何を確認したのかわからない。また、視察により得られる情報について、担当者の主観によるところが大きいと想定され、客観性を担保することは難しいと思われる。

このように、担当職員が不定期に現場訪問し、障がい者の日中活動の場を視察することをもって、草花栽培管理業務委託契約の目的の達成状況を確認することは、客観性に欠ける可能性が高く、業務の有効性を適切に把握することができないと考えられる。

したがって、市は、草花栽培管理業務委託契約の目的の達成状況を確認するため、例えば、草花栽培管理業務において障がい者の就労人数を報告事項に含めるなど、客観的で定量的な項目を報告事項にされたい。

(3) ひかり療育園運営継続支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

市は、1980年にひかり療育園を開園し、これまで、障がい者に対して、生活介護事業、訪問事業（現・孤立障がい者・家庭対策事業）、成年後見制度の相談事業及び高次脳機能障がい者相談支援事業を行ってきた。

ひかり療育園の施設概要は、表66のとおりである。

表66 ひかり療育園 施設概要

| | |
|------|--|
| 所在地 | 町田市忠生3丁目6番2号 |
| 敷地面積 | 3,079.91 m ² （駐車場及びグラウンドを含む。） |
| 延床面積 | 1,531.64 m ² （1階1,048.84 m ² 2階414.00 m ² ） |
| 定員数 | 1日当たり25名 |
| 建築年数 | 1991年（平成3年）4月 |
| 構造 | 地上2階建て 鉄筋コンクリート造 |

しかし、開園から40年近くが経過し、法整備も進む中、園の事業を取り巻く環境も大きく変化したことから、2017年から事業のあり方を見直した結果、ひかり療育園は通所の生活介護事業を民営化し、2022年4月1日から社会福祉法人まちだ育成会が運営している。

民営化後の事業実施体制は、表67のとおりである。

表 67 ひかり療育園 民営化後の事業実施体制

| 事業名 | 事業内容 | 実施主体 |
|-----------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 生活介護 | 比較的重度の身体または知的障がい者等を対象とした通所サービスの提供 | 社会福祉法人まちだ育成会 |
| 孤立障がい者・家庭対策事業（旧・訪問事業） | 社会的に孤立する障がい者・家庭の調査および相談支援 | 町田市障がい福祉課 |
| 成年後見制度の相談 | 障がい者の成年後見制度利用に関する相談・申立支援 | 町田市福祉総務課 （業務委託先：町田市社会福祉協議会） |
| 高次脳機能障がい者相談支援 | 高次脳機能障がいの当事者・家族への相談支援、グループ活動の実施など | 町田市障がい福祉課 （業務の一部の委託先：社会福祉法人まちだ育成会） |

（出典：町田市ホームページより監査人作成）

ひかり療育園運営継続支援事業は、社会福祉法人まちだ育成会に対する「ひかり療育園生活介護事業運営費補助金」の交付や高次脳機能障がい者相談支援事業の実施のほか、法律・制度に関連した講演会の開催、ひかり療育園の施設の機能を維持するための修繕などを行っている。

イ 事業費の推移

（単位：千円）

| 項目 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | — | — | 69,495 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | 3,076 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | 4,509 |
| 一般財源 | — | — | 61,910 |
| 決算額 | — | — | 69,102 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|----------------------------|
| 委託料 | 4,102 | 高次脳機能障がい者相談支援事業 4,102千円 |
| 負担金補助及び 交付金 | 65,000 | ひかり療育園生活介護事業運営費補助金 |
| 合計 | 69,102 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

ひかり療育園運営継続支援事業には、都支出金：高次脳機能障がい者支援事業費補助3,076千円、諸収入：自立支援給付費4,500千円及び使用料及び手数料：障がい者福祉施設使用料（ひかり療育園使用料）9千円の歳入がある。

オ ひかり療育園生活介護事業運営費補助金

市は、生活介護事業を引き継いだ社会福祉法人まちだ育成会によるひかり療育園の運営が滞りなく行われるよう、一定期間にわたり、ひかり療育園生活介護事業運営費補助金を交付することとしている。

市から社会福祉法人まちだ育成会に交付される運営費の補助額は、表68のとおりである。

表68 ひかり療育園 運営費補助

(単位：千円)

| 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 65,000 | 55,000 | 50,000 | 45,000 | 35,000 |
| 5年総額 250,000千円 | | | | |

カ 高次脳機能障がい者相談支援事業

東京都は、「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱」に基づき、東京都下の区市町村が実施する高次脳機能障害者支援促進事業に対して、事業の

実施に必要な経費を補助している。

補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と基準額である 4,102 千円とを比較して少ない額に補助率（4分の3）を乗じて得た額である。なお、補助対象経費は、人件費、支援計画作成費等相談支援事業費、連絡会経費、普及啓発等事務費、その他事務費とされている。

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱より抜粋

第3 補助対象経費

この補助金の対象経費は、補助事業の実施に必要な経費とし、別表に定めるものとする。

第4 補助金の交付額

知事は、この補助金の交付額は、別表第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表

| 1 対象経費 | 2 基準額 | 3 補助率 |
|----------------------------|-----------------------|-------|
| 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業に要する次の経費 | 1 区市町村当たり 4,102 千円 | 4分の3 |
| 1 人件費 | | |
| 2 支援計画作成費等相談支援事業費 | | |
| 3 連絡会経費 | | |
| 4 普及啓発等事務費 | | |
| 5 その他事務費等 | | |

② 監査の結果

ア 見積金額の妥当性の検証の徹底について（指摘 5-6）

市は、東京都の区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱に基づく補助金を財源に、社会福祉法人まちだ育成会に対し、高次脳機能障がい者相談事業業務委託を行っている。当該業務委託は、障がい者支援施設等から役務の提供を受ける取引に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、いわゆる政策目的型随意契約により実施している。

随意契約による場合は、入札の方法と比べると契約金額が不適正な価格となるおそれ（「契約事務の手引書」より）、価格の妥当性で公正さを欠くおそれ（「町田市随意契約ガイドライン」より）があるため、契約金額の妥当性については、より慎重に検証する必要がある。

しかし、社会福祉法人まちだ育成会から入手した見積書は、総額4,102,000円が記載されているのみであり、見積明細が不明であった。総額のみで見積書では、見積金額の妥当性、ひいては契約金額の妥当性について検証することはできない。

契約に係る決裁文書においても、市が見積金額の妥当性を検証した証跡がないため、市は契約金額の妥当性について何ら検証を行っていないと考えざるを得ない。

なお、監査手続を実施する過程で、見積金額について、次の項目により妥当と判断している旨の説明が、市から行われた。

- ① ひかり療育園生活介護事業等運営事業者を選定するための公募型プロポーザルにおいて、まちだ育成会からは勤務体制一覧表で高次脳機能障がい者相談事業の職員は常勤1名で専従と記載されていること
- ② 厚生労働省の平成30年度介護従事者、処遇状況など調査結果によると相談員常勤職員の平均給与は約385万円（賞与含まず）となっていること
- ③ 諸経費が発生すること

説明①は、ひかり療育園生活介護事業等運営事業者を選定するための公募型プロポーザルにおける説明を根拠としているが、見積金額と直接的に関係するものではない。

説明②について、厚生労働省の調査を参考に見積書の人件費の妥当性を判断することに問題はないが、そもそも見積書で人件費の金額が不明なため、その妥当性について判断することはできない。

説明③は、諸経費が発生することについて否定するものではないが、見積書で諸経費の金額が不明なため、その妥当性について判断することはできない。

なお、上記説明のとおりに見積金額の妥当性を判断したとしても、その判断根拠の証跡がないことは、決裁手続き上の重大な瑕疵と考える。

したがって、市は、見積金額の明細が記載された見積書を手入れし、見積金額の妥当性の検証を徹底する必要がある。

イ 特命随意契約チェックリストの活用について（意見 5-3）

上記に記載したとおり、市は、高次脳機能障がい者相談事業業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、社会福祉法人まちだ育成会との特命随意契約により委託しているが、特命随意契約チェックリストが保管されていなかった。

特命随意契約チェックリストは、2022年3月8日財務部契約課長事務連絡「随意契約チェックリストの活用について（通知）」により、各部署で随意契約の適正性を判断するために活用することが要請されたチェックリストである。しかし、当該通知に具体的な活用方法が記載されていないこともあり、障がい福祉課においては、特命随意契約チェックリストは、特命随意契約を締結する際に、担当者が参考として確認する資料との位置づけに過ぎず、福祉総務課のように作成し保管されていなかった。

このように、部署によって特命随意契約チェックリストの活用方法が異なっている状況では、契約事務手続に関して業務水準が一定とならず、業務の効率的な実施の観点において改善の余地があると考えます。

したがって、市は、特命随意契約チェックリストの活用を徹底されたい。なお、具体的な活用方法については、財務部契約課が改めて明示されたい。

(4) 障がい者日中活動系サービス推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

障がい者日中活動系サービス推進事業は、社会福祉法人や特定非営利活動法人などの法人が運営する、生活介護や就労継続支援などの障害福祉サービスを提供する施設を利用する障がい者の福祉の向上を図ることを目的とし、法人に対し、施設運営等に必要な費用の一部を補助する事業である。

生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援、障害児通所支援事業所といった障害福祉サービスを実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人又は宗教法人が運営する施設が対象となる。

2022年度は、町田市障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金及び町田市障がい児者福祉施設借上費補助金を交付している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 548,488 | 546,899 | 568,093 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 519,282 | 518,943 | 538,746 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 29,206 | 27,956 | 29,347 |
| 決算額 | 418,312 | 414,586 | 416,200 |

当初予算は、市が補助金を交付する可能性がある上限額を基に編成しているため、決算額との乖離が生じている。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|---|
| 負担金補助及び 交付金 | 416,200 | 障がい者日中活動系サービス推進事業 運営費 392,983 千円 障がい児者福祉施設借上費 23,217 千円 |
| 合計 | 416,200 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

障がい者日中活動系サービス推進事業には、都支出金として障がい者日中活動系サービス推進事業費 538,746 千円の歳入がある。

オ 町田市障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金

町田市障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金は、東京都知事が指定したサービス事業所の運営に要する経費の一部を補助するものである。

補助金額は、基本補助額と加算額に分かれており、基本補助額は、在籍する障がい者の人数に規定された単価を乗じて算定される。加算額は、メニュー選択式加算額、障がい者等雇用加算及び福祉サービス第三者評価の受審経費加算がある。

カ 町田市障がい児者福祉施設借上費補助金

町田市障がい児者福祉施設借上費補助金は、東京都知事が指定したサービス事業所を運営する事業者に対して、当該サービス事業所等の施設の借上に要する経費の一部を補助するものである。

補助金額は、賃借料の40%であり、1月当たり8万円を上限としている。

② 監査の結果

ア 事業計画書の内容確認について（意見 5-4）

市は、町田市障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金（以下、「運

営費補助金」という。)及び障がい児者福祉施設借上費補助金(以下、「借上費補助金」という。)の交付を申請する者に対し、補助金等の予算の執行に関する規則第5条第1項第3号に基づき、事業計画書の提出を求めている。

補助金等の予算の執行に関する規則より抜粋

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に、その定める時期までに提出しなければならない。

(3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

提出された大半の事業計画書には、通常事業を行うに当たり必要な情報、例えば、利用者や職員、また施設の状況といった内容のみならず、コロナへの取組といった当該事業年度においてトピックとなる事項が記載されており、補助対象事業が適切に行われる計画であることが確認できた。

しかし、少数ではあるが、補助対象事業が行われる計画であることを確認することが難しい事業計画書があった。例えば、利用者が行う一日の活動スケジュールと利用者向けのイベントの年間スケジュールといった定例的な内容のみが記載された事業計画書があった。

市は、一日の活動スケジュールとイベントの年間スケジュールのみが記載された事業計画書をもって、申請者が補助対象事業を適切に行う計画であると判断しているが、事業計画書には、法人名や施設名、実施している事業、定員数など事業を行う上では必要な情報が欠けている状況であり、2022年度において申請者がどのように事業を実施することを計画しているのか不明である。また、提出された事業計画書が申請者の承認手続き等、適切なプロセスを経て作成・承認された事業計画書であるかも不明である。

このような状況は、市が補助金申請者から適切な資料を入手せずに、補助要件を充足していると判断している状況であり、補助事業が有効に実施されるかという観点において改善の余地があると考ええる。

したがって、市は、補助金申請者から、適切なプロセスを経て作成・承認された事業計画書入手するとともに、補助対象事業を適切に行う計画であるかどうか、事業計画書の内容確認を徹底されたい。

イ 事業実施報告書の内容確認について（意見 5-5）

運営費補助金及び借上費補助金について、市は、補助事業者が各補助金の交付要綱に定める補助対象事業を適切に行ったことを確認するために、補助金等の予算の執行に関する規則第16条に基づき、事業実施報告書の提出を求めている。

補助金等の予算の執行に関する規則より抜粋

（実績報告）

第16条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、第12条第1項の規定により廃止の承認を受けたとき、又は補助金等に係る市の会計年度が終了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

提出された大半の事業実施報告書には、当該事業年度において実施した情報、例えば、利用人数や職員数、また、実施したイベントといった内容のみならず、コロナへの取組といった当該事業年度においてトピックとなる事項が記載されており、補助対象事業が適切に行われたことが確認できる状態であった。

しかし、少数ではあるが、補助対象事業が適切に行われたことを確認することが難しい事業実施報告書があった。例えば、利用者が行う一日の活動スケジュールと利用者向けのイベントが記載された年間スケジュールといった定例的な内容のみが記載された事業実施報告書があった。

市は、一日の活動スケジュールとイベントの年間スケジュールのみが記載された事業実施報告書をもって、補助事業者が補助対象事業を適切に行っていたと判断しているが、事業実施報告書には、法人名や施設名、実施している事業、利用人数の推移など事業を行ったことが確認できる情報が欠けている状況であり、2022年度において補助事業者がどのように事業を実施したか不明である。また、提出された事業実施報告書が補助事業者の承認手続き等、適切なプロセスを経て作成・承認された事業実施報告書であるか不明である。

このような状況は、補助事業者より適切な資料を入手せずに、補助対象事業が適切に実施されたと市が判断している状況であり、補助事業が有効に実施されたかという観点において改善の余地があると考ええる。

したがって、市は、補助事業者から、適切なプロセスを経て作成・承認された事業実施報告書入手するとともに、補助対象事業が適切に行われたかどうか、事業実施報告書の内容確認を徹底されたい。

ウ 収支決算書等の入手の徹底について（指摘 5-7）

運営費補助金及び借上費補助金について、市は、補助金等の予算の執行に関する規則第16条に基づき、補助事業者に対し、事業実施報告書及び収支決算書（以下、「収支決算書等」という。）の提出を求めている。市は、これらの提出を受け、同規則第17条の規定に基づき、補助事業が適切に実施されたかどうかを確かめることとなっている。

補助金等の予算の執行に関する規則より抜粋

（補助金等の額の確定等）

第17条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

収支決算書等は2022年度末である2023年3月31日付となっている。しかし、これらの書類は、通常、年度末を過ぎてから作成されるものであり、年度末においては作成されていない書類であるため、収支決算書等は後日提出する運用となっている。つまり、市は、補助事業者による実績報告を受け、後日提出される収支決算書等の内容に問題がないことを前提に、補助金交付額を確定させる決裁を行っている。

しかし、収支決算書等が提出されていない状況が散見された。これは、必要な書類が提出されていないにもかかわらず、補助事業者が適切に事業を行ったと市が判断し、補助金額の確定の決裁を行っている状況であり、適切な決裁が行われたとはいえないため問題である。

したがって、市は、収支決算書等の提出を徹底させるとともに、提出を行わない補助事業者に対しては、新年度の申請の際に、前年度の収支決算書等が提出されているか再度確認するなどし、収支決算書等の入手を徹底する必要がある。

エ 補助対象経費に係る実支出額の把握について（指摘 5-8）

運営費補助金交付要綱の規定により、補助金の交付額を確定するためには、補助対象経費に係る実支出額を把握する必要がある。

運営費補助金交付要綱より抜粋

第6 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の規定により算定した額の合計額と第5に規定する補助対象経費に係る実支出額とを比較していずれか少ない方の額とする。

実支出額を把握するためには、収支決算書を確認する必要があるが、収支決算書ではなく、事業活動決算書や損益決算書を提出している補助事業者が散見された。

事業活動決算書や損益決算書には、減価償却費など実支出額ではない費用が含まれているため、本来であれば、収支計算書の作成及び提出を求めるか、領収証等の証憑を確認することにより、実支出額を把握することが望まれる。しかし、小規模事業所等の事務負担を考慮すると、その対応が困難であることも理解できる。

したがって、事業活動決算書や損益決算書により実支出額を把握する場合には、減価償却費などの非資金費用や未払いとなっている費用など、実支出額に該当しない項目を漏れなく把握するよう留意されたい。

オ 補助対象経費の正確性の確認について（指摘5-9）

借上費補助金の補助対象経費は、施設の賃借料である。補助金の交付額を確定するに当たっては、補助事業者から提出された借上費補助金決算書に記載されている賃借料が正確であることを確認する必要がある。

しかし、借上費補助金決算書は、監査役や監事により監査が行われたうえで法人の機関において承認されたものではないため、その正確性が担保されていない。

したがって、法人の機関で承認された収支決算書を入手し、借上費補助金決算書との整合性を確認するなどして、補助対象経費の正確性を確認する必要がある。

カ 障がい者等の雇用状況の確認について（指摘5-10）

事業の概要で記載したとおり、運営費補助金では、障がい者等雇用加算がある。加算される金額は、障がい者等が業務に従事した時間に応じて決められることから、補助金の交付額を確定させるうえで、雇用した障がい者等が業務に従事した時間数は重要な情報である。

市は、雇用契約書や雇用条件通知書及び補助事業者の報告による障がい者等

を雇用した時間数をもって、障がい者等の雇用の実績を把握している。しかし、雇用契約書や雇用条件通知書は雇用契約締結時の予定している雇用時間を示すものであり、実際に障がい者等が業務に従事した時間を示していない。また、補助事業者が報告した障がい者等を雇用した時間数は、実際の時間数を示していない可能性もある。そのため、現在、市は、障がい者等が実際に業務に従事した実績を客観的な資料をもって把握していない状況といえ、障がい者等の雇用に係る加算額に関して、補助金交付額を誤る可能性があり問題である。

したがって、市は、補助金の交付額を確定するに当たって、障がい者等の出勤簿などの客観的な資料を入手するなどして、障がい者等の雇用状況を確認する必要がある。

キ 借上費補助金の賃借料の範囲の明示について（意見 5-6）

借上費補助金の対象経費となる賃借料について、市は、「事業に必要な施設の賃借料であり、その賃貸借契約書に記載があるものの実費」としている。そのため、施設や駐車場、また、事務所など複数の物件を賃借する場合に、物件別に賃貸借契約を締結した場合と、複数の物件をまとめて1つの賃貸借契約を締結した場合において、同一の物件を賃貸借しているにもかかわらず、補助金の対象となる賃借料が異なることになる。

2022年度の決裁に係る資料を確認したところ、補助金の交付額に影響はなかったが、駐車場や共益費について、補助の対象となる申請と補助の対象となっていない申請が発見された。このように、申請によって補助の対象となる賃借料の範囲が異なっている状況は、業務の効率的な実施の観点から改善の余地があると考えらる。

したがって、市は、借上費補助金の対象経費となる賃借料について、その範囲を具体的に明示されたい。

(5) 障がい者相談支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

障がい者相談支援事業は、障がい者やその家族、また地域の住人に対して、障がいに関する総合的な相談を行う事業である。

市内5地域（堺地域、忠生地域、鶴川地域、町田地域、南地域）において、それぞれ、受託事業者が障がい者支援センターを設置し、障がい者相談支援事業を行っている。

各地域の障がい者支援センターの概要は、表69のとおりである。

表69 障がい者支援センターの概要

| 地域 | 担当地区 | 運営法人 | 住所 |
|----|--|------------------|-----------------------------------|
| 堺 | 相原町、小山町、小山ヶ丘 | 有限会社G | 町田市小山町 1234-1 |
| 忠生 | 上小山田町、下小山田町、忠生、 小山田桜台、矢部町、常盤町、 根岸町、根岸、函師町、山崎町、 山崎、木曾町、木曾西、木曾東 | 社会福祉法人 まちだ育成会 | 町田市函師町 1677-1 |
| 鶴川 | 小野路町、野津田町、金井、金 井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、 三輪町、三輪緑山、広袴町、広 袴、真光寺町、真光寺、鶴川、 藤の台3丁目、金井ヶ丘 | 社会福祉法人 まちなひ | 町田市能ヶ谷 3- 2-1 鶴川地域コミ ュニティ1階 |
| 町田 | 原町田、中町、森野、旭町、本 町田、南大谷、玉川学園、東玉 川学園、藤の台1丁目、藤の台 2丁目 | 社会福祉法人 コメント | 町田市原町田 5- 4-3 第2大塚ビル 1階101 |
| 南 | 鶴間、小川、つくし野、南つく し野、南町田、金森、金森東、 南成瀬、成瀬、成瀬が丘、西成 瀬、成瀬台、高ヶ坂 | 社会福祉法人 合掌苑 | 町田市金森東 3- 18-16 合掌苑桂寮 1階 |

障がい者支援センターでは、当該施設に配置された担当者が、利用者の来訪や電話による相談に対応するとともに、利用者の自宅等へ訪問して相談を受けている。また、日時は限定されるが、手話通訳者を設置しており、手話による対応が可能である。これに加えて、市の障がい福祉課を始め、他の障がい者支援センター等関係機関との連携を行っている。

障がい者支援センターにおいて対応が可能な事項は、表 70 のとおりである。

表 70 障がい者支援センター 実施事項

| |
|---|
| 手帳・手当・各種助成制度 |
| 身体障害者手帳の申請（住所変更、氏名変更以外） |
| 愛の手帳の再交付・返還申請（新規・更新申請は、児童相談所または東京都心身障害者福祉センターで受付） |
| 心身障害者（児）医療費助成（マル障）の手続き |
| 障がいに関する手当の申請 |
| 更生医療に関する手続き |
| 有料道路割引、通院交通費助成、都営交通無料パス（身体・知的）の申請 |
| NHK放送受信料減免（身体・知的）の申請 |
| 日常生活支援 |
| 補装具、日常生活用具、住宅改修の相談・申請 |
| おむつ専用袋の配布 |
| ホームヘルパーの利用、福祉施設への通所・入所など障害福祉サービスの相談・申請 |
| 放課後等デイサービスなど障害児通所支援の相談・申請 |
| 移動支援（ガイドヘルパー）の相談・申請 |
| 手話通訳者、要約筆記者派遣の依頼 |
| 自動車改造費の助成、自動車運転免許取得費助成の申請 |
| 緊急時の保護 |
| 障がい者緊急一時保護の利用 |
| 障がい者虐待通報の受付 |

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 134,752 | 142,074 | 142,074 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | 2,835 | 2,835 |
| 都支出金 | — | 1,418 | 1,418 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 134,752 | 137,821 | 137,821 |
| 決算額 | 134,717 | 141,851 | 142,067 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|----------------------|
| 委託料 | 142,067 | 障がい者相談支援事業 142,067千円 |
| 合計 | 142,067 | |

② 監査の結果

ア 見積書の記載項目の確認の徹底について（指摘 5-11）

2022年度の堺地域の障がい者支援センターの運営について、市は、有限会社Gに17,933,241円の業務委託を行っている。当該業務委託に当たり市が入手した見積書は、表71のとおりである。

表 71 堺地域障がい者支援センター見積書（一部抜粋）

（単位：円）

| 項 | 品目 | 単価 | 数量 | 単位 | 金額 | 備考 |
|-----|-------|---------|----|----|------------|--------------------|
| 1 | ■人件費■ | | | | | |
| 1-1 | 常勤給与 | 510,000 | 12 | 月 | 6,120,000 | 2名分 |
| 1-2 | 賞与 | 255,000 | 2 | 回 | 510,000 | 常勤給与×0.25月 |
| 1-3 | パート職員 | 418,000 | 12 | 月 | 5,016,000 | 5名分(1,100円×380h/月) |
| 1-4 | 福利厚生 | 102,000 | 12 | 月 | 1,224,000 | 常勤給与×20% |
| 1-5 | 通勤交通費 | 26,400 | 12 | 月 | 316,800 | 通勤交通費 |
| 小計 | | | | | 13,186,800 | |

（出典：堺地域障がい者支援センター見積書）

当該見積書には、人件費の項目として「福利厚生」が記載されている。しかし、「福利厚生」は、企業が従業員とその家族の生活を充実させるために設ける制度や施設を示すものであり、当該費用は人件費ではなく、一般管理費として扱われる項目である。なお、「福利厚生」が法定福利費用を指し示すものであり単純な記載誤りの可能性もあるが、透明性や公平性が求められる契約事務手続きにおいて、文書上の記載誤りは修正する必要がある。

このように、2022年度の堺地域障がい者支援センターの運營業務委託において、市が、通常は人件費として取り扱われない項目を人件費に含めている見積書を入手し業務を委託している状況は、不適切な見積書に基づき、業務委託に係る契約事務手続きを行っている状況であり、適切な契約事務手続きが行われていないため問題である。

したがって、市は、見積書に記載されている項目が適切であるか確認を徹底する必要がある。

イ 人件費見積額の妥当性の検証の徹底について（指摘 5-12）

2022年度の南地域の障がい者支援センター運営について、市は、当該業務を社会福祉法人合掌苑に委託している。当該業務委託に当たり、市が入手した見積書は、表 72 のとおりである。

表 72 南地域障がい者支援センター見積書（一部抜粋）

(単位：千円)

| 区分 | 合計金額 | 説明 | 金額 |
|--------------|--------|-------|--------|
| 人件費 (6人分) | 28,000 | 職員棒給 | 19,200 |
| | | 職員諸手当 | 4,200 |
| | | 社会保険等 | 4,600 |

上記の見積書では、「職員棒給」19,200千円、「諸手当」4,200千円に対して、「社会保険等」が4,600千円となっており、棒給及び諸手当に対する法定福利費と想定される「社会保険等」の比率は19.6%となっている。

表 73 人件費の内容と比率（監査人算定）

(単位：千円)

| 区分 | 説明 | 金額 | 比率 |
|-----|-------|--------|--------|
| 人件費 | 職員棒給 | 19,200 | 65.4% |
| | 職員諸手当 | 4,200 | 15.0% |
| | 社会保険等 | 4,600 | 19.6% |
| | 合計 | 28,000 | 100.0% |

ここで、全国健康保険協会が公表している「令和4年度保険料額表」において、2022年度の東京都の全国健康保険協会管掌健康保険料の報酬月額に対する比率をみると、介護保険第2号被保険者に該当しない場合は9.81%、介護保険第2号被保険者に該当する場合は11.45%であり、厚生年金基金加入員を除く厚生年金保険料の報酬月額に対する比率は18.30%となっている。健康保険料及び厚生年金保険料は、法人と従業員が折半することから、法人が負担する比率は上記比率の半分である。具体的には、介護保険第2号被保険者に該当しない場合は4.91%、介護保険第2号被保険者に該当する場合は5.73%であり、厚生年金基金加入員を除く厚生年金保険料の報酬月額に対する比率は9.15%であり、それらの合計比率は、介護保険第2号被保険者に該当しない場合14.06%、介護保険第2号被保険者に該当する場合は14.88%となる。上記以外に、法人負担となる項目として、雇用保険料（一般）として0.6%、労災保険として0.3%、子ども子育て拠出金として0.34%がある。

このことは、見積書の「社会保険等」として記載されている項目の比率が、全国健康保険協会が公表している社会保険料の比率を基に算定した比率（15.30%又は16.12%）よりも高い比率であることを示している。

なお、当該要因として、市は、健康診断等の費用が含まれていることを挙げて

いるが、そもそも健康診断の費用は福利厚生費であり、見積書には別途福利厚生費が記載されている。また、社会保険以外の費用が「社会保険等」に含まれていることについて、決裁に係る文書において言及されておらず、当該費用について特に検証も実施していない。

このように、市は、入手した見積書において、通常想定される法定福利費よりも高い金額が記載されているにもかかわらず、その要因について検証を行うことなく、決裁を行っている状況は、業務委託を行う際に入手した見積書に対して十分な検証が行われていないことを示しており、適切な契約事務手続きが行われておらず問題である。

したがって、市は、人件費見積額の妥当性について、検証を徹底する必要がある。加えて、見積書に記載の項目を検証するに当たって、各項目がどのように計算されているか理解するとともに、類似する取引の見積書や過年度の見積書などと比較するなど、金額の妥当性を検証するための手法を構築する必要がある。

(6) 身体障がい者施設保護事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

身体障がい者施設保護事業は、住居を求めている障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とし、福祉ホームを運営する社会福祉法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助している。

福祉ホームとは、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)第5条第28項)。独立行政法人福祉医療機構のホームページによると、2017年10月現在、全国に147カ所設置されている。

福祉ホームの設置及び運営については、厚生労働省から下記の通知が発出されている。

身体障害者福祉ホームの設備及び運営について(昭和60年1月22日)(社更第5号)(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通知)より抜粋

身体障害者福祉ホーム設置運営要綱

2 設置経営主体

福祉ホームの設置主体及び経営主体は、原則として地方公共団体又は社会福祉法人とする。

市は、湯舟福祉ホームを運営する社会福祉法人共働学舎に対し、2022年度に補助金5,796千円を支出した。湯舟福祉ホームの概要は表74のとおりである。

表 74 湯舟福祉ホームの概要

| | |
|-------|----------------------|
| 事業所名 | 湯舟福祉ホーム |
| 設立 | 2001年4月1日 |
| 所在地 | 町田市小野路1733番 |
| 敷地面積 | 1,296 m ² |
| 建物面積 | 1,082 m ² |
| 交通手段 | 小田急小田原線鶴川駅よりバス |
| 経営法人 | 社会福祉法人共働学舎 |
| 主な対象者 | 身体障がい者 |
| 居室数 | 1人部屋 26室 |
| 定員 | 21人 |

(出典：公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページ)

市によると、2022年度における入居者21名の平均年齢は54歳で、その内訳は町田市民21名となっているとのことである。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 5,796 | 5,796 | 5,796 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | 2,898 | 2,898 | 2,898 |
| 都支出金 | 1,449 | 1,449 | 1,449 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 1,449 | 1,449 | 1,449 |
| 決算額 | 5,796 | 5,796 | 5,796 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|-----------------|
| 負担金補助及び 交付金 | 5,796 | 障がい者福祉ホーム運営費補助金 |
| 合計 | 5,796 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

本事業の実施に当たり、国庫支出金 2,898 千円及び都支出金 1,449 千円の歳入がある。

② 監査の結果

ア 補助金交付額の見直しについて（意見 5-7）

「福祉ホーム運営費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）において補助金の交付額が次のように定められている。

交付要綱より抜粋

第6 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助金の交付を受けようとする年度における各月の初日の入所者（第4に規定する障がい者に限る。）の人数（第4に規定する福祉ホームの利用定員を上限とする。）の総和に2万3,000円を乗じて得た額と第5に規定する補助対象経費に係る実支出額とを比較していずれか少ない方の額とする。

交付先から提出された2022年度湯舟福祉ホームの資金収支当初予算、資金収支決算書を閲覧したところ、表75のとおり予算額・決算額ともに事業活動資金収支差額が市からの補助金額5,796千円を上回っている。すなわち、市補助金がゼロであっても湯舟福祉ホームの運営が可能な財務状況であったといえる。

表 75 湯舟福祉ホームの 2022 年度資金収支

(単位：千円)

| 項目 | 予算 | 決算 |
|------------|--------|--------|
| 事業活動収入計 | 29,716 | 30,974 |
| 利用者負担金収入 | 21,100 | 21,691 |
| 市補助金 | 5,796 | 5,796 |
| その他 | 2,820 | 3,488 |
| 事業活動支出計 | 22,510 | 23,024 |
| 事業活動資金収支差額 | 7,206 | 7,950 |
| 当期資金収支差額合計 | 7,206 | 7,950 |
| 前期末支払資金残高 | — | 22,301 |
| 当期末支払資金残高 | — | 30,251 |

(出典：市提供資料より監査人作成)

この点を市に確認したところ、「本事業は現在では地域生活支援事業の任意事業の一つではあるが、もともとは東京都より引き継いだ事業であり、障害福祉サービスの給付費と同様の性質を持つものと考えている。長期的に事業を継続していただくためにも、施設の収支差額に関わらず補助金を交付している。」との説明を受けた。また、1人当たり23,000円という補助単価については、2006年度に都から事業移管された時点での単価を継続していること、補助金開始時に参考としている同様の制度がある八王子市を参考としており、2022年度現在八王子市の補助金額は23,000円であるため、町田市も同程度の補助金額を維持していることが説明された。

しかし、表76のとおり、補助事業者の法人単位貸借対照表における純資産額は2021年度末に5,627百万円（うち次期繰越活動増減差額5,225百万円）、2022年度末に5,748百万円（うち次期繰越活動増減差額5,351百万円）が計上されていることから、市の補助金がないと長期的に事業を実施できない財務状況にはないと考える。

表 76 社会福祉法人共働学舎の法人単位貸借対照表

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度末 | 2021年度末 | 2022年度末 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 総資産 | 5,468,937 | 5,787,463 | 5,911,189 |
| 純資産 | 5,295,371 | 5,627,051 | 5,748,299 |
| うち次期繰越活動増減差額 | 4,888,162 | 5,224,634 | 5,350,674 |

(出典：社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムより監査人作成)

市は、当該補助金は法人に対する補助ではなく事業への補助であるため、法人全体の財務状況は考慮する必要がないとの見解である。しかし、補助交付先の財務状況を勘案し、補助金額・補助率が適切かつ妥当な水準となっているか確認することは、一定の負担能力を有する補助交付先に対する補助金について、市民の理解を得るためにも必要であると考えます。

したがって、補助金支出の有効性・妥当性の観点から、少なくとも、2006年度から継続して同額のままになっている補助金単価を見直されたい。

イ 収支決算書の確認について（意見 5-8）

市は、補助金交付額の確定及び通知の決裁に当たり、その添付資料である事業実施報告書を2023年3月31日付で入手しているが、収支決算書については、補助金を受ける社会福祉法人の評議員会が開催された後に入手する運用となっている。

交付要綱によれば、補助金交付額は利用者の各月の人数の総和に23,000円を乗じて得た額と第5に規定する補助対象経費に係る実支出額とを比較していずれか少ない方の額であるから、本来は収支決算書を入手して補助対象経費に係る実支出額を把握した上で交付額を確定する順序となるべきである。しかし補助事業者の決算が確定するのは評議員会決議後となるため、収支決算書の入手が後日となることはやむを得ない。

2022年度の収支決算書は、評議員会が開催された日時から、およそ1か月経った2023年7月28日に入手され、申請時の事業計画書及び収支予算書と大きな乖離がないか、また、補助額が計上されているか、確認を行っているとのことであるが、当該確認作業の証跡は残されていない。

そのため、収支決算書は評議員会が開催された後に、直ちに入手するとともに、確認作業の証跡を回覧の起案書などで確実に残すよう改められたい。

(7) 身体障がい者短期入所事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

身体障がい者短期入所事業は、「障がい者緊急一時保護事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づき、身体障がい者の介護が困難な場合に、施設で一時的に保護する事業である。概要は表 77 のとおりである。

なお、表 78 に示す 2 施設に特命随意契約により委託し、常時受入れ可能な各 1 床を確保している。

表 77 身体障がい者短期入所事業の概要

| | |
|--------|--|
| 対象者 | 市内に在住し、身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けた者 |
| 実施施設 | 市が委託した医療施設、福祉施設等(以下、「保護施設」という。) |
| 保護の期間 | 1 回につき 7 日以内 |
| 主な委託内容 | 利用者の保護、食事等の提供及び施設の設備を利用者の用に供すること 常時 1 名分の受入れ態勢を確保すること |

(出典：実施要領及び業務委託契約書・仕様書)

表 78 身体障がい者短期入所事業の委託先

| | | |
|--------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 委託先 | 特定非営利活動法人 地域であたりまえに育つ営み を支援する会 | 社会福祉法人 日本心身障害児協会 |
| 施設名 | ひまつぶし de すぷーん | 島田療育センター |
| 施設所在地 | 町田市金井 2-4-7 | 多摩市中沢 1-31-1 (病院を併設) |
| 対象とする 利用者 | 身体障がい児者 | 重症心身障がい児者 |

(出典：業務委託契約書・仕様書及び市提供資料)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 12,900 | 12,702 | 13,347 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 6,449 | 6,351 | 6,673 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 6,451 | 6,351 | 6,674 |
| 決算額 | 12,310 | 12,370 | 12,081 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|---|
| 委託料 | 12,081 | 障がい者緊急一時保護事業委託（身体） 8,609千円 障がい者緊急一時保護事業委託 3,472千円 |
| 合計 | 12,081 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

本事業の実施に当たり、都支出金 6,673 千円の歳入がある。

② 監査の結果

ア 実施要領と随意契約理由の不整合について（意見 5-9）

実施要領には、被保護者の施設への送迎について下記のとおり定めている。

実施要領より抜粋

第8 保護施設への送迎

市長及び保護施設の長は、被保護者の保護施設への送迎を実施しない。

これに対応して、被保護者の施設への送迎サービスは仕様書上、委託業務の内容にも含まれていない。

しかしその一方で、特定非営利活動法人地域であたりまえに育つ営みを支援する会（施設名「ひまつぶし」）への委託に関して、契約方法決定書の備考欄に随意契約理由として「身体障がい児・者を安全に一時保護するため、送迎サービスの対応ができ、…」との記載がある。

契約方法決定書より抜粋

【随意契約理由】

緊急かつやむを得ない理由により自宅で生活することが困難な身体障がい児者を安全に一時保護するため、送迎サービスの対応ができ、医療的ケアを必要とする障がい児者にも対応が可能であり、緊急時には柔軟に受け入れ態勢が取れ、緊急一時保護事業においても実績のある「特定非営利活動法人地域であたりまえに育つ営みを支援する会」と、随意契約いたしたい。

送迎サービスの対応は、実施要領及び委託業務の内容を超えるものである。市によると、委託先は、(16)障がい者レスパイト事業において、市の補助金の交付を受けており、当該事業の中で送迎サービスを有料で提供している。また、(17)障がい者虐待防止事業においても、どうしても送迎が必要な人は自己負担で送迎サービスを利用しているとのことであった。

しかし、送迎サービスが本委託業務の内容に含まれない以上、送迎サービスが可能であることを評価するかのような表現は、随意契約理由として適切ではない。

実施要領と委託業務内容、随意契約理由は整合している必要がある。このような不整合を生じないように留意されたい。

(8) 身体障がい者総合援護事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

身体障がい者総合援護事業は、身体障害者福祉法に基づく援助サービスの給付を総合的に行う事業である。

内容は表 79 のとおりであり、主に、日常生活用具給付、住宅設備改善給付、重度脳性麻痺者介護人派遣、住宅改修アドバイザー委託等を実施している。

表 79 身体障がい者総合援護事業の内容

| 項目 | サービス内容 |
|--------------|--|
| 住宅設備改善給付 | 住宅の小規模改修、中規模改修、屋内移動設備の設置費用を補助 専門家による住宅改修のアドバイザー制度あり |
| 救急直接通報システム | 緊急通報システム装置を給付又は貸与 ただし、協力員の選任を要する |
| 日常生活用具給付 | 簡易浴槽、点字器等 46 種類の生活用具の給付 |
| 自動車運転免許取得 | 自動車運転免許取得費用の一部を助成 |
| 自動車改造費助成 | 自動車を取得する際、その自動車のアクセル・ブレーキ等免許条件となっている箇所の改造に要する費用を一部助成 |
| 福祉電話給付 | 緊急の場合に、あらかじめ登録してある親族等にボタン 1 つで通報できたり、受話器を置いたまま会話できる福祉電話を設置 |
| 重度脳性麻痺者介護人派遣 | 登録された介護人が、障がい者の外出の手引き、同行その他必要な用務を行った際に手当を支給 介護人は家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）のみ登録が可能 |

(出典：市提供資料)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 137,950 | 136,198 | 140,170 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | 53,499 | 54,519 | 57,754 |
| 都支出金 | 40,782 | 40,098 | 42,059 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | 35 | 35 | 35 |
| 一般財源 | 43,634 | 41,546 | 40,322 |
| 決算額 | 133,124 | 118,520 | 123,241 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|--|
| 報償費 | 8,482 | 事業協力謝礼 8,482千円 |
| 委託料 | 169 | 住宅改修指導事業・福祉用具点検事業業務委託 156千円 障がい者救急直通通報システム機器設置等・維持管理業務委託 13千円 |
| 扶助費 | 114,591 | 日常生活用具給付費 113,368千円 自動車運転免許取得奨励費 464千円 自動車改造費助成費 321千円 身体障がい者福祉電話給付費(市制度) 438千円 |
| 合計 | 123,241 | |

エ 事業収入(歳入)の状況

本事業の実施に当たり、国庫支出金 57,754 千円及び都支出金 42,059 千円の歳入がある。

② 監査の結果

ア 必要書類の提出の徹底について（指摘 5-13）

住宅改修指導事業・福祉用具点検事業業務委託の委託先は、一級または二級建築士の資格を有する個人 6 名、病院等の法人に所属する作業療法士・理学療法士等 5 名の合計 11 者である。

委託先は、毎月業務報告を市に行うに当たり、以下の書類を提出しなければならない。

仕様書より抜粋

| |
|--|
| <p>6 業務報告</p> <p>月ごとにまとめて翌月 15 日までに次を提出する。</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 5(1)の業務報告</p> <ul style="list-style-type: none">① 町田市住宅改修・福祉用具アドバイザー実績報告書② 町田市住宅改修・福祉用具アドバイザー訪問記録③ 現況及び改修提案がわかる図面の写し（建築士）④ （以下省略） |
|--|

しかし、2022 年 6 月分の事業実績報告書 2 件（建築士）について、仕様書で提出を定めている現況及び改修提案がわかる図面の写しが添付されていなかった。

仕様書に準拠していない状況であり合规性に問題があるが、そのまま合格証が作成され委託料が支払われている。

したがって、市は、仕様書に定める必要書類の提出もれがないか確認し、提出もれがある場合は確実に提出させるよう徹底する必要がある。

(9) 身体障がい者訪問入浴事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

身体障がい訪問入浴事業は、重度の身体障がいにより自宅での入浴が困難な町田市内の65歳未満の介護保険非該当者に対し、安全性の高い入浴を提供することを目的としている。

具体的には、横になったまま入浴できる専用の浴槽を利用者の自宅に持ち込み、車で湧かしたお湯をポンプで送ることで利用者の入浴を行う訪問入浴サービスを行っている。

訪問入浴サービスの概要は、表80のとおりであり、2022年度は、22名の登録者に対し、月3回の訪問入浴を委託により実施している。

表80 訪問入浴サービスの概要

| | |
|----------|--|
| サービス内容 | (1) 衣類の着脱に関する介助 (2) 看護師による入浴前、入浴後の血圧、脈拍及び体温等の測定 (3) 洗体、洗髪及び洗顔 (4) 入浴及び清拭に関する助言指導、その他必要な措置 |
| サービス提供時間 | 概ね午前9時から午後6時 |
| 利用料金 | 1回につき1,401円（課税世帯の場合） |

（出典：仕様書、市ホームページ）

イ 事業費の推移

（単位：千円）

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 7,179 | 4,776 | 9,846 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | 2,388 | 4,923 |
| 都支出金 | — | 1,194 | 2,461 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 7,179 | 1,194 | 2,462 |
| 決算額 | 4,892 | 3,978 | 7,057 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|-------------------------------|
| 委託料 | 7,057 | 重度身体障がい者訪問入浴事業業務委託 7,057千円 |
| 合計 | 7,057 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

本事業の実施に当たり、国庫支出金 4,923 千円及び都支出金 2,461 千円の歳入がある。

② 監査の結果

ア 訪問入浴サービスに係る職員配置の確認について（指摘 5-14）

重度身体障がい者訪問入浴事業業務委託仕様書において、入浴サービス 1 回につき職員 3 人、うち 1 人は看護師を配置することが定められている。

仕様書より抜粋

6 業務内容

(4) 担当職員等

入浴サービスを担当する職員は、1 回につき 3 人以上配置し、1 人は看護師資格を有するものとする。

委託先からの報告書類を閲覧したところ、職員 3 人体制となっていることは確認できたが、うち 1 人が看護師であるかどうかの記載はなく、仕様書の定めが年度を通して守られているかの確認がなされていない。

利用者の安全確保のため、また看護師の人手不足が懸念される最近の状況に鑑みても、委託先から看護師を確実に配置していることの報告を求める必要がある。

イ 委託先選定に係る競争性の確保について（意見 5-10）

重度身体障がい者訪問入浴事業業務委託については、指名競争入札により業

者選定が行われ、2者を指名したうち1者が落札、1者が不参という結果であった。指名先が2者では相見積と同じであり、競争性が確保されているとは言い難い。

市の説明では、近隣各市もほぼ同様の状況とのことであるが、競争入札の手続きとしては少なくとも3者は指名することが望まれる。したがって、市は、指名先を増やすなどして、競争性を確保するよう取り組まれない。

(10) 手話奉仕員養成事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

手話奉仕員養成事業は、聴覚障がい者等に対する日常生活上の意思疎通手段となる手話通訳者を養成することを目的としている。

2021年度まで社会福祉法人町田市社会福祉協議会の自主事業として実施されていたが、2022年度からは市からの委託により手話講習会を開催している。手話講習会の開催概要及び受講状況は、表81及び表82のとおりである。

表81 手話講習会の開催概要

| | |
|------|---|
| 期間 | 2022年5月21日～2023年2月26日 全29回 |
| 会場 | 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階 ボランティアセンター活動室 ほか |
| 募集人数 | 初級クラス 昼の部 25人 中級クラス 昼の部/夜の部各25人 上級クラス 昼の部/夜の部各15人 養成クラス 昼の部/夜の部各8人 |
| 受講料 | 無料(別途テキスト代) |

(出典：市提供資料)

表82 手話講習会の受講状況

(単位：人)

| クラス | 申込者 | 修了者 | 修了者の比率 |
|--------|-----|-----|--------|
| 初級 昼の部 | 30 | 26 | 86.7% |
| 中級 昼の部 | 20 | 18 | 90.0% |
| 中級 夜の部 | 16 | 10 | 62.5% |
| 上級 昼の部 | 15 | 15 | 100.0% |
| 上級 夜の部 | 9 | 6 | 66.7% |
| 養成 昼の部 | 4 | 4 | 100.0% |
| 養成 夜の部 | 6 | 4 | 66.7% |

(出典：業務実績報告書)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | — | — | 7,564 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | 3,782 |
| 都支出金 | — | — | 1,890 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | — | — | 1,892 |
| 決算額 | — | — | 7,563 |

2021年度まで社会福祉法人町田市社会福祉協議会の自主事業として実施されていたため、事業費が計上されていない。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|-------------------------|
| 委託料 | 7,563 | 2022年度手話講習会業務委託 7,563千円 |
| 合計 | 7,563 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

本事業の実施に当たり、国庫支出金 3,782 千円及び都支出金 1,890 千円の歳入がある。

② 監査の結果

ア 受講対象者の要件緩和について（意見 5-11）

手話講習会の募集要項によると、各クラスとも開催した講習会に 23 回以上出席した者を修了としている。また、過去に受講経験があるが未修了の場合は、翌年度の申込不可とされている（翌々年度は可）。

2022年度は上級クラス昼の部及び養成クラス昼の部では受講者の 100%が修了しているが、中級クラス夜の部では受講者のうち修了者は 62.5%と、クラスに

よりばらつきがみられる。5月から翌年2月の10ヶ月を通して23回出席することは、受講者によっては特に感染症の影響等を考慮すると困難な場合も想定される。聴覚障がい者への支援を市民レベルで拡大していくためには、手話講習会を受講する意欲のある市民についてできるだけ広く受け入れていくことが望まれる。また、ある年に未修了となったら、記憶の新しいうちに再度受講できる機会のあるほうが、手話を修得する効果はあがるであろう。

したがって、定員に余裕のある限り、制限を設けず受け入れるよう、受講対象者の要件を緩和されたい。

(11) 精神障がい者援護事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

精神障がい者援護事業は、精神障がい者に対する援護を目的として、地域活動支援センターの運営及び精神障がい者の家族のための支援を行っている。

地域活動支援センター（まちプラ）は、地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより、精神障がい者の自立、社会参加の促進を図るとともに、精神障がい者への理解の促進を図るための施設である。その概要は表 83 のとおりであり、運営を社会福祉法人まちのひへ委託している。2022 年度の延べ来所者数は 1,103 人、1 日平均利用者数は 4.6 人であり、2022 年度末現在の登録者数は 128 名である。

表 83 まちプラの概要

| | |
|-----------|--|
| 事業所名 | 地域活動支援センターまちプラ |
| 設立 | 2015 年 4 月 1 日 |
| 所在地 | 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館 4 階 |
| 運営法人 | 社会福祉法人まちのひ |
| 主な対象者 | 精神障がい者、その家族及びそれに関連する相談などの支援を必要とする者 |
| 開所日及び開所時間 | 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 6 時まで |
| 相談受付時間 | 午前 10 時から午後 5 時まで |
| 休所日 | 土日祝日及び夏季（7 月～9 月）のうち 4 日間及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）休暇に当たる期間 |

（出典：市提供資料）

精神障がい者の家族のための支援は、町田市精神障がい者家族等支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づく補助事業として行っている。特定非営利活動法人町田市精神障害者さるびあ会（以下、「さるびあ会」という。）に対して補助金を交付しており、2022 年度の補助事業の概要は表 84 のとおりである。

表 84 補助事業の概要

| | |
|---------|---------------------------|
| 事業所名 | さるびあ会 |
| 所在地 | 町田市原町田 4-24-6 セリがや会館 3 階 |
| 相談対応 | 毎週月・木曜日 電話・面談 延べ 115 名 |
| 訪問・同行支援 | (2022 年度は利用なし) |
| 年金相談 | 延べ 9 名 |
| 学習会、懇談会 | 毎月 1 回 延べ 92 名 |
| 講演会 | 年 4 回 延べ 45 名 |

(出典：事業報告書)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 19,650 | 19,650 | 19,670 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | 4,195 | 4,195 | 4,205 |
| 都支出金 | 2,097 | 2,097 | 2,102 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 13,358 | 13,358 | 13,363 |
| 決算額 | 19,644 | 19,641 | 19,636 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022 年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|----------------|--------------------------|
| 委託料 | 18,376 | 地域活動支援センター運営委託 18,376 千円 |
| 負担金補助及び 交付金 | 1,260 | 精神障がい者家族支援事業補助金 |
| 合計 | 19,636 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

本事業の実施に当たり、国庫支出金 4,205 千円及び都支出金 2,102 千円の歳入がある。

② 監査の結果

ア 契約金額の妥当性の検証の徹底について（指摘 5-15）

市は、社会福祉法人まちのひへの委託を特命随意契約により行っている。契約に関する手続きの中で、法人から見積書を徴取しているものの、見積内訳書を徴取していなかった。すなわち、見積書の積算根拠の妥当性、ひいては契約金額の妥当性について、十分に検証されているとは言い難い。

市の契約事務の手引書においても、次のとおり、契約金額の妥当性について考慮すべきことが明示されている。

契約事務の手引書より抜粋

第1章 契約の概説

第6節 契約締結の方法

3. 随意契約

(2) 2号随契

少額随契の額を超える契約で、性質又は目的が競争入札に適しないものです。

なお、地方公共団体の契約は競争入札を原則としていますので、安易に随意契約を行うのではなく、案件ごとに競争入札による場合との比較検討を行う必要があります。また、契約相手及び契約金額の妥当性についても考慮する必要があります。

したがって、市は、見積内訳書を徴取し、当該業務委託の委託料の積算根拠の妥当性について、十分に検証する必要がある。

イ 補助対象経費の範囲の明確化について（意見 5-12）

交付要綱において、補助対象経費が次のように定められている。

交付要綱より抜粋

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第4に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 消耗品費
- (5) 通信費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

第5の第6号において、「市長が必要と認める経費」となっているが、現状、特に市長への承認申請等特別な業務フローがあるわけではない。このような包括規定があると、補助対象経費の範囲が不明確となり、本来不必要な経費まで補助対象となるなど、補助対象経費の範囲が不必要に拡大されるリスクがある。

したがって、公金支出の透明性を確保するため、基本的には第6号を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや第6号に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。

ウ 補助金交付額の算定方法の明確化について（指摘5-16）

交付要綱において補助金の交付額は次のように定められている。

交付要綱より抜粋

第6 補助金の交付額

補助金の交付額は、第5に規定する補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額の範囲内で市長が必要と認める額とする。

さるびあ会から提出された2022年度収支計算書を閲覧したところ、表85のように記載されていた。

表 85 2022 年度収支計算書の概要

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|------|-----------|--------|-----------|
| 収入の部 | 1,309,102 | 支出の部 | 1,291,239 |
| 繰越金 | 26,599 | (内訳省略) | |
| 市補助金 | 1,260,000 | | |
| 雑収入 | 3 | | |
| 相談料 | 22,500 | 次期繰越 | 17,863 |

(出典：市提供資料)

市は、「寄附金その他の収入」については、寄附金または同等の補助金等の収入であり、独自財源である繰越金・相談料・雑収入は含まれないものと認識しているとのことである。その場合、過大交付はないことになる。

しかし、交付要綱の文言では、「寄附金その他の収入」を市補助金以外の収入と解する余地がある。その場合は、支出の部の全額を補助対象経費の実支出額として、支出の部の合計額 1,291,239 円から収入の部のうち市補助金以外の収入（繰越金 26,599 円、雑収入 3 円、相談料 22,500 円の計 49,102 円）を控除した額 1,242,137 円が補助金の最大交付額と考えられ、差引 17,863 円が過大交付となる。

「寄附金その他の収入」をめぐって交付要綱の解釈についてこのように見解が分かれることは、合规性を判断する上で適切ではない。市は、交付要綱の規定を見直し、補助金交付額の算定方法を明確化する必要がある。

エ 法人本部会計への繰入金の取扱いについて（意見 5-13）

さるびあ会への補助金に関しては、「2022 年度収支計算書 さるびあ家族支援事業（事業・工賃）会計」が市へ提出されている。これを閲覧したところ、補助金額 1,260 千円のうち 300 千円が事務費として本部会計へ繰り入れられている。摘要欄には「会計・会報・総会資料作成委託」との記載があったが、その計算根拠は示されていない。

事務費は交付要綱に定める補助対象経費(1)から(5)に該当しないが、「(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費」に該当する可能性はある。

一方で、さるびあ会本部会計の収支計算書には収入の部に「家族支援事務費」として 300 千円が計上されており、補助事業において委託とされた事務費は法人外部への委託でなく、本部会計への繰入金であることが読み取れた。そのため、「ウ 補助金交付額の算定方法の明確化について」で記載した交付要綱第 6 に規

定する「実支出額」には該当しない。

さらに、本部会計の2022年度次期繰越金は479千円と、補助事業から繰り入れられた300千円を上回っており、300千円の全額が法人の内部に留保された可能性がある。

上記「イ 補助対象経費の範囲の明確化について」とも関連するが、本部会計への繰入れは補助対象経費としないよう改められたい。

(12) 心身障がい者余暇活動事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

心身障がい者余暇活動事業は、障がい者が明るく楽しい社会生活を過ごすことを目的とし、(ア)障がい者スポーツ大会、(イ)障がい児者スポーツ教室及び(ウ)水泳教室を開催している。

(ア) 障がい者スポーツ大会 (年1回秋に開催する大会)

毎年11月初旬に開催している大会で、パン取り競争、大玉運びなどの競技を行っている。市内の障がい者施設の利用者や、市内在住の障がい者など、毎年500人近い参加がある。

2022年度は、11月3日に第49回障がい者スポーツ大会を町田市総合体育館で開催した。

(イ) 障がい児者スポーツ教室 (年間を通して開催する教室)

市内在住で障がいのある18歳以下の方等を対象に開催している教室で、体育館教室とプール教室で合計100名以上の参加がある。ボランティアの実技指導員が会場でサポートにあたっている。その概要は表86のとおりである。

表86 障がい者スポーツ教室の概要

| | | |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 会場 | サン町田旭体育館 | 町田市子ども発達センター 温水プール |
| 活動内容 | マラソン、トランポリン、 体操等 | 水泳練習、レクリエーション 活動 |
| 活動時間 | 1時間半程度 | 1時間程度 |
| 開催日 | 土曜日午後 (月3回程度) | |
| 参加費 | 年間3,000円前後 (年齢により変わる) | |

(出典：市ホームページ)

(ウ) 障がい児者水泳教室

小学生以上の障がい児者を対象とするプールでの教室活動で、夏休み期間中

に2回開催している。ボランティアの実技指導員が会場でサポートにあっている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 8,266 | 5,409 | 7,217 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | 3,873 | 2,445 | 3,349 |
| 都支出金 | 1,936 | 1,222 | 1,674 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | 516 | 516 | 516 |
| 一般財源 | 1,941 | 1,226 | 1,678 |
| 決算額 | 456 | 473 | 3,807 |

2020、2021年度は新型コロナウイルス感染症対策のためイベント等の中止があった。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------|---------------|---|
| 報償費 | 2,088 | 障がい児スポーツ教室指導員謝礼 |
| 需用費 | 149 | 消耗品 |
| 役務費 | 292 | 傷害保険料 |
| 委託料 | 1,004 | 障がい児スポーツ教室プール監視業務委託 718千円 障がい児者水泳教室プール監視業務委託 65千円 第49回障がい者スポーツ大会車両誘導等 委託 220千円 |
| 使用料及び賃借料 | 274 | 会場借上料 |
| 合計 | 3,807 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

本事業の実施に当たり、国庫支出金 3,349 千円及び都支出金 1,674 千円の歳入がある。

② 監査の結果

ア 契約義務の履行確認の徹底について（指摘 5-17）

障がい児者水泳教室プール監視業務委託と障がい児スポーツ教室プール監視業務委託は、同一の業者に委託されており、仕様書もほぼ同様の形式内容となっている。

仕様書では、業務従事者の資格基準について次のように定められている。プールでの水泳事故は毎年のように発生しており、特に障がい児者の場合、事故の発生が生命の危険につながりやすいことから、業務従事者の資格基準を規定することの重要性は高い。

仕様書より抜粋

11. 業務従事者
乙は次の人員体制等を整えること。
- (3) 総括責任者資格基準
- ① 財団法人日本体育施設協会の水泳指導管理士、財団法人日本体育協会の水泳スポーツ指導員、日本赤十字社の水上安全法救助員等の資格、または同等の資格を有し、通算5年以上のプール監視員業務歴を有すること。
- ② 警備業法第14条に定める欠格事項に該当しない者であること。
- (4) 監視員資格基準
- ① CPR（心肺蘇生法）ができ、下記アからオの資格もしくは同等の資格を有した者であること。
- ア. 財団法人日本水泳連盟の基礎指導員
イ. 文部科学大臣認定の水泳教師、水泳コーチ、水泳指導員
ウ. 日本赤十字社の救急法救急員、水上安全法救助員（指導員）
エ. 日本ライフセービング協会のウォーター・ライフセーバー
オ. NPO 法人日本災害救護推進協議会 A 級ライフガード
- ② 警備業法第14条に定める欠格事項に該当しない者であること。

しかし、市は、委託先からこれらの総括責任者資格基準、監視員資格基準を証

する書面を徴していなかった。すなわち、市の支出手続きは、委託先が仕様書に定める契約義務を完全に履行したか確認しないままに委託料を支出していた点で、合规性の観点から問題がある。

市は、総括責任者資格基準、監視員資格基準を証する書面を委託先から徴取し、委託先が契約義務を履行したかどうかの確認を徹底する必要がある。

イ 類似の契約の統合について（意見 5-14）

「ア 契約義務の履行確認の徹底について」で記載したとおり、障がい児者水泳教室プール監視業務委託、障がい児スポーツ教室プール監視業務委託の2件は、同一の業者に委託されており、仕様書もほぼ同様の形式内容となっている。

現状、障がい児者水泳教室プール監視業務委託は少額随意契約、障がい児スポーツ教室プール監視業務委託は特命随意契約となっているが、これら2件を統合することで、契約に係る事務手続が簡略化できる可能性がある。

契約事務の効率化の観点から、2件の契約を1件にまとめることを検討されたい。

ウ 仕様書内容の見直しについて（指摘 5-18）

第49回障がい者スポーツ大会車両誘導等委託契約について、仕様書の内容が上記「ア 契約義務の履行確認の徹底について」で記載した2件の委託契約と比較して非常に簡略である。

仕様書より全文

第49回障がい者スポーツ大会車両誘導等委託仕様書

- 1 実施場所 町田市立総合体育館
- 2 実施日時 2022年11月3日（8：00～17：00）
- 3 実施内容
 - ・障がい者スポーツ大会当日の会場周辺の交通整理
（交通整理の実施にあたっては、原則として別添の会場周辺地図に記載のある順路に車両を誘導すること。ただし、緊急時はこの限りではない）
 - ・障がい者スポーツ大会当日の町田市立総合体育館内見回り警備
- 4 整理人員 10名（警備隊長含む）
- 5 その他 その他、特別の事項が生じた場合は、その都度協議の上取り決めるものとする。

仕様書に記載されている車両の誘導は、実質的に警備業法第2条第2号業務（交通・雑踏警備）に該当し、体育館内見回り警備は同法第2条第1号業務（施設警備）に該当するが、この仕様書では警備業法への準拠について何ら記載されていない。また、契約名からも警備の委託であることを示す件名になっていないため、合規性の点で問題がある。この状態では、万一事故等が発生した場合に、市と委託先の責任が十分に果たされるか疑問である。

警備業者の業界団体である一般社団法人全国警備業協会は警備業における適正取引の推進に取り組んでおり、その一環として契約内容の明確化があげられているので、市が発注側という優越的地位に立って不明確な仕様書を交付することは適切でない。

市は、契約件名を改めるとともに、「ア 契約義務の履行確認の徹底について」で記載した2件の委託契約と同様に、少なくとも警備業法の遵守に関する事項、業務概要、人員体制（資格基準等）、損害賠償保険に関する事項、再委託に関する事項等、必要な事項を仕様書に盛り込む必要がある。

(13) 小規模作業所等支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

小規模作業所等支援事業は、障がい児者に対して音楽活動を通して通所訓練を実施する団体に対して、その事業経費の一部を補助することにより、障がい児者が地域社会の中で自分らしく生きていくことを目的としている。

2001年度に「障がい児者音楽活動支援事業補助金」を施行して以来、補助金交付先の団体は特定非営利活動法人ドレミの仲間（以下、「ドレミの仲間」という。施設名も「ドレミの仲間」である。）のみである。補助事業の概要は、表87のとおりである。

事業名にある小規模作業所とは、地域の障がい者を対象に、働く場や生活・交流の場の確保をめざす民間事業所である。2006年10月から「障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）」によって障がい者に対する施設、事業体系が再編され、小規模作業所のうち良質なサービスを提供するものについては、新たなサービス体系の下でサービス提供できるよう、都道府県の障害福祉計画に基づいて計画的に移行するものとされた。

新たなサービス体系のもとでは、小規模作業所は主に地域活動支援センターや就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所への移行が行われているが、施設ドレミの仲間は移行していない。

表 87 補助事業の概要

| | |
|------|----------------------|
| 事業所名 | ドレミの仲間 |
| 所在地 | 町田市忠生 3-6-26 |
| 利用者数 | 973名 |
| 活動日 | 通年(月・火・水・木・土曜日)の週 5日 |

(出典：事業報告書)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 10,062 | 9,458 | 9,458 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | 4,729 | 4,729 |
| 都支出金 | 4,095 | 2,364 | 2,364 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 5,967 | 2,365 | 2,365 |
| 決算額 | 10,061 | 9,458 | 9,458 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|------------------|
| 負担金補助及び 交付金 | 9,458 | 障がい児者音楽活動支援事業補助金 |
| 合計 | 9,458 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

本事業の実施に当たり、国庫支出金 4,729 千円及び都支出金 2,364 千円の歳入がある。

② 監査の結果

ア 補助対象経費の範囲の明確化について（意見 5-15）

障がい児者音楽活動支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）では、補助対象経費が次のように定められている。

交付要綱より抜粋

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次の表に定める経費とする。

報酬 給料 職員手当 法定福利費 共済費 賃金 福利厚生費 旅費
職員研修費 備品購入費 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費
及び指導用材料費に限る。） 役務費（通信運搬費に限る。） 使用料及び賃借
料 施設借上費（駐車場代を除く。） 委託料 報償費 その他市長が必要と
認める経費

最後に、「その他市長が必要と認める経費」となっているが、現状、特に市長への承認申請等特別な業務フローがあるわけではない。このような包括規定があると、補助対象経費の範囲が不明確となり、本来不必要な経費まで補助対象となるなど、補助対象経費の範囲が不必要に拡大されるリスクがある。

したがって、公金支出の透明性を確保するため、基本的には、「その他市長が必要と認める経費」を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。

イ 補助金交付の公平性への配慮について（意見 5-16）

交付先は一貫して1団体、ドレミの仲間のみである。交付要綱上、補助対象者としてドレミの仲間という団体名は記載されていないが、「第2 補助の目的」、「第3 補助対象者」の記載により、実質的にドレミの仲間限定されている。

交付要綱より抜粋

第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、市内に居住する障がい児及び障がい者（以下「障がい児者」という。）を対象に音楽活動を用いた創作活動、集団活動又は支援を行う事業を実施する団体に対し、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、障がい児者の社会性の向上及び自立を促進し、もって障がい児者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、障がい児者の小規模作業所としての運営実績を5年以上有する団体とする。

厚生労働省では、障がいのある人が芸術文化にふれ、楽しみ、深めることができる社会づくりを推進するため「障害者芸術文化活動普及支援事業」を実施し、補助金を交付している。当該補助金における芸術文化活動の内容は、特定の分野に限定されていない。しかし、市の補助金においては音楽活動のみに限定されている。

この点、なぜ文化芸術分野の中で音楽活動のみに補助の焦点を当てるのか、また、なぜこの団体に限定されるのかについて、市に質問したところ、市内で障がい児者向けに音楽を主とした創作活動や集団活動を継続的にかつ安定的に運営している団体は、ドレミの仲間のみであるという以上の説明は得られなかった。

補助金の交付先を正当な理由なく限定することは、補助金支出の透明性及び他の団体との公平性からみて適切とはいえない。補助事業の実施に当たっては、公平性について十分に配慮されたい。

(14) 障がい者就労生活支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

障がい者就労生活支援事業は、障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるように、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進し、もって障がい者の自立と社会参加の一層の促進に資することを目的としている。

2022年度は、委託と補助事業により実施している。

委託は、下記の(ア)及び(イ)の2件であり、いずれも1事業所当たり常勤2名、非常勤3名を配置している。

(ア) 町田市障がい者就労・生活支援事業業務委託契約（「主に身体障がい、知的障がい」対象支援センター）

| | |
|------|-----------------------|
| 委託先 | 社会福祉法人つるかわ学園 |
| 契約金額 | 20,602,507円 |
| 事業所名 | りんく |
| 所在地 | 町田市原町田4-24-6 せりがや会館1階 |

(イ) 町田市障がい者就労・生活支援事業業務委託契約（「主に精神障がい、発達障がい」対象支援センター）

| | |
|------|-----------------------|
| 委託先 | 社会福祉法人まちのひ |
| 契約金額 | 20,588,636円 |
| 事業所名 | レッツ |
| 所在地 | 町田市原町田4-24-6 せりがや会館1階 |

補助事業は、就労定着支援事業を実施する者に対し、その実施に要する経費を補助するものである。就労定着支援事業とは、市内に住所を有する障がい者（労働基準法の適用を受ける雇用契約を締結し、就労している者に限る。）の職場へ支援者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者に限る。）を派遣し、当該障がい者、当該障がい者の雇用主又はその従業員に対し、必要な相談、助言等を行うことにより、当該障がい者の就労を定着させるための支援を行う事業である。

「障がい者就労定着支援事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき1団体、社会福祉法人ウィズ町田に対して補助金を交付している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 54,448 | 54,448 | 55,050 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 26,109 | 26,109 | 26,109 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 28,339 | 28,339 | 28,941 |
| 決算額 | 54,170 | 54,141 | 54,994 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|------------|---------------|--|
| 委託料 | 41,191 | 障がい者就労・生活支援事業業務委託（「主に身体障がい、知的障がい」対象） 20,603千円 障がい者就労・生活支援事業業務委託（「主に精神障がい、発達障がい」対象） 20,589千円 |
| 使用料及び賃借料 | 255 | 会場借上料 |
| 負担金補助及び交付金 | 13,548 | 障がい者就労定着支援事業補助金 |
| 合計 | 54,994 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

本事業の実施に当たり、都支出金26,109千円の歳入がある。

オ 委託事業の概要

りんく、レッツにおける本事業の概要は、表88のとおりである。

表 88 りんく、レッツの概要

| 施設名 | りんく | レッツ |
|---------|------------|------------|
| 登録者数 | 891 名 | 547 名 |
| 相談実利用者数 | 延べ 1,987 名 | 延べ 1,312 名 |
| 就労支援件数 | 延べ 8,891 件 | 延べ 3,317 件 |
| 生活支援件数 | 延べ 3,178 件 | 延べ 2,660 件 |
| 新規就労者数 | 49 名 | 24 名 |
| 離職者数 | 22 名 | 6 名 |

(出典：市提供資料)

カ 補助事業の概要

社会福祉法人ウィズ町田は、補助事業として就労支援センターを運営している。その概要は表 89 のとおりである。

表 89 就労支援センターの概要

| | |
|----------|---------------------------|
| 事業所名 | 就労支援センターらいむ |
| 所在地 | 町田市中町 1-9-20 ハピネス中町 101 号 |
| 登録者数 | 188 名 |
| 定着支援対象者数 | 延べ 165 名 |
| 定着支援件数 | 延べ 4,432 件 |

(出典：実績報告書)

② 監査の結果

ア 補助対象事業の要件確認の徹底について（指摘 5-19）

交付要綱において、補助対象事業が次のように定められている。

交付要綱より抜粋

第 5 補助対象事業

補助の対象となる事業は、支援者を専従で配置し、かつ、第 3 に規定する派遣を 1 年につき 150 回以上行う就労定着支援事業とする。

交付先である社会福祉法人ウィズ町田から提出された補助事業実施報告書等を閲覧したところ、利用者（登録者）の状況、支援件数等の記載はあるものの「第3に規定する派遣を1年につき150回以上行う就労定着支援事業」が実際に行われているか、直接的にわかる記載が見当たらなかった。この点で、交付要綱への準拠という合規性の観点から問題がある。

また、支援者を専従で配置しているかどうかについては、2名の職員が常勤体制であっていることを、口頭等で確認しているとのことであるが、客観的に検証可能な確認方法とはいえない。

市は、交付要綱に準拠した事業であることを直接証する資料を徴取するか、実施計画書・実施報告書に明記するよう補助事業者に要請するなどして、補助対象事業の要件確認を徹底する必要がある。

(15) 重度障がい児者医療連携支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

重度障がい児者医療連携支援事業では、地域で生活する重度障がい児者と家族を支援している事業所へ補助金を交付している。

2007年度に「重度障がい児者医療連携支援事業補助金交付要綱」を施行して以来、補助金交付先の団体は特定非営利活動法人ほっと・ステーションらら（以下、「ほっと・ステーションらら」という。）のみである。

表 90 2022年度重度障がい児者医療連携支援事業の概要

| | |
|--------|--------|
| 登録者数 | 10名 |
| 延べ利用人数 | 8名 |
| 利用時間数 | 38.5時間 |

（出典：補助事業実施報告書、数値はいずれも年度合計）

イ 事業費の推移

（単位：千円）

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 5,500 | 2,750 | 2,750 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | 2,750 | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 2,750 | 2,750 | 2,750 |
| 決算額 | 5,239 | 2,510 | 2,667 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|---------------|--------------------|
| 負担金補助及び 交付金 | 2,667 | 重度障がい児者医療連携支援事業補助金 |
| 合計 | 2,667 | |

② 監査の結果

ア 補助対象経費の範囲の明確化について（意見 5-17）

交付要綱において補助対象経費が次のように定められている。

交付要綱より抜粋

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 日中一時保護を行う者(看護師を含む。)の賃金(共済費を含む。)
- (2) 第3第2号に規定する相談に係る医師の報償費
- (3) 第3第2号に規定する施設の賃借料
- (4) 需用費、役務費、旅費及び備品購入費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

第6の第5号において、「市長が必要と認める経費」となっているが、現状、特に市長への承認申請等特別な業務フローがあるわけではない。このような包括規定があると、補助対象経費の範囲が不明確となり、本来不必要な経費まで補助対象となるなど、補助対象経費の範囲が不必要に拡大されるリスクがある。

したがって、公金支出の透明性を確保するため、基本的には第5号を廃止することが望ましいが、少なくとも、承認申請の業務フローを構築することや第5号に該当する経費の具体的な判断基準を定めたマニュアル等を整備することを検討されたい。

イ 補助事業の見直しについて（意見 5-18）

① 事業の概要 アにおいて記載したとおり、補助金の交付先は、補助事業を開始して以来、一貫して1団体、ほっと・ステーションららのみである。

交付要綱より抜粋

第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 日中一時保護 冠婚葬祭、疾病等の理由により、保護者等現に居宅において重度障がい児者（えん下障がい、呼吸障がい等により、たんの吸引、経管栄養、胃ろう、導尿、酸素吸入その他の医療的ケアを必要とする者を含む。以下同じ。）の介護を行う者が当該介護を行うことができない場合又は当該保護者等が休息を必要としている場合において、当該重度障がい児者を日中一時預かることをいう。

(2) 医療連携支援事業 医師による介護又は医療の相談を必要に応じて行うことができる施設における日中一時保護及び当該相談並びに重度障がい児者の居宅における日中一時保護を一体的に実施する事業をいう。

第4 補助対象者

補助の対象となる者は、医療連携支援事業を適切に行うことができると市長が認める団体とする。

重度障がい児者を支援する団体は市内に他にも存在すると推測されるどころ、なぜほっと・ステーションららにのみ補助金を交付しているのかが不明であるため市に質問したところ、補助制度立ち上げ当時、補助対象となる事業を実施しているのは当団体のみであったことから、団体が事業継続できるよう補助を継続してきたという以上の説明は得られなかった。

補助制度の開始当初は、交付先に隣接して医療機関が存在したことから、医療連携支援を有効に実施することが可能であったと推測される。しかし、その後交付先が移転したため、医療機関と隣接していない状況になっているにも関わらず、市は、医療連携支援が引き続き有効に実施されるかどうかの見直しを行っていない。

また、1団体のみへ補助金を交付する場合、補助金交付の成果は市内に広く及ぶことが望ましい。この点、交付先から提出された2022年度の補助事業実施計画書及び実施報告書によると、支援対象者（重度障がい児者）は交付先の「居宅介護事業等を利用しなおかつ日頃の健康状況の把握ができる人」に限定されていた。

さらに、交付先から提出された事業予算書及び決算書において、補助対象経費である「医師の報償費」が計上されておらず、医療連携支援事業の実態が不明である。

以上のことから、ほっと・ステーションららにおいて補助対象事業が適切に実施されたかどうか疑問が残る。

このような状況で、補助金の交付先を継続して正当な理由なく限定することは、補助金支出の透明性及び他の団体との公平性からみて適切とはいえない。

市は、透明性、公平性に照らして本補助事業のあり方を見直されたい。

(16) 障がい者レスパイト事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

レスパイトとは休息、息抜き、小休止といった意味を表す。介護においては、「介護する側が一時的に介護を離れて、リフレッシュすること」を指す。市においても、成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があり、家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められている。短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い。

障がい者レスパイト事業は、障がい者を介護する者の負担軽減を図り、もって障がい福祉の向上に寄与することを目的とし、障がい者を介護者に代わり一時的に事業所等で介護する事業を実施している事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部を補助している。

「障がい者介護者レスパイト事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によると、利用者は次のとおりである。

交付要綱より抜粋

第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者介護者レスパイト事業 居宅において障がい者を介護する者に代わり、一時的に事業所等で当該障がい者を介護する事業をいう。
- (2) 利用者 市内の居宅において障がい者を介護する者で、障がい者介護者レスパイト事業を利用するものをいう。

2022年度の補助金交付先は特定非営利活動法人地域であたりまえに育つ営みを支援する会（以下、施設名から「ひまつぶし」という。）のみである。利用者は、年会費3,000円でレスパイト会員に登録した上で、時間当たりの利用料を負担する。その他、有料での送迎も行われている。2022年度の実績は、表91のとおりである。

表 91 2022 年度障がい者レスパイト事業の実績

| 項目 | 年間 | 月平均 |
|--------|-------------|-----------|
| 開設日数 | 360 日 | 30 日 |
| 営業時間 | 8,640 時間 | 720 時間 |
| 延べ利用件数 | 4,299 件 | 358 件 |
| 実利用人数 | 948 人 | 79 人 |
| 利用時間数 | 9,284 時間 | 774 時間 |
| 送迎件数 | 3,505 件 | 292 件 |
| 収入額 | 7,813,285 円 | 651,107 円 |

(出典：補助事業実施報告書)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 4,610 | 4,610 | 4,610 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | — | — | — |
| 都支出金 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 4,610 | 4,610 | 4,610 |
| 決算額 | 4,610 | 4,610 | 4,610 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022 年度 決算額 | 主な内容 |
|----------------|----------------|--------------|
| 負担金補助及び 交付金 | 4,610 | 介護者短期休養事業補助金 |
| 合計 | 4,610 | |

② 監査の結果

ア 補助事業決算の内容確認の徹底について（指摘 5-20）

ひまつぶしから市に提出された補助事業に係る収支決算書と、法人として2023年6月30日付で東京都に提出された2022年度活動計算書を対比したところ、下記のとおり整合しない点があった。

a. 収支決算書計上額が活動計算書計上額から算出される金額を上回るもの

| 項目 | 金額 |
|---------------------------|-----------|
| 収支決算書における事業所等の維持管理費のうち備品費 | 167,855 円 |

ひまつぶしでは備品費について、法人全体の活動計算書における事業費と管理費を合計した金額の5分の1を本補助事業の対象経費として報告するとしている。この場合、備品費は、事業費586,673円と管理費146,657円の合計733,330円に5分の1を乗じた146,666円となり、収支決算書計上額167,855円は、21,189円過大となる。

b. 収支決算書計上額が活動計算書計上額から算出される金額を下回るもの

| 項目 | 金額 |
|--------------|-----------|
| 事務経費のうち支払手数料 | 244,458 円 |

支払手数料についても a. と同様の計算方法により収支決算書計上額を算出している。この場合、支払手数料は、活動計算書における事業費1,025,728円と管理費245,182円の合計1,270,910円に5分の1を乗じた254,182円となり、収支決算書計上額244,458円は、9,724円過小となる。

c. 収支決算書計上額が活動計算書計上額を上回るもの

| 項目 | 金額 |
|------------------------|-----------|
| 事業所等の維持管理費のうち租税公課（消費税） | 450,000 円 |

活動計算書計上額は法人全体で312,600円であるから、収支決算書計上額がそれを上回るとは誤りである可能性が高い。

市からひまつぶしに確認をとったところ「2023年3月31日時点では、消費税を未払金450,000円として仕訳していた。2023年5月に、消費税の対象となるレスパイト事業、食事等の基準年度の売上げが1,000万円に満たないため、消費税がかからないことが判明した。租税公課について、活動計算書計上額は

312,600円となっているが、これには消費税は含まれない。」とのことである。

すなわち収支決算書の金額450,000円は誤りで、活動計算書の本額312,600円より137,400円過大となる。

上記a.b.c.について修正・再計算すると、補助対象経費が148,865円過大計上されていたことになるが、結果的に補助金交付額は変わらなかった。

しかし、このように誤った収支決算書に基づき、補助金額決定の決裁を行わないためにも、収支決算書の真実性、正確性、信頼性について担保できる仕組み、ないし市における確認作業が必要である。補助事業の実績報告よりも法人全体の決算作業が後になる場合、実績報告の信頼性を確認するためには、市は、法人の決算後、直ちに活動計算書等を入手して、補助事業に関する実績報告との整合性を確認し、誤りがあれば修正を求め、必要に応じて補助金交付額の返還も要請する必要がある。

イ 補助対象経費の確認の徹底について（指摘5-21）

補助事業に係る収支決算書には、事業所等の維持管理費として「レス経費222,308円」が計上されている。しかし、これはレスパイト事業に係る行事費であって、交付要綱に定める補助対象経費に該当しないため、交付要綱に準拠した報告とはいえない。

補助対象経費以外の経費については補助事業の収支決算書に含めないよう、市はひまつぶしに対して指導する必要がある。

交付要綱より抜粋

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 事業所等及び車両の維持管理費
- (2) 事務経費

(17) 障がい者虐待防止事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

障がい者虐待防止事業は、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としている。具体的には、虐待を受けた障がい者保護に必要な居室確保、及び当該居室での障がい者支援を委託により実施している。

市は、「障がい者緊急一時保護事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）を定め、本事業を実施している。その概要は表 92 のとおりであり、2022 年度は、延べ 33 人に対して一時的な保護が行われた。

表 92 障がい者虐待防止事業の概要

| | |
|--------|--|
| 対象者 | 市内に在住し、身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けた者 |
| 実施施設 | 市が委託した医療施設、福祉施設等(以下、「保護施設」という。) |
| 保護の期間 | 1 回につき 7 日以内 |
| 委託先 | 特定非営利活動法人 地域であたりまえに育つ営みを支援する会 |
| 施設名 | ひまつぶし de すぷーん |
| 施設所在地 | 町田市金井 2-4-7 |
| 主な委託内容 | 利用者の保護、食事等の提供及び施設の設備を利用者の用に供すること 常時 1 名分の受入れ態勢を確保すること |

(出典：実施要領及び業務委託契約書・仕様書)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

| 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 2,543 | 4,071 | 4,071 |
| 財源内訳 | — | — | — |
| 国庫支出金 | 1,047 | 2,035 | 2,035 |
| 都支出金 | 748 | 1,018 | 1,018 |
| 地方債 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 一般財源 | 748 | 1,018 | 1,018 |
| 決算額 | 2,151 | 3,626 | 3,576 |

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

| 節 | 2022年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------------|------------------------|
| 委託料 | 3,576 | 障がい者虐待緊急一時保護委託 3,576千円 |
| 合計 | 3,576 | |

エ 事業収入（歳入）の状況

本事業の実施に当たり、国庫支出金 2,035 千円及び都支出金 1,018 千円の歳入がある。

② 監査の結果

ア 実施要領と随意契約理由の不整合について（指摘 5-22）

実施要領には、被保護者の施設への送迎について下記のとおり定めている。

実施要領より抜粋

第8 保護施設への送迎

市長及び保護施設の長は、被保護者の保護施設への送迎を実施しない。

これに対応して、被保護者の施設への送迎サービスは仕様書上、委託業務の内

容にも含まれていない。

しかしその一方で、委託に関して、契約方法決定書の備考欄に随意契約理由として「身体障がい児・者を安全に一時保護するため、送迎サービスの対応ができ、…」との記載がある。

契約方法決定書より抜粋

【随意契約理由】

緊急かつやむを得ない理由により自宅で生活することが困難な身体障がい児者を安全に一時保護するため、送迎サービスの対応ができ、医療的ケアを必要とする障がい児者にも対応が可能であり、緊急時には柔軟に受け入れ態勢が取れ、緊急一時保護事業においても実績のある「特定非営利活動法人地域であたりまえに育つ営みを支援する会」と、随意契約いたしたい。

送迎サービスの対応は、実施要領及び委託業務の内容を超えるものである。市によると、委託先は(16)障がい者レスパイト事業において、市の補助金の交付を受けており、当該事業の中で送迎サービスを有料で提供している。また、当事業においても、どうしても送迎が必要な人は自己負担で送迎サービスを利用しているとのことであった。

しかし、送迎サービスが本委託業務の内容に含まれない以上、送迎サービスが可能であることを評価するかのような表現は、随意契約理由として適切ではない。

実施要領と委託業務内容、随意契約理由は整合している必要がある。このような不整合を生じないように留意されたい。